

三重県消防広域化推進計画

三 重 県
平成20年3月

目 次

第1章 消防広域化推進計画策定に関わる基本的な事項	…… P1
1.1 消防の現状と課題	
1.2 消防の広域化の必要性	
1.3 消防の広域化の効果	
1.4 消防組織法における広域化の基本的な考え方	
第2章 市町の消防の現況及び将来の見通し	…… P9
2.1 市町の消防の現況	
2.2 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し	
第3章 広域化対象市町の組合せについて	…… P31
3.1 広域化対象市町の組合せの基本的な考え方	
3.2 本県における将来の消防体制について	
3.3 各ブロックの組合せの考え方について	
第4章 広域化推進のために必要な措置	…… P42
4.1 広域化推進のための措置事項	
第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	…… P44
5.1 広域化後の消防体制の整備	
5.2 関係市町等間の調整	
5.3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策	
第6章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携確保に関する事項	…… P46
6.1 消防団との連携確保	
6.2 市町防災担当部局との連携確保	

第1章 消防広域化推進計画策定に関わる基本的な事項

1.1 消防の現状と課題

近年のわが国の消防は、災害の大規模化や複雑化への対応が求められるだけでなく、少子高齢化などの社会背景による救急出動要請の増大や職員の高齢化、また通信施設・指令システムの高度化等、最先端技術の導入に関しても対応を迫られており、消防への期待と負担は高まる一方となっています。今後、これらの要請に対し適切かつ迅速に対応するためには小規模な消防本部単位での対応では限りがあり、消防力及び財政基盤の整った規模の大きな消防本部単位での対応を行うことが望ましいところですが、現在、日本全体が抱える社会問題である人口減少や高齢化、更には地方の厳しい財政事情等により、消防力の低下が避けられない状態となっています。そこで、自らの消防力を存分に発揮できる強力な消防体制の整備が求められ、消防の広域化が必須の課題となっています。

現在、国は市町村が火災の予防、警戒、鎮圧や救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、消防組織法に定める消防責任を十分に果たしていくために必要な施設及び人員の基準として、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)を定め、この整備指針に基づいた消防を推奨しています。

管轄人口規模別のモデル消防本部のイメージは以下のとおりです。

管轄人口別のモデル消防本部のイメージ

管轄人口	署所の組織	車両台数				職員数
50万人規模	4署11出張所	指揮車	4台	消防ポンプ車	25台	500人
		はしご車	5台	化学車	3台	
		救助工作車	4台	救急車	14台	
30万人規模	3署6出張所	指揮車	3台	消防ポンプ車	12台	358人
		はしご車	3台	化学車	2台	
		救助工作車	3台	救急車	8台	
10万人規模	1署2出張所	指揮車	1台	消防ポンプ車	5台	121人
		はしご車	1台	化学車	1台	
		救助工作車	1台	救急車	3台	

(出典：消防力の整備指針)

1 火災対応面の課題

消防力の整備指針で想定する火災のリスク及び対処方針は、建築面積63㎡程度の一戸建ての住宅(2階建て、延焼面積125㎡程度)で発生した火災を火元建築物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止することであり、そのために必要な消防力の整備目標としては、消防ポンプ自動車1台の消防活動能力で換算して5～6台で対応することが想定されています。

従って、管轄人口10万人規模の消防本部では、この規模の火災発生時に必要最小限度の対応は可能ですが、第1次出場ではほぼ全ての部隊が出払い、規模が拡大した場合や二次災害の発生時には、県内相互応援協定等に依存することとなります。

一方、大規模消防本部においては、1件の民家火災に第1次出場で指揮車や救助工作車等、併せて6～10隊が出場するケースが多く、さらに通報内容や先着隊情報等により、統一的な指揮命令系統に基づき、直ちに第2次・第3次と追加出場させ、出場後の空白地域には更に遠方の部隊を配置転換させて二次災害に備えるといった対応も可能となっています。しかしながら、昨今の厳しい財政事情を鑑みても、中小規模の消防本部が単独で消防力の整備目標を引き上げることは極めて困難な状況にあります。

2 救急対応面の課題

救急自動車については、消防力の整備指針によって、人口規模を基準に定められており、具体的には以下を基準とし、該当市町村の昼間人口及び1世帯あたりの人口、更に救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とされています。全国的に救急出動件数は増加の傾向を示しており、高齢化の進展により今後さらに救急へのニーズが高まることが予想されています。

また、救急救命士については、処置範囲の拡大（気管挿管、薬剤投与）に対応するため、医学的知識を実習により習得するとともに、実践に即した手技を確実に身に付けることが求められています。

消防力の整備指針における救急自動車の基準

市町村の規模	救急自動車の設置基準
人口15万人以下の市町村	人口3万人に1台
人口15万人超の市町村	5台に、人口15万人を超える人口について概ね6万人ごとに1台を加算した台数

(出典：消防力の整備指針)

3 火災予防行政面の課題

防火対象物の大規模・高層化等の高度利用が急激に進展しており、年々増加の傾向を示していますが、一方で各消防本部における予防査察の実施件数は、減少の傾向にあります。

更には、平成13年に発生した新宿歌舞伎町の小規模雑居ビル火災や平成18年の長崎県大村市におけるグループホーム火災、平成19年の兵庫県宝塚市でのカラオケボックス火災等に見られる小規模な建築物から多くの死者が発生した火災事例への対応等、火災予防関係及び火災原因調査関係のより一層の充実強化が求められています。また、平成19年6月に多数の者が出入りする大規模な建築物等にお

ける大規模地震等に対応した自衛消防力の確保のために消防法の改正が行われたことによる事業所への指導・査察体制の充実強化など、今後ますます予防の分野における専門知識を有する職員の確保が求められます。

4 職員面の課題

全国の消防吏員数は微増傾向にありますが、年齢層別で見ると30歳未満は横這い、30歳以上50歳未満は減少傾向、また50歳以上は増加傾向と、高齢化が進展しており、全国の消防吏員約15万人中、50歳以上が約5万人を占めています。

1.2 消防の広域化の必要性

消防は、国民の生命、身体及び財産の火災からの保護、火災又は地震等の災害の防除、及びこれらの災害による被害の軽減を任務とし、基礎自治体である市町村がまずその任にあたる市町村消防の原則により、これまで消防制度の根幹として維持され、今後も一義的な消防の責務を担っていく必要があります。さらに近年、災害の大規模化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は急速に変化しており、消防はこの変化に的確に対応する必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されているなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。これを職員数の規模で見ると、消防本部の職員数はおおむね管轄人口の1,000分の1であることから、管轄人口10万人未満の消防本部の職員数は、100人未満となることが多いと考えられます。

これらを克服するためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であり、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されます。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も将来人口は減少するものと予想されています。本県におきましても、県内の各消防本部における管轄人口の減少が見込まれ、このことは、過疎地域をはじめとする地方においては、人口減少と合わせて、財政力の低下が懸念されるなど、厳しい状況が予測されます。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も、懸念されています。

このような現状にかんがみますと、市町の消防体制の整備及び確立を図るためには、自主的な市町の消防の広域化をより積極的に推進する必要があります。

1.3 消防の広域化の効果

消防の広域化を行うことで、行財政上の様々なスケールメリットが働くことが期待され、それにより厳しい財政状況下における効果的・効率的な消防体制の整備を図ることができ、その具体的内容は以下のとおりです。

【住民サービスの向上】

1 災害時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

広域化により、一消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動の段階で災害等の規模に応じた部隊を投入でき、多数の部隊の統一的な運用による効果的な対応が可能になります。

2 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

一部の消防本部間で定められている境界付近の建物火災に対して必要な事項が定められた「県内消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書」に基づき、現場到着時間のシミュレーションを行ったところ、下記のとおり現場到着時間の短縮が確認できました。

境界付近における現場到着時間シミュレーション

受援消防本部	応援消防本部	受援消防本部		応援消防本部		差引	
		走行距離 A	所要時間 A	走行距離 B	所要時間 B	短縮距離 A-B	短縮時間 A-B
A消防本部	C消防本部	約7.1km	約7分	約5.4km	約5分	約1.7km	約2分
	C消防本部	約7.6km	約8分	約5.6km	約6分	約2.0km	約2分
	C消防本部	約8.8km	約9分	約7.4km	約8分	約1.4km	約1分
	C消防本部	約4.5km	約5分	約3.4km	約4分	約1.1km	約1分
B消防本部	A消防本部	約4.2km	約5分	約1.7km	約2分	約2.5km	約3分
	A消防本部	約4.8km	約5分	約2.3km	約3分	約2.5km	約2分
C消防本部	A消防本部	約4.7km	約5分	約2.9km	約3分	約1.8km	約2分
	E消防本部	約6.1km	約6分	約2.6km	約3分	約3.5km	約3分
D消防本部	C消防本部	約9.4km	約10分	約5.2km	約6分	約4.2km	約4分
	C消防本部	約7.8km	約8分	約4.3km	約5分	約3.5km	約3分
	E消防本部	約5.2km	約7分	約5.0km	約6分	約0.2km	約1分
	E消防本部	約5.2km	約7分	約5.0km	約6分	約0.2km	約1分
E消防本部	D消防本部	約5.1km	約6分	約2.4km	約3分	約2.7km	約3分

※ 走行速度一般道路60km、都市高速道路60km、高速道路80kmで、走行するものと想定している。

※ 対象については、覚書に定められた区域にある公共施設、集客施設、大規模施設から選定を行った。

※ 所要時間については、対象施設に最も近い消防署所から現場到着までに要した時間とする。

【消防体制の効率化】

3 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強並びに救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

消防本部には災害現場で消火などの消防活動を行う職員の他に、事務や通信指令業務（119番通報を受けて指令をする業務）を担当する職員がいますが、広域化によりこれらの業務が効率化されるため、その人員を現場要員として配置することができ、現場の増強を図ることが可能になります。また、救急救命及び火災原因調査、立入検査といった専門的な知識や技術を要する人材の育成や確保が、容易になります。現場活動要員の増強については、例えば、平成18年度に策定した「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」において、共同運用された場合の通信指令要員数を各ブロックの人口、災害件数、指令台数等が同規模の消防本部を基準に試算したところ、以下のとおり共同運用の規模が大きいほど要員を少なくできるという結果を得ており、効率化された人員を現場に配置することが可能になります。

消防指令センター通信指令要員数の試算

ブロック	通信指令要員数
8ブロック	138人
4ブロック	107人
1ブロック	42人

※ 交代制を3部制とし、管理職員等についても考慮している。

※ 8ブロックについては、三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画を基に推計し、試算した。

(出典：三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画)

また、平成18年1月1日に旧津市消防本部と久居地区広域消防組合が市町村合併により統合された際には、下記のとおり合併後も、消防職員数は増加している一方で、消防本部の人員については削減されており、人員を要する部署への効率的な配置が行われています。

旧津市消防本部と久居地区広域消防組合との合併時における人員の推移

年度	消防本部名	職員数	本部要員 4部門計	部門別				左記4部門 以外の 職員数
				総務 部門	通信指令 部門	消防救急 部門	予防保安 部門	
H17	(旧)津市消防本部	216人	41人	14人	12人	7人	8人	175人
	久居地区広域消防組合	126人	26人	7人	12人	2人	5人	100人
	計	342人	67人	21人	24人	9人	13人	275人
H18	(新)津市消防本部	344人	57人	16人	18人	11人	12人	287人
	差引(H18-H17)	2人	△10人	△5人	△6人	2人	△1人	12人

さらに、平成19年4月1日から桑名市消防本部と四日市市消防本部との間で、通信指令業務の共同運用が始まり、通信指令要員6名を現場要員とする効率的な配置が行われ、システムの高機能化により119番通報の着信から指令までの時間が、過去の平均より短縮されています。また、指令センター整備の費用についてはそれぞれの消防本部が単独で整備する場合と比較して、約3億5千万円の節減効果がありました。

4 各本部に施設等を整備するといった重複投資の回避による経費の節減

広域化により、各消防本部で整備している消防車両や消防施設の重複投資が避けられ、より効率的な整備によって、経費の節減を図ることが可能になります。

消防指令センターについても、広域化により統合されることとなり、「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」によると、通信指令業務が共同運用された場合、概算ですが以下のとおり、共同運用の規模が大きくなるほど費用対効果が高くなるという結果を得ています。

消防指令センター整備費用の試算

整備形態	整備費		年間維持費	
	金額	節減率	金額	節減率
単独整備	7,775,763 千円	—	522,555 千円	—
8 ブロック	6,015,634 千円	22.6%	419,606 千円	19.7%
4 ブロック	4,722,919 千円	39.3%	386,400 千円	26.1%
1 ブロック	3,103,723 千円	60.1%	341,666 千円	34.6%

※ 整備費は、消防指令センターシステム整備費用、回線費用及び発信地表示システム費用の試算である。

※ 消費税は含まない。

※ 8ブロックについては、三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画を基に推計し、試算した。

(出典：三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画)

【消防体制の基盤の強化】

5 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

広域化により、一消防本部における財政規模が拡大し、資機材の購入に充てる予算についても拡大することから、財政負担ルールの調整が必要になりますが、下記のような高額な特殊消防車両を整備する場合、単独で整備するよりも計画的により短期間のうちに整備することが可能になります。

主な特殊消防車両の補助基準額

特殊消防車両	消防ポンプ自動車	化学消防車	はしご消防自動車	救助工作車＋救助資機材	高規格救急自動車＋救命資機材
国庫補助における基準額	12,753 千円	41,067 千円	98,538 千円	43,836 千円	28,131 千円

(出典：消防防災設備整備費補助金交付要綱)

6 組織及び人員規模の拡大に伴う適切な人事ローテーションによる組織の活性化

広域化により、一消防本部における職員数が増加するため、職員の年齢、勤務経験等を考慮した適切な人事ローテーションが可能になります。また、職員を高度な研修に派遣することなどができるようになり、職員の資質向上を図ることが可能になります。

1.4 消防組織法における広域化の基本的な考え方

総務省消防庁では消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行い、同年7月には消防庁長官より消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項等が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）として定められました。

基本指針において、各都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を、その後5年度以内（平成24年度）に、広域化対象市町村は「広域消防運営計画」を策定し、広域化を実現することとされています。

1 消防の広域化に関し消防組織法で定められている事項

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義 [第31条]
- ② 消防庁長官による基本指針の策定 [第32条]
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等 [第33条]
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成 [第34条]
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮 [第35条]

2 消防の広域化の前提

消防の広域化は、消防署所の数や職員数の削減ではなく、消防体制の整備及び確立を図ることを目的としています。

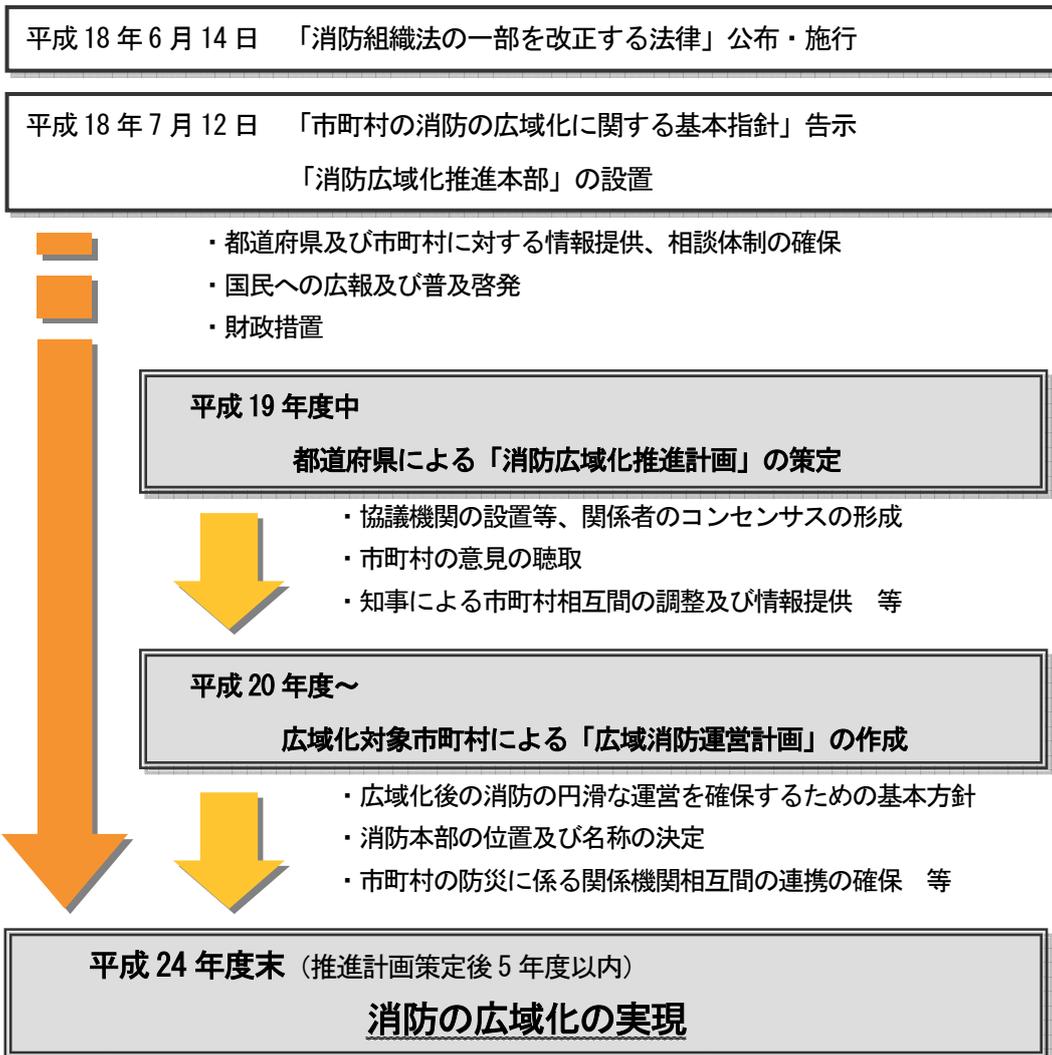
また、消防団は、広域化の対象外であり、従来どおり市町村ごとに設置するものであります。

3 基本指針で定める市町村の組合せに関する基準

基本指針の中で、広域化の規模については、一般論としては消防本部の規模が大きいかほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと示されています。

また、消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、消防本部の管轄人口の観点から言えば、おおむね30万以上の規模を一つの目標としています。ただし、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部（とうしょぶ）などの地理的条件や、広域行政、地域の歴史、日常生活圏等の地域の事情について十分な考慮が必要であるとしています。

4 国が示すスケジュール



第2章 市町の消防の現況及び将来の見通し

2.1 市町の消防の現況

1 消防本部の現状

本県における消防本部の現状は、市町村合併の推進により、平成18年1月1日に新「津市」（10市町村）が誕生し、従来の津市消防本部と久居地区広域消防組合が統合されたことで、県内の消防本部は15消防本部となり、その内訳は、単独設置7本部、事務委託4本部、一部事務組合4本部で構成されています。

県内全市町の消防の常備化については、平成10年4月1日、南牟婁郡の3町1村（旧御浜町、旧紀宝町、旧紀和町、旧鶴殿村）が消防事務を熊野市消防本部に委託したことにより、体制が整えられています。

なお、市町村合併の結果、南伊勢町においては、旧南勢町地区は志摩広域消防組合が旧南島町地区は紀勢地区広域消防組合が管轄することとなり、1つの町に2つの消防本部の管轄区域が存在しています。

県全体の面積は5,776k㎡であり、一消防本部あたりの平均管轄面積は約385k㎡となります。全国の消防本部あたりの平均管轄面積は485k㎡であることから、平均管轄面積は全国に比べると少ない状況にありますが、本県では管轄面積が200k㎡前後の消防本部と550～700k㎡前後の消防本部に二分化している状況にあります。

一方、人口は1,866,963人（平成17年国勢調査確定値）であり、一消防本部あたりの平均管轄人口は約12.4万人です。全国の消防本部あたりの平均管轄人口は15.7万人であり、平均管轄人口は全国平均を下回っています。県内15消防本部のうち、国が示す30万人以上の規模を有するのは四日市市消防本部のみで、人口10万人以上30万人未満は6消防本部、10万人未満は8消防本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にあります。

また、消防吏員の数は、県内全体が2,361人（平成19年4月1日現在）で、そのうち消防吏員数が100人未満の消防本部は5消防本部となっており、ここ10年間における消防吏員の全体数は微増しています。

消防吏員2,361人のうち、本部要員（総務、通信指令、消防救急、予防保安の4部門を担当している者）は、436人で全体の18.5%を占め、小規模な消防本部において業務を兼務している者が多数いる状況が見受けられます。

各消防本部における消防体制の概要

(平成19年4月1日現在)

消防本部名	消防 吏員数 (人)	消防署	分署 及び 出張所	管轄 人口 (人)	管轄 面積 (km ²)	防火対 象物数 (件)	管轄市町名	事務処理 方式
桑名市消防本部	235	1	7	218,271	394.57	6,037	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	310	3	5	324,007	219.83	12,156	◎四日市市、川越町、朝日町	事務委託
菰野町消防本部	40	1	0	38,986	106.89	923	菰野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	186	1	5	193,114	194.67	6,981	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	76	2	0	49,253	190.91	1,799	亀山市	単独設置
津市消防本部	345	4	10	288,538	710.78	8,231	津市	単独設置
伊賀市消防本部	176	3	5	100,623	449.17	3,176	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	100	1	2	82,156	238.76	1,787	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	171	1	6	158,918	384.44	3,580	◎伊勢市、玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	39	1	0	23,067	107.88	844	鳥羽市	単独設置
志摩広域消防組合	140	1	5	67,805	289.46	2,553	志摩市、南伊勢町(ただし、旧南 勢町の区域に限る)	事務組合
松阪地区広域消防組合	270	4	5	207,384	714.22	7,112	松阪市、多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合	80	1	3	28,994	783.10	911	大台町、南伊勢町(ただし、旧南 島町の区域に限る)、大紀町	事務組合
三重紀北消防組合	113	3	1	42,066	449.97	1,585	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	43,781	541.57	1,307	◎熊野市、御浜町、紀宝町	事務委託
(15消防本部) 合計	2,361	28	57	1,866,963	5776.22	58,982	29市町	

※管轄市町名の「◎」は事務受託市

消防吏員数の推移

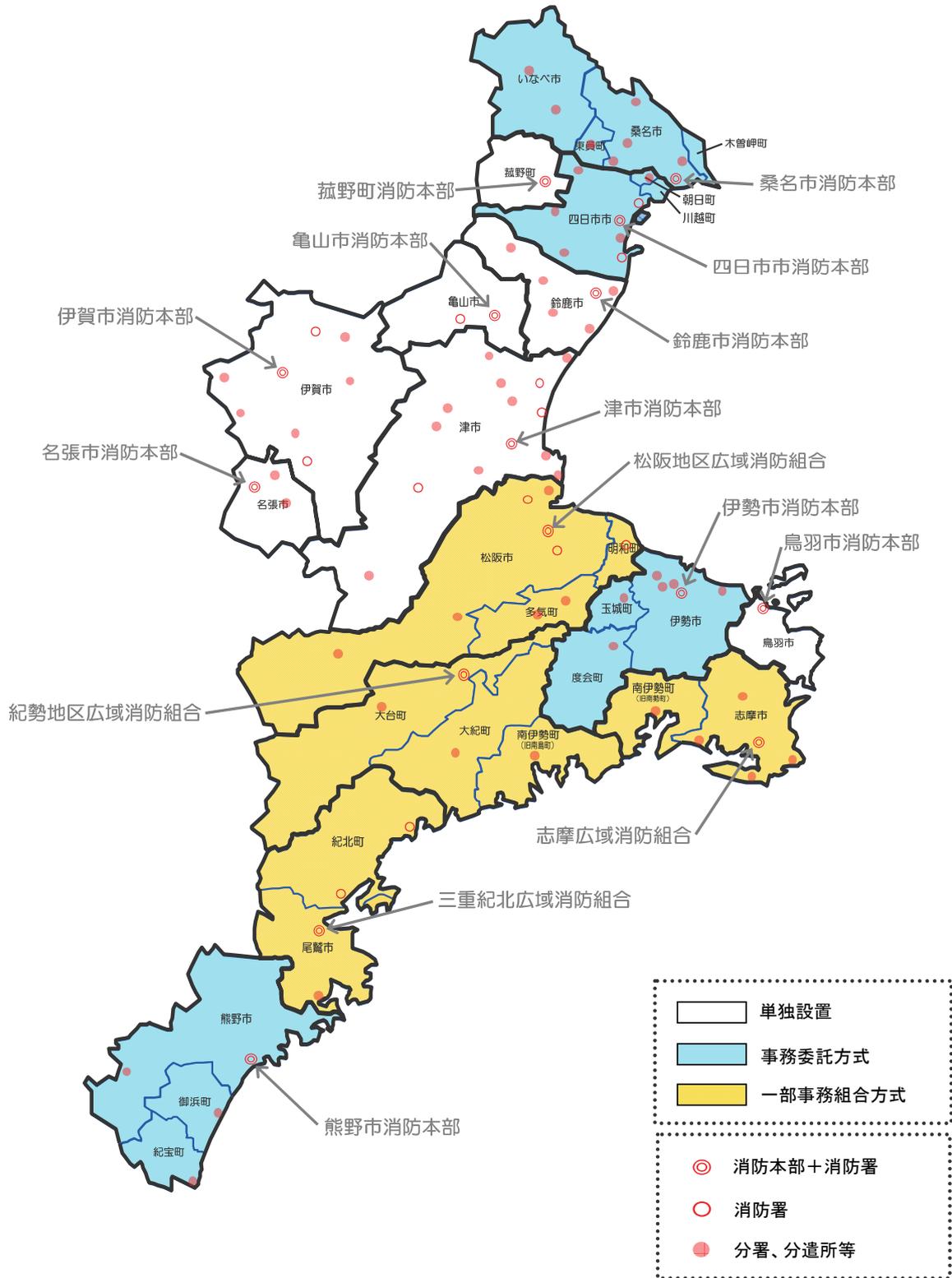
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
消防吏員数 (人)	2,211	2,225	2,233	2,242	2,251	2,269	2,293	2,307	2,338	2,361

各消防本部における本部要員の状況

消防本部名	H19.4.1 消防吏員数	本部要員数 (4部門計)	部門				本部要員 比率	兼務者数
			総務 部門	通信指令 部門	消防救急 部門	予防保安 部門		
桑名市消防本部	235	36	9	12	5	10	15.3%	0
四日市市消防本部	310	64	13	15	21	15	20.6%	0
菰野町消防本部	40	7	3	0	0	4	17.5%	1
鈴鹿市消防本部	186	37	9	13	6	9	19.9%	0
亀山市消防本部	76	22	7	9	0	6	28.9%	0
津市消防本部	345	54	14	17	11	12	15.7%	0
伊賀市消防本部	176	26	6	10	5	5	14.8%	1
名張市消防本部	100	18	8	0	4	6	18.0%	6
伊勢市消防本部	171	33	9	10	4	10	19.3%	0
鳥羽市消防本部	39	10	4	0	1	5	25.6%	0
志摩広域消防組合	140	31	8	8	8	7	22.1%	16
松阪地区広域消防組合	270	34	7	13	4	10	12.6%	0
紀勢地区広域消防組合	80	14	3	7	0	4	17.5%	0
三重紀北消防組合	113	16	9	0	3	4	14.2%	1
熊野市消防本部	80	34	11	6	8	9	42.5%	20
計	2,361	436	120	120	80	116	18.5%	45

※ 兼務者数とは、本部内の部門を兼務している者及び本部と署所を兼務している者をいう。

事務処理方式の形態及び消防署所の配置

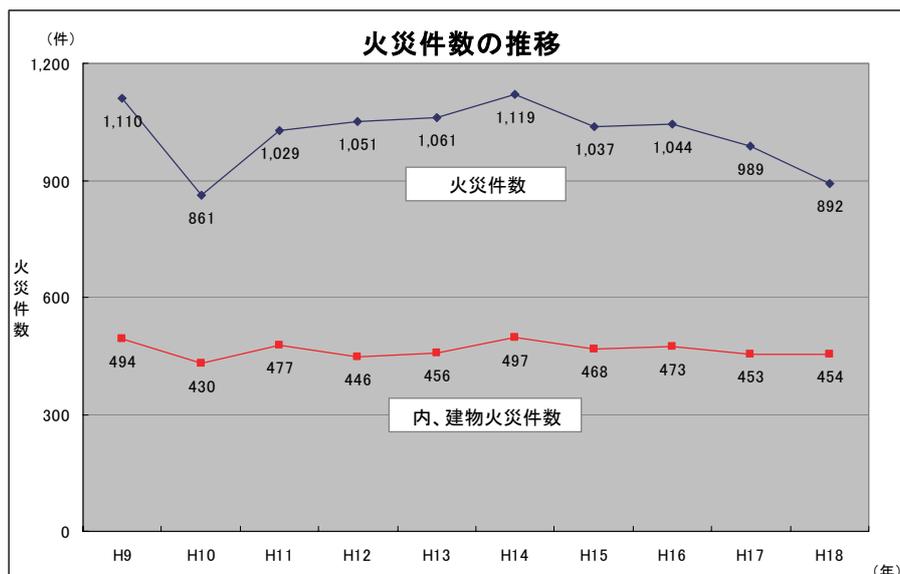


2 消防の活動状況

本県における火災発生状況、火災出動状況、救急出動状況、救助出動状況及び火災予防行政の状況等については、以下のとおりです。

ア. 火災発生状況

県内の出火件数は、年1,000件前後を推移し、ここ数年は減少傾向にあります。出火のうち建物火災によるものは、おおむね450件前後を一定して占めています。



(出典：平成9年～17年度版消防防災年報、平成19年消防防災現況調査)

イ. 出場状況

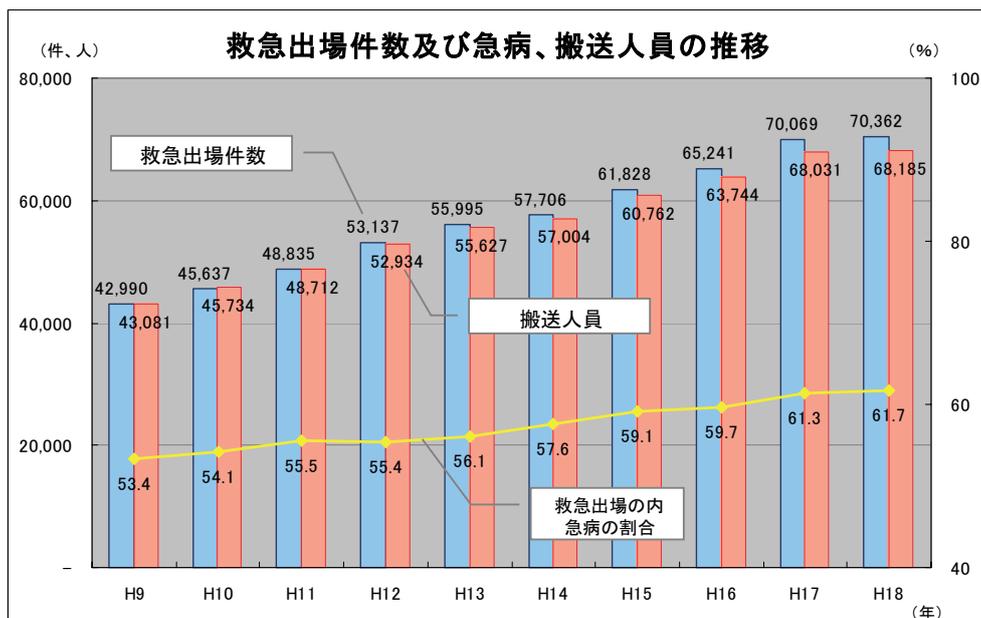
平成18年における県内の火災、救急、救助の出場状況は以下のとおりです。管轄人口千人あたりの出場状況については、最も多い所と少ない所では、火災で3倍以上、救急で約1.7倍、救助で約2.5倍の差があります。

管轄人口千人あたりの火災・救急・救助件数

消防本部名	管轄人口 (人)	火災出場		救急出場		救助出場	
		件数 (件)	人口千人 あたり (件/千人)	件数 (件)	人口千人 あたり (件/千人)	件数 (件)	人口千人 あたり (件/千人)
桑名市消防本部	218,271	100	0.46	6,770	31.02	48	0.22
四日市市消防本部	324,007	119	0.37	12,880	39.75	133	0.41
菰野町消防本部	38,986	20	0.51	1,187	30.45	12	0.31
鈴鹿市消防本部	193,114	75	0.39	6,682	34.60	71	0.37
亀山市消防本部	49,253	37	0.75	1,619	32.87	21	0.43
津市消防本部	288,538	154	0.53	11,090	38.44	93	0.32
伊賀市消防本部	100,623	37	0.37	3,482	34.60	30	0.30
名張市消防本部	82,156	25	0.30	2,840	34.57	27	0.33
伊勢市消防本部	158,918	68	0.43	5,955	37.47	46	0.29
鳥羽市消防本部	23,067	7	0.30	1,205	52.24	6	0.26
志摩広域消防組合	67,805	67	0.99	2,520	37.17	24	0.35
松阪地区広域消防組合	207,384	128	0.62	8,976	43.28	111	0.54
紀勢地区広域消防組合	28,994	11	0.38	1,323	45.63	16	0.55
三重紀北消防組合	42,066	21	0.50	1,910	45.40	12	0.29
熊野市消防本部	43,781	23	0.53	1,923	43.92	16	0.37
計	1,866,963	892	0.48	70,362	37.69	666	0.36

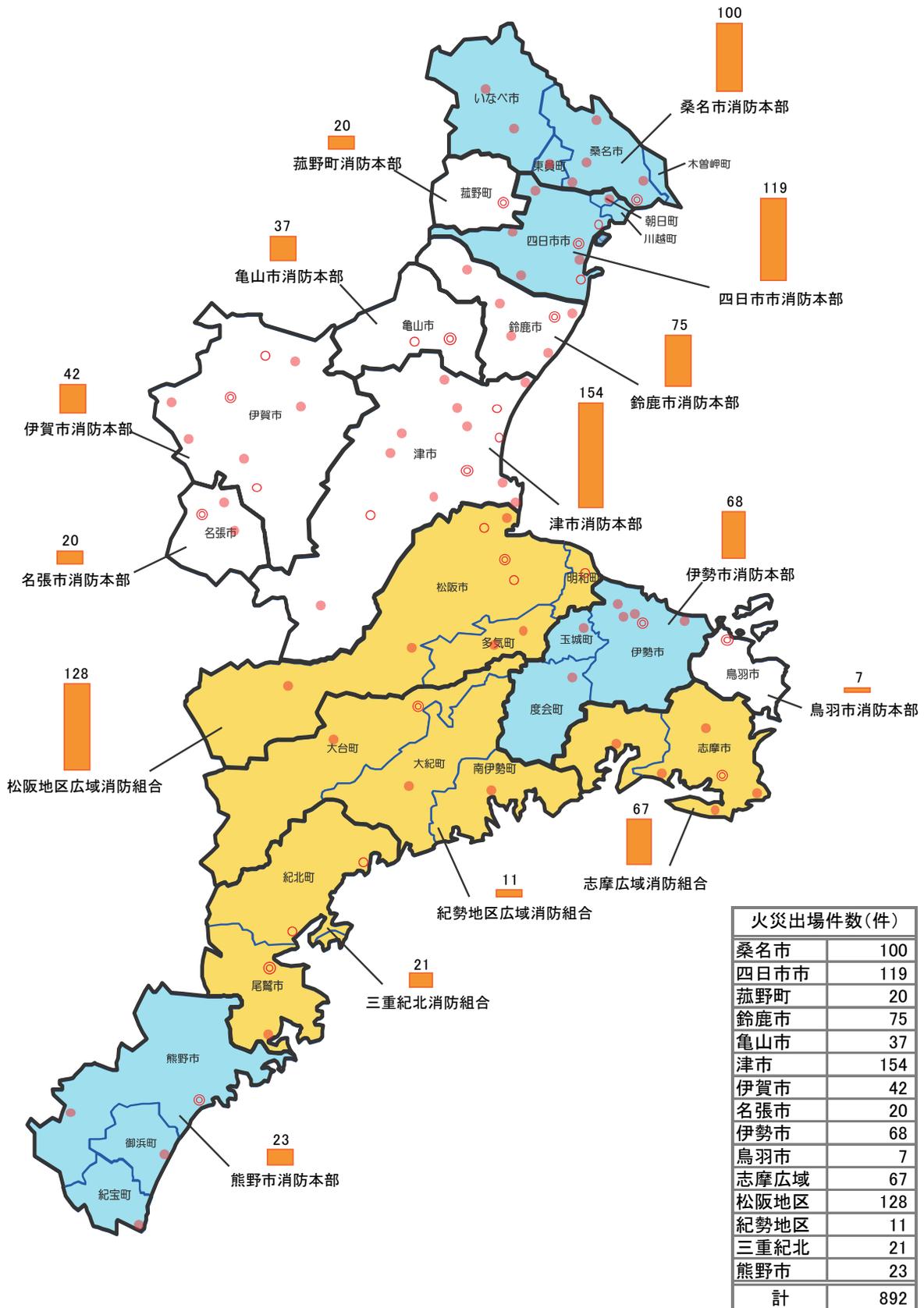
(出典：平成18年火災報告、平成18年版救急救助実施状況調)

平成18年中の県内における救急出場件数は、70,362件、搬送人員は、68,185人で10年前の平成9年と比べ、出場件数は63.7%増加、搬送人員も58.3%増加しています。また、1日あたりの救急出場件数は193件(10年前118件)と10年前を75件、63.6%上回っています。出場理由は急病が43,383件と最も多く、全体の件数増加に比例して、出場理由に急病の占める割合が年々増加しています。



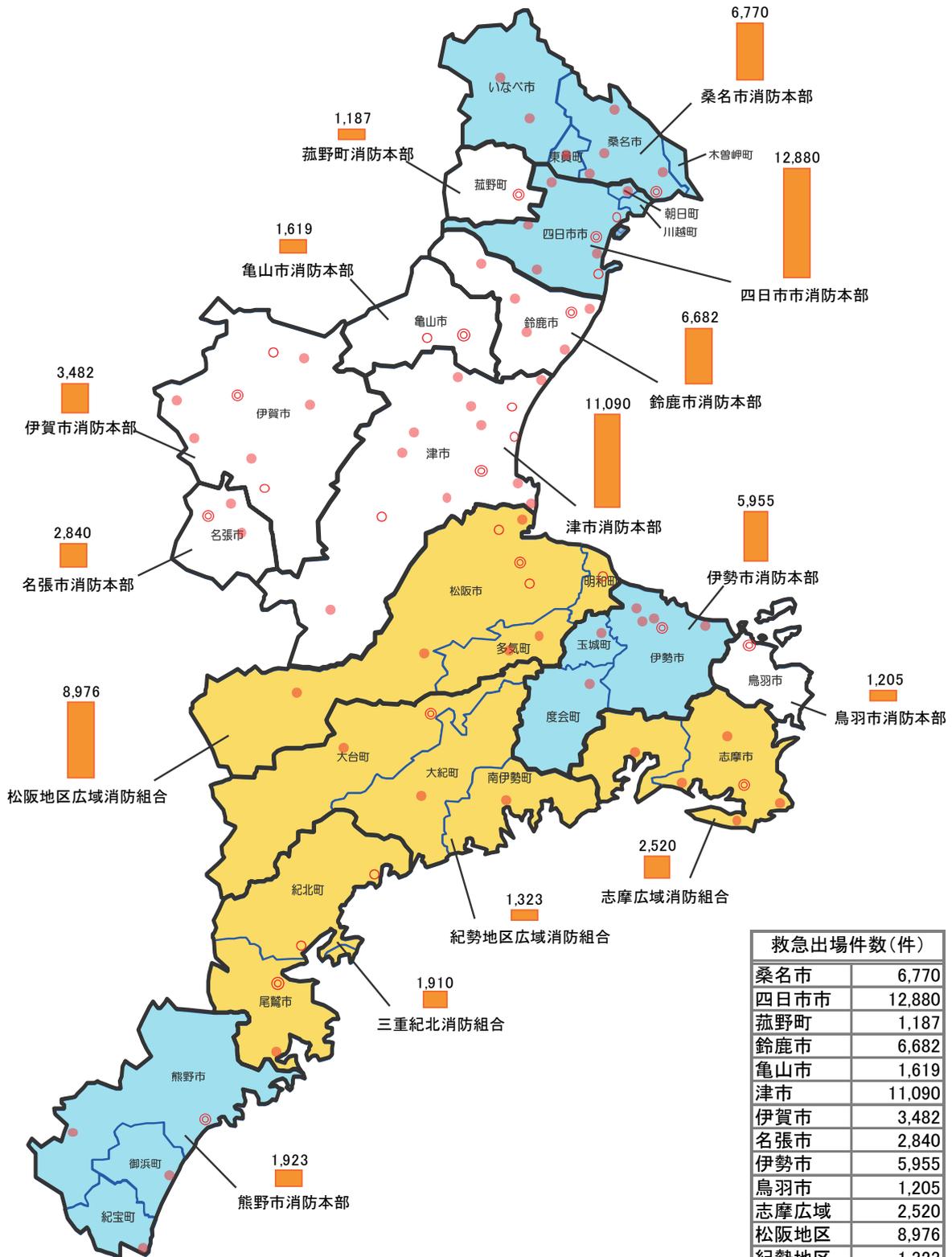
(出典：平成9年～17年度版消防防災年報、平成18年版救急救助実施状況調)

消防本部別火災出場件数



(出典：平成18年火災報告)

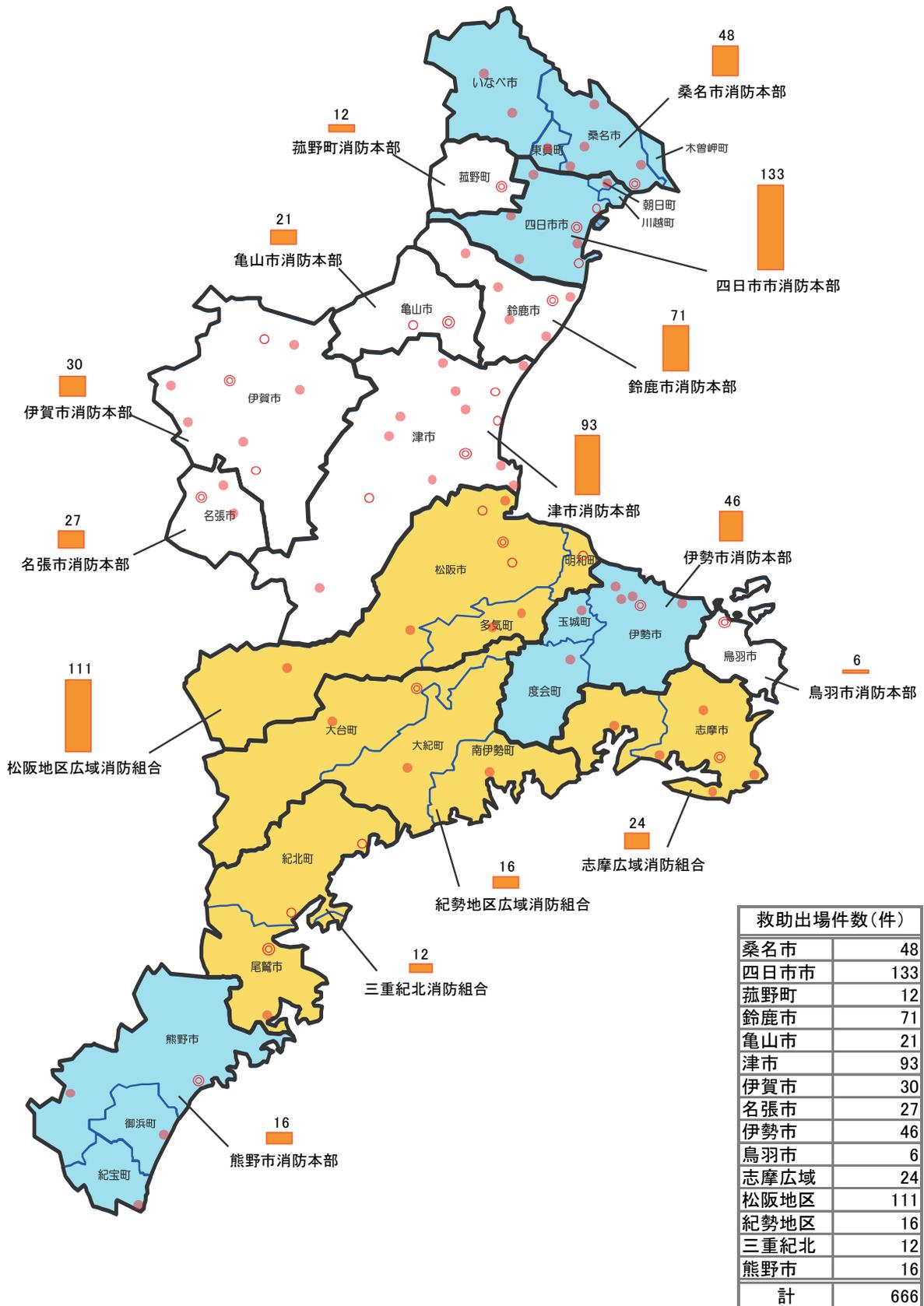
消防本部別救急出場件数



救急出場件数(件)	
桑名市	6,770
四日市市	12,880
菰野町	1,187
鈴鹿市	6,682
亀山市	1,619
津市	11,090
伊賀市	3,482
名張市	2,840
伊勢市	5,955
鳥羽市	1,205
志摩広域	2,520
松阪地区	8,976
紀勢地区	1,323
三重紀北	1,910
熊野市	1,923
計	70,362

(出典：平成18年版救急救助実施状況調)

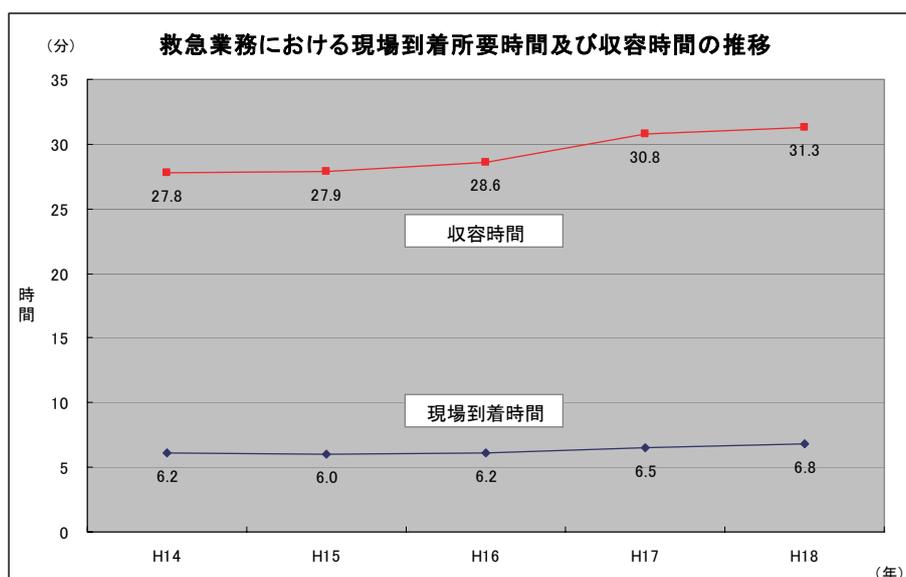
消防本部別救助出場件数



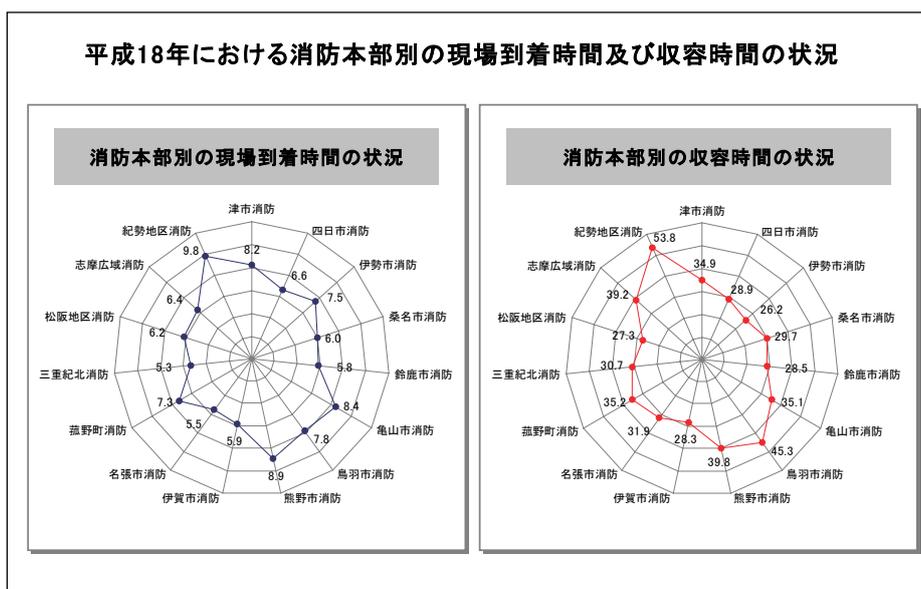
(出典：平成18年版救急救急救助実施状況調)

ウ. 救急活動における所要時間の状況

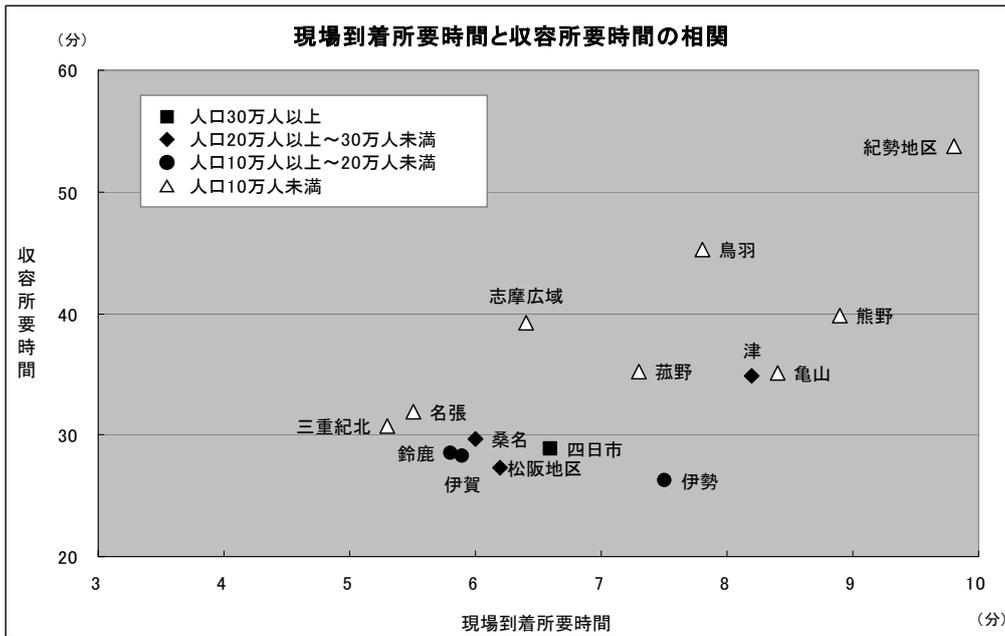
平成18年の救急業務における現場到着所要時間は平均6.8分、収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均31.3分となっており、全国的に受け入れ側である医療機関における課題があるなどの背景もあり、収容時間については、年々増加しつつ推移しています。また、地域により現場到着時間及び収容所要時間ともに大きな差が生じており、総じて人口密度の低い地域ほど所要時間を要する傾向にあります。



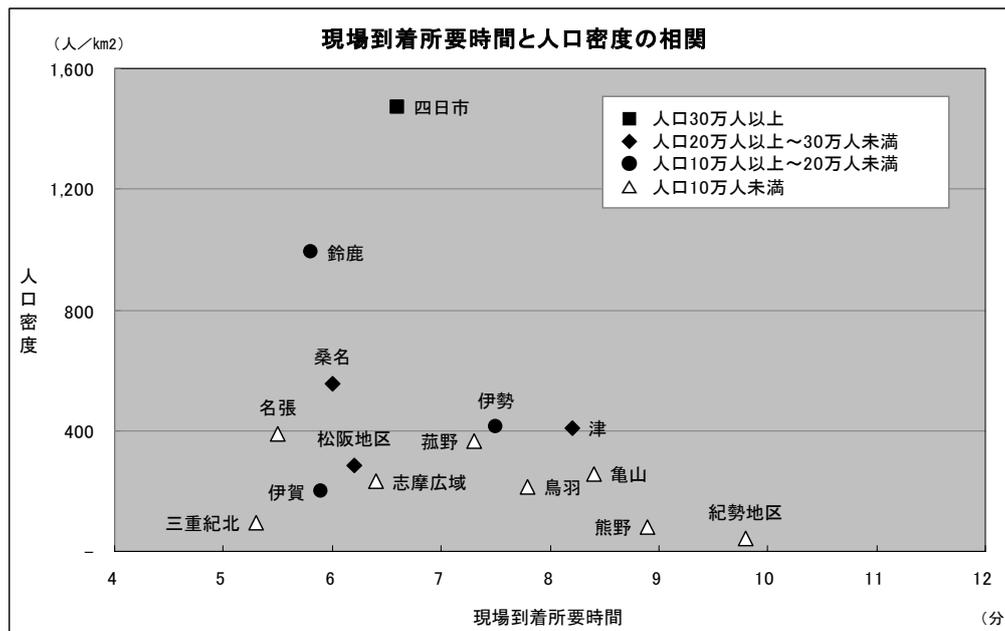
(出典：平成14年～18年版救急救助実施状況調)



(出典：平成18年版救急救助実施状況調)

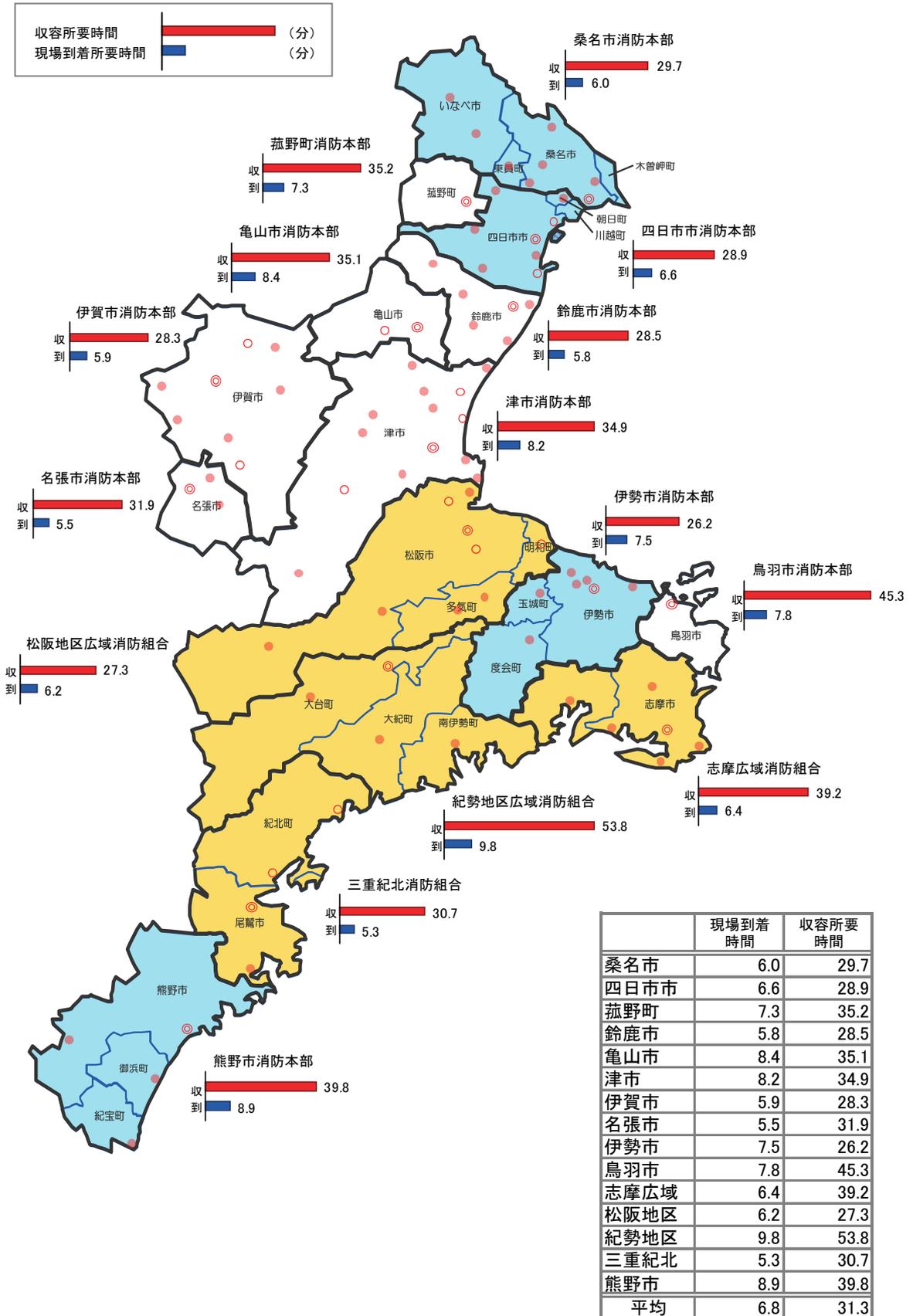


(出典：平成18年版救急救助実施状況調)



(出典：平成18年版救急救助実施状況調)

消防本部別現場到着所要時間及び収容所要時間

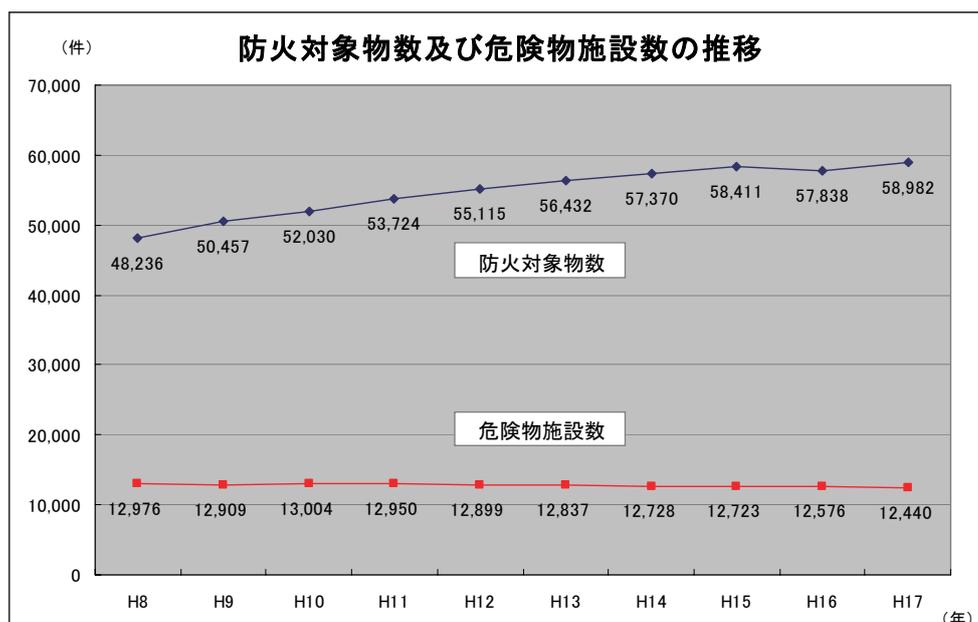


エ. 火災予防行政の状況

防火対象物数は、県全体で平成8年から平成17年の10年間に48,236件から58,982件、率にして2割以上、対象数では1万件以上増加しています。また、危険物施設については、わずかですが減少しつつ推移しています。

消防法により、多数の者が出入りする防火対象物については、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ防火管理上必要な業務を実施することが義務付けられています。この防火管理者の選任率及び消防計画の作成率を見ると、増加傾向にはあるものの未だ7割未満となっています。また、危険物施設等における事故の発生件数については、年ごとに大きく変化している場合も見られますが、平均すると毎年15件の事故が発生しています。

また、消防本部は火災予防のために必要があるときには、消防法の規定により防火対象物に立入検査を行っていますが、ここ数年の実施率については、減少傾向にあります。



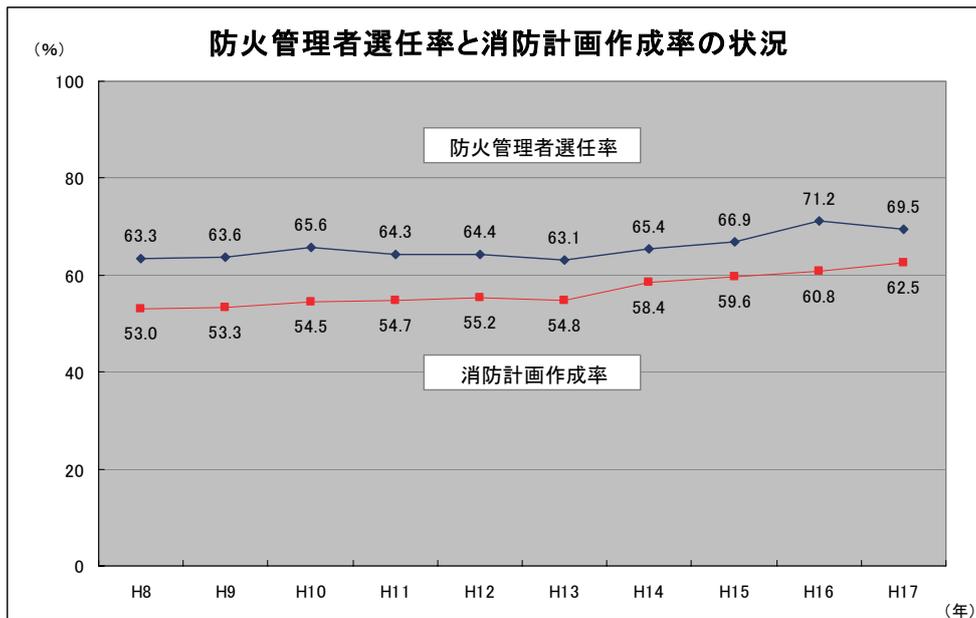
(出典：平成8年～17年度版消防防災年報)

※ 防火対象物

山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいい、消防法において防火対象物の用途・規模に応じて、防火管理、防災規制、消防用設備等の設置義務などの規制が行われています。

※ 危険物施設

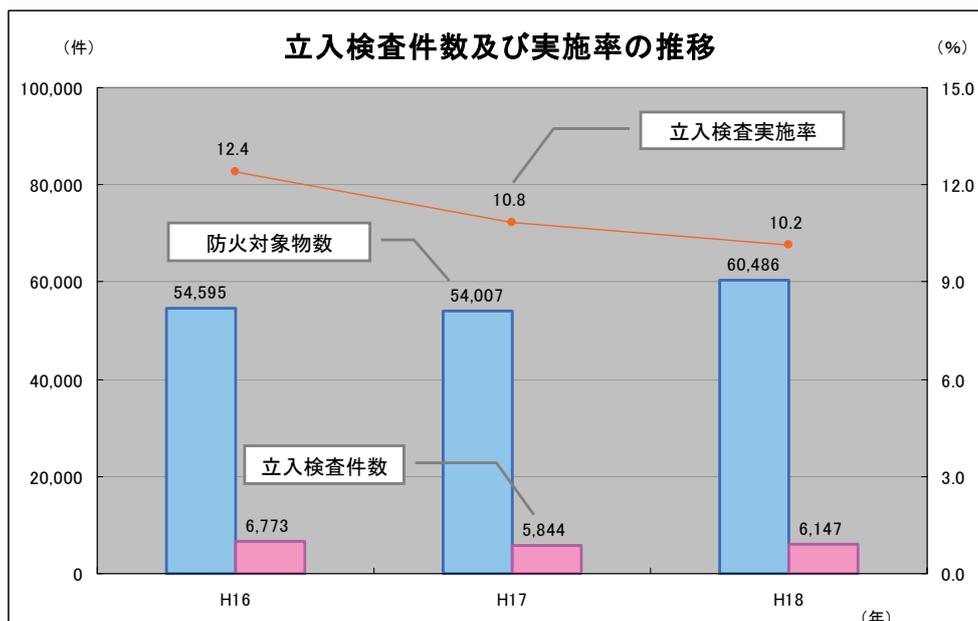
ガソリンスタンドや地下タンク等、消防法で定められている「危険物」(ガソリン・灯油等)を一定の数量以上貯蔵し又は取り扱う施設をいいます。



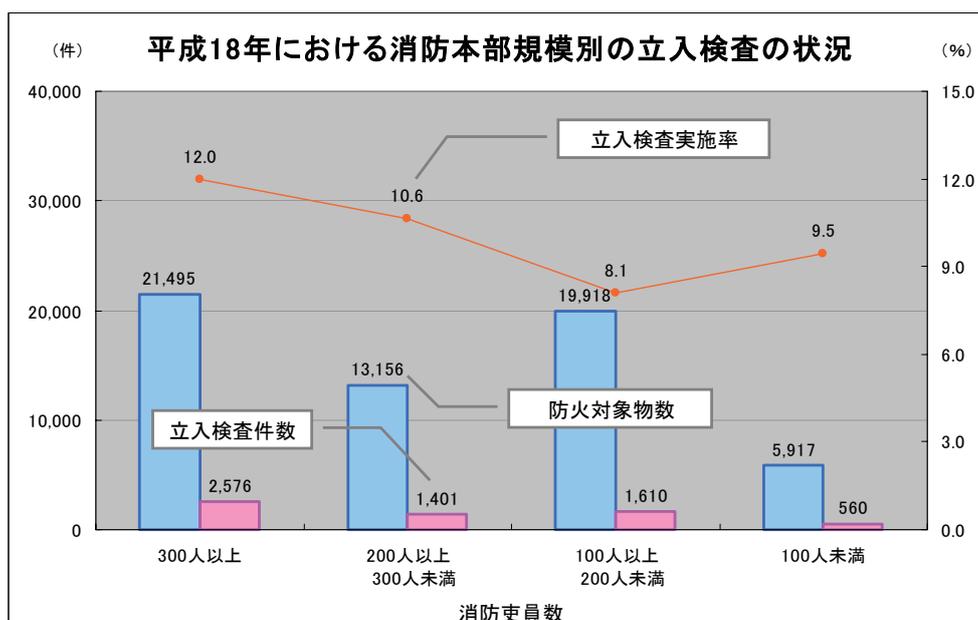
(出典：平成8年～17年度版消防防災年報)



(出典：平成8年～平成17年度版消防防災年報)



(出典：平成16年～平成18年防火対象物実態調査)



(出典：平成18年防火対象物実態調査)

3 消防力の実情

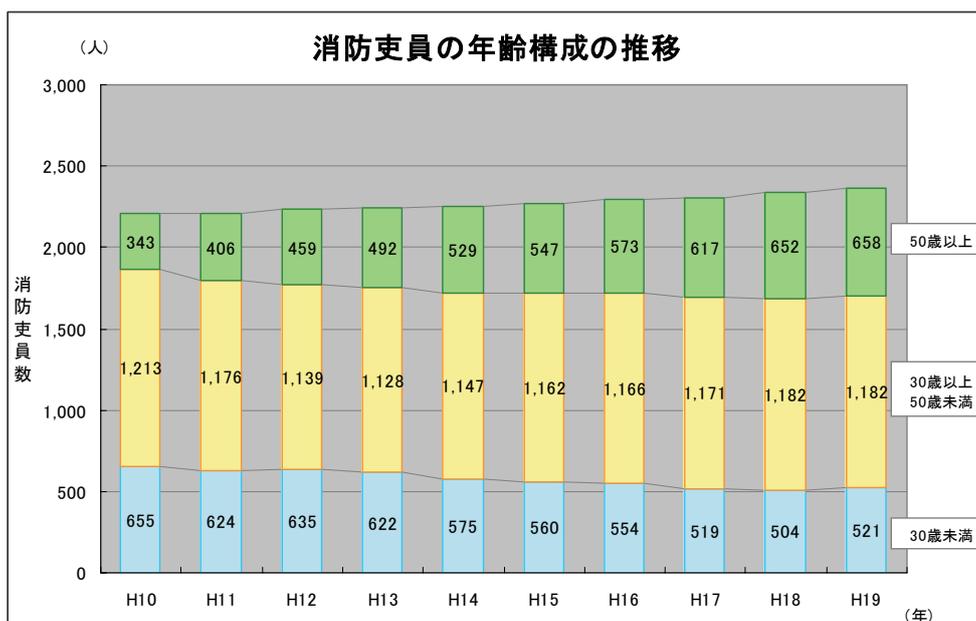
市町村は、必要な施設及び人員の水準を国が示す消防力の整備指針に基づき、地域の実情を加味して自ら決定し、計画的な整備を進めています。消防力の実態として、消防吏員、消防車両、消防水利の充足状況等については、以下のとおりです。

ア. 消防吏員

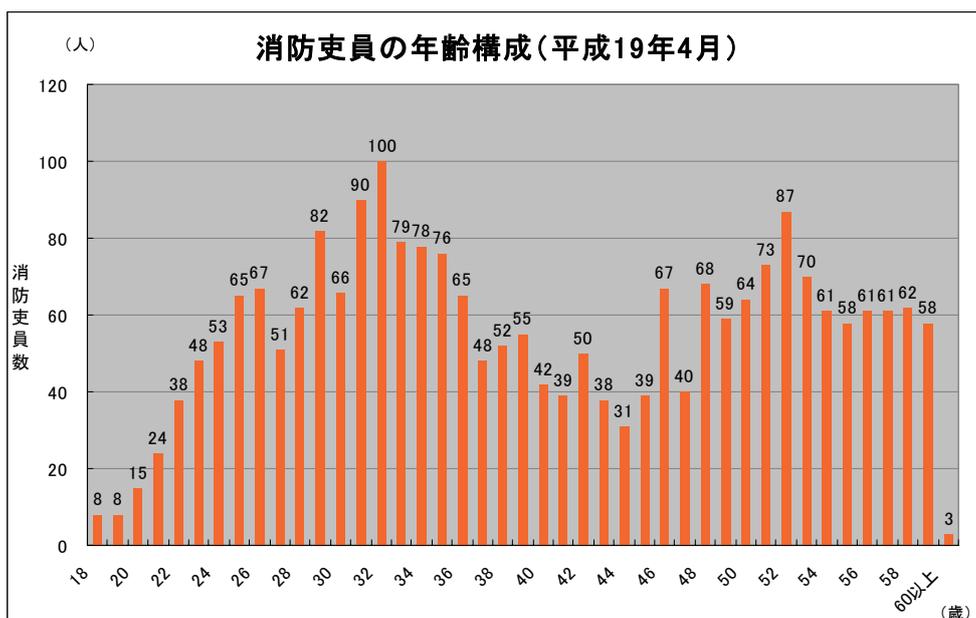
消防吏員の年齢構成の推移については、全体数が微増しているのに対して、30歳未満の消防吏員が減少し、50歳以上が増加しているため、平均年齢も上

がり、高齢化が進んでいます。また、平成19年4月現在の年齢構成を見ると、M字曲線は全国に共通する現象ではありますが、35歳から48歳前後の中堅消防吏員の数が少なくなっています。

また、県全体の消防職員数は2,377人で、人口千人あたりでは1.27人(全国平均1.23人)となっており、ほぼ全国平均と同程度の職員が確保されており、



(出典：平成9年～17年度版消防防災年報、平成19年版消防防災現況調査)



(出典：平成19年版消防防災現況調査)

消防力の基準充足状況

消防本部名	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			消防水利		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
桑名市消防本部	20	16	80.0%	1	3	300.0%	2	2	100.0%	9	9	100.0%	2	2	100.0%	3,358	2,288	68.1%
四日市市消防本部	16	11	68.8%	3	2	66.7%	4	1	25.0%	9	9	100.0%	3	2	66.7%	3,278	2,939	89.7%
菟野町消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	692	629	90.9%
鈴鹿市消防本部	11	11	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%	1	1	100.0%	3,015	2,823	93.6%
亀山市消防本部	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	1,018	783	76.9%
津市消防本部	17	23	135.3%	4	4	100.0%	2	2	100.0%	8	12	150.0%	3	3	100.0%	6,579	5,927	90.1%
伊賀市消防本部	17	10	58.8%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	9	8	88.9%	2	1	50.0%	3,635	2,572	70.8%
名張市消防本部	10	9	90.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1,112	912	82.0%
伊勢市消防本部	12	10	83.3%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	1,926	1,216	63.1%
鳥羽市消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	719	459	63.8%
志摩広域消防組合	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	1,687	949	56.3%
松阪地区広域消防組合	15	13	86.7%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	13	13	100.0%	4	3	75.0%	6,907	6,671	96.6%
紀勢地区広域消防組合	7	7	100.0%	0	0	—	0	0	—	5	5	100.0%	1	0	0.0%	865	748	86.5%
三重紀北消防組合	8	7	87.5%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	5	6	120.0%	3	1	33.3%	995	935	94.0%
熊野市消防本部	7	7	100.0%	1	0	0.0%	0	0	—	5	5	100.0%	0	0	—	1,435	539	37.6%
計	156	140	89.7%	21	19	90.5%	20	14	70.0%	96	100	104.2%	25	18	72.0%	37,221	30,390	81.6%

(出典：平成 18 年度消防施設整備計画実態調査)

イ. 消防車両

消防ポンプ自動車は、全ての消防本部が保有しており、整備指針の基準に対する充足率も 59%～135%の範囲となっています。

はしご自動車は、14消防本部が配置を要し、そのうち 10消防本部で充足率が 100%である一方、依然として3消防本部は保有しておらず、実際に必要となった場合には他の消防本部からの応援に頼らざるをえない状況にあります。

化学消防車は、13消防本部が配置を要し、そのうち9消防本部の充足率が 100%となっています。残る4消防本部のうち2消防本部は、依然として未配置という状況にあります。

救急自動車に関しては、全ての消防本部が保有し、その充足率も 89%～150%と極めて充実した状況にあります。

救助工作車は、14消防本部が配置を要し、そのうち8消防本部の充足率が 100%、4消防本部が 33%～75%となっています。残る2消防本部と配置を要しない消防本部の計3消防本部では、実際に災害が発生した場合には他の消防本部からの応援に頼らざるをえない状況にあります。

ウ. 消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は、13消防本部の充足率が60%～95%の範囲に分布しています。そのうち、90%以上保有する消防本部が5本部、80%以上～90%未満が3消防本部、70%以上～80%未満が2消防本部となっています。

エ. 消防費

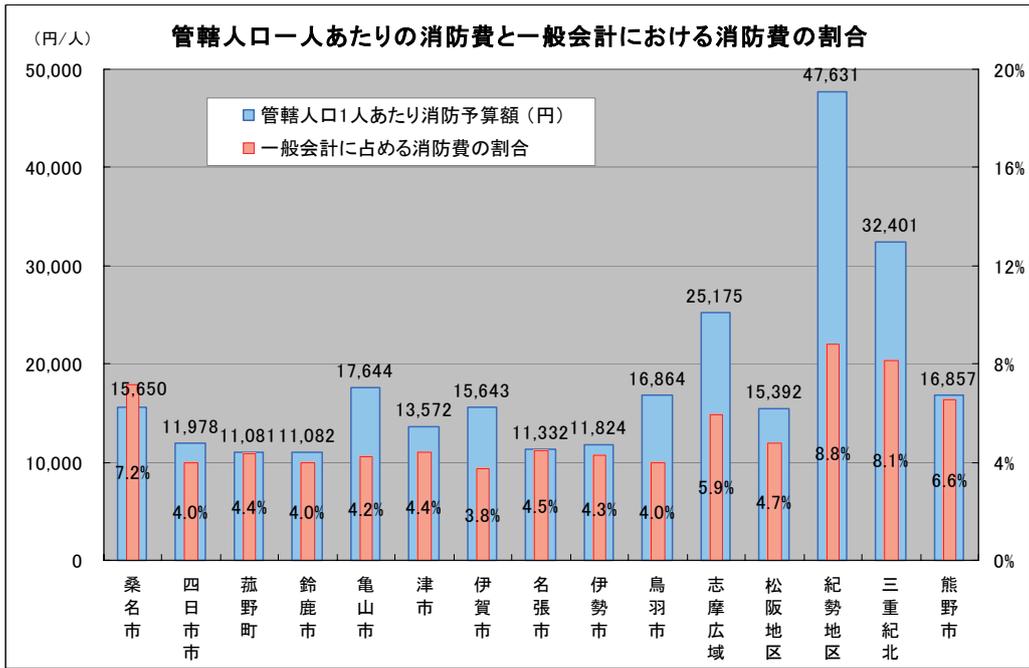
平成19年度の消防本部における消防費予算の各構成市町における一般会計予算に占める県内平均割合は、4.8%となっています。平成19年度の全国平均が3.9%であることを踏まえると、本県における消防費が一般会計額に占める割合は、総じて高い状況にあります。また、県民一人当たりの消防費予算の県内平均は、14,895円（全国平均14,562円）となっており、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

管轄人口一人当たりの消防費と一般会計における消防費の割合との相関関係では、桑名市を除く管轄人口10万人を超える消防本部においては、一人あたり消防費及び消防費の割合の双方の数値が共に安定し、概ね全国平均の水準に収束しているのに対して、管轄人口10万人以下の消防本部においては非常にばらつきが見られます。

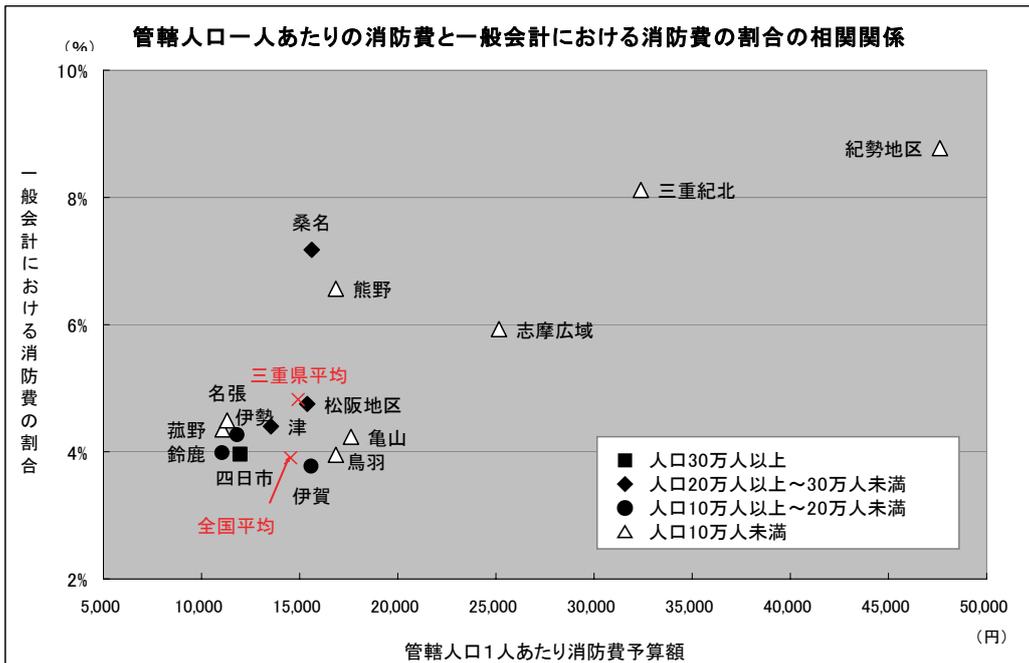
平成19年度消防費予算の状況

消防本部名	一般会計 予算額 (百万円)	消防 予算額 (百万円)	一般会計に占める 消防費の割合	管轄人口 (人)	管轄人口1人あたり 消防予算額 (円)
桑名市消防本部	47,587	3,416	7.2%	218,271	15,650
四日市市消防本部	98,138	3,881	4.0%	324,007	11,978
菰野町消防本部	9,900	432	4.4%	38,986	11,081
鈴鹿市消防本部	53,971	2,140	4.0%	193,114	11,082
亀山市消防本部	20,570	869	4.2%	49,253	17,644
津市消防本部	89,201	3,916	4.4%	288,538	13,572
伊賀市消防本部	41,884	1,574	3.8%	100,623	15,643
名張市消防本部	20,733	931	4.5%	82,156	11,332
伊勢市消防本部	44,068	1,879	4.3%	158,918	11,824
鳥羽市消防本部	9,827	389	4.0%	23,067	16,864
志摩広域消防組合	28,773	1,707	5.9%	67,805	25,175
松阪地区広域消防組合	67,286	3,192	4.7%	207,384	15,392
紀勢地区広域消防組合	15,732	1,381	8.8%	28,994	47,631
三重紀北消防組合	16,801	1,363	8.1%	42,066	32,401
熊野市消防本部	11,247	738	6.6%	43,781	16,857
計	575,718	27,808	4.8%	1,866,963	14,895

(出典：平成19年版消防現勢)



(出典：平成19年版消防現勢)



(出典：平成19年版消防現勢)

平成17年度消防費の決算状況を見ると、消防費のうち人件費が占める割合が県全体で74.8%と消防費の多くを人件費が占めている状況がうかがえます。また、事業費のうち消防車両などの購入に関する経費である機械購入費については、県全体で3.9%と極めて少ない状況にあります。

平成17年度消防費決算額の状況

消防本部名	消防費 (千円)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	維持 補修費 (千円)	事業費 (千円)	機械購入費	人件費 比率	機械 購入費 比率
						(千円)		
桑名市消防本部	3,033,626	1,638,526	282,286	18,796	1,094,018	184,170	54.0%	6.1%
四日市市消防本部	3,131,215	2,477,532	224,436	30,500	398,747	200,387	79.1%	6.4%
菟野町消防本部	473,230	312,021	71,116	6,162	83,931	29,536	65.9%	6.2%
鈴鹿市消防本部	1,850,762	1,385,132	155,537	16,382	293,711	52,633	74.8%	2.8%
亀山市消防本部	846,686	658,259	83,460	5,136	99,831	7,760	77.7%	0.9%
津市消防本部	3,204,635	2,597,983	304,156	20,562	281,934	0	81.1%	0.0%
伊賀市消防本部	1,514,785	978,373	85,037	1,120	450,255	91,476	64.6%	6.0%
名張市消防本部	1,203,095	1,083,460	58,702	4,302	56,631	41,192	90.1%	3.4%
伊勢市消防本部	2,214,758	1,416,454	281,787	3,478	513,039	31,486	64.0%	1.4%
鳥羽市消防本部	295,538	270,139	15,991	119	9,289	0	91.4%	0.0%
志摩広域消防組合	911,467	826,207	30,589	3,777	50,894	43,112	90.6%	4.7%
松阪地区広域消防組合	2,342,786	2,064,605	208,582	8,497	61,102	39,234	88.1%	1.7%
紀勢地区広域消防組合	651,550	543,920	77,829	268	29,533	0	83.5%	0.0%
三重紀北消防組合	1,015,606	775,234	83,310	607	156,455	80,980	76.3%	8.0%
熊野市消防本部	697,914	477,568	93,940	685	125,721	109,006	68.4%	15.6%
計	23,387,653	17,505,413	2,056,758	120,391	3,705,091	910,972	74.8%	3.9%

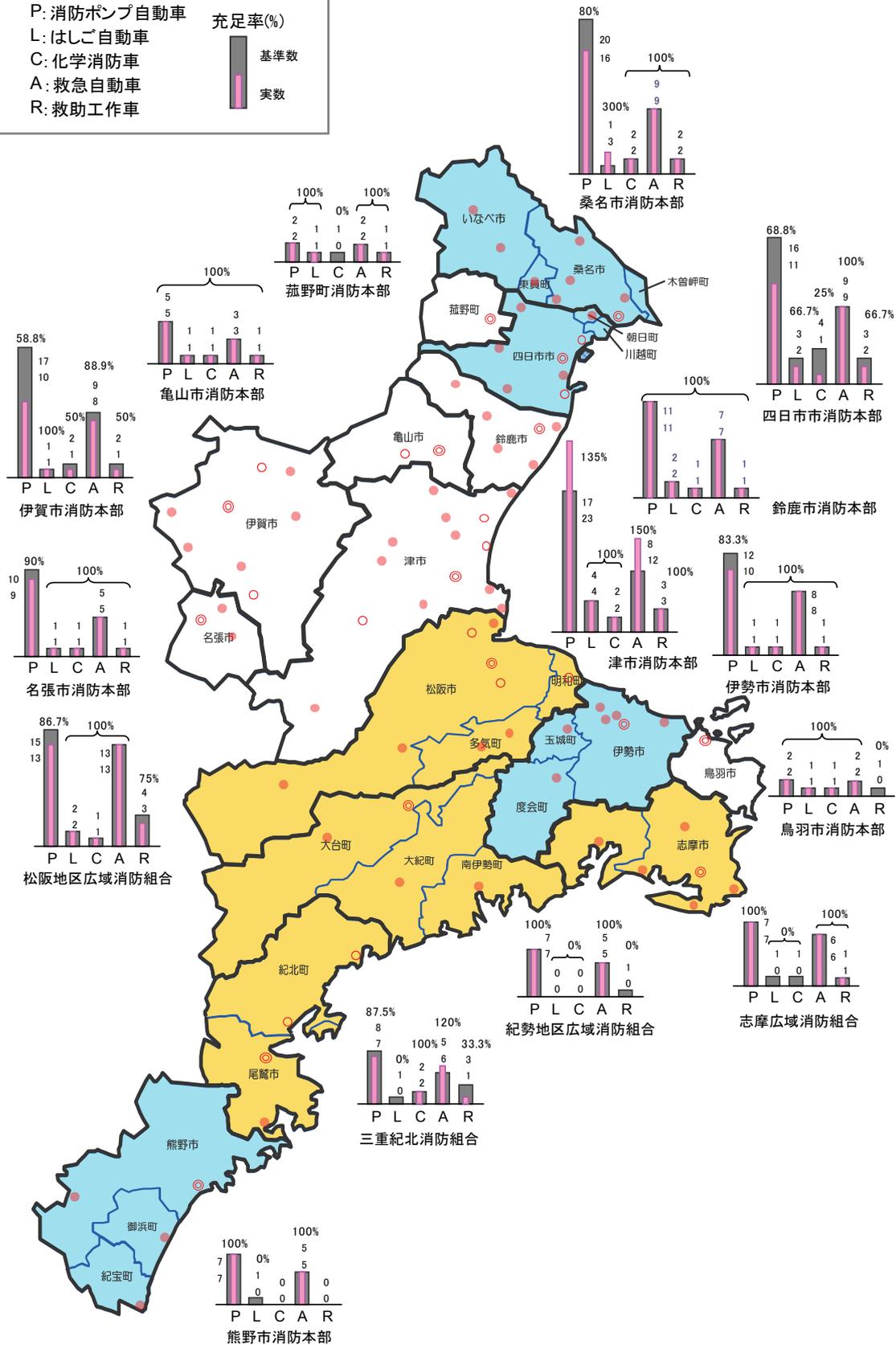
※ 補助費と退職金及び消防団に関する経費を除いたもの。

(出典：平成19年度版消防防災現況調査)

消防車両の消防本部別充足数

P: 消防ポンプ自動車
L: はしご自動車
C: 化学消防車
A: 救急自動車
R: 救助工作車

充足率(%)



2.2 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

1 災害や事故の多様化及び大規模化等

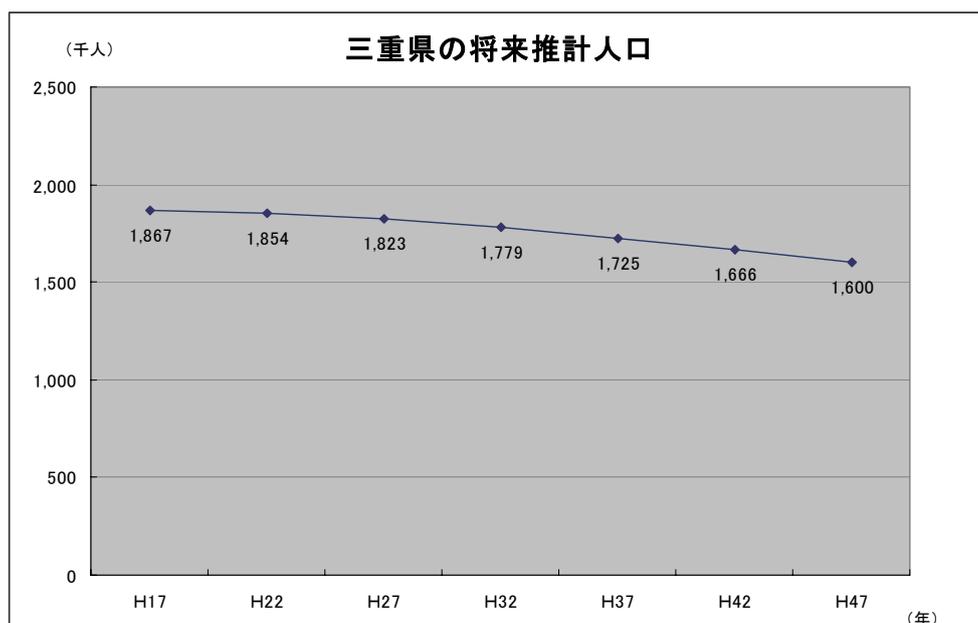
近年の災害や事故は、多様化及び大規模化の傾向にあり、県内では平成15年に三重県ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽爆発事故、平成16年に台風21号による豪雨災害、県外においても新潟県中越地震や中越沖地震、石川県能登半島地震など、県内外を問わず大規模な災害や事故が発生しています。また、本県においては、東海、東南海・南海地震の発生が危惧されているところです。

これらの災害や事故においては、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材が必要となり、単一の消防本部では対応が困難な状況が想定されます。

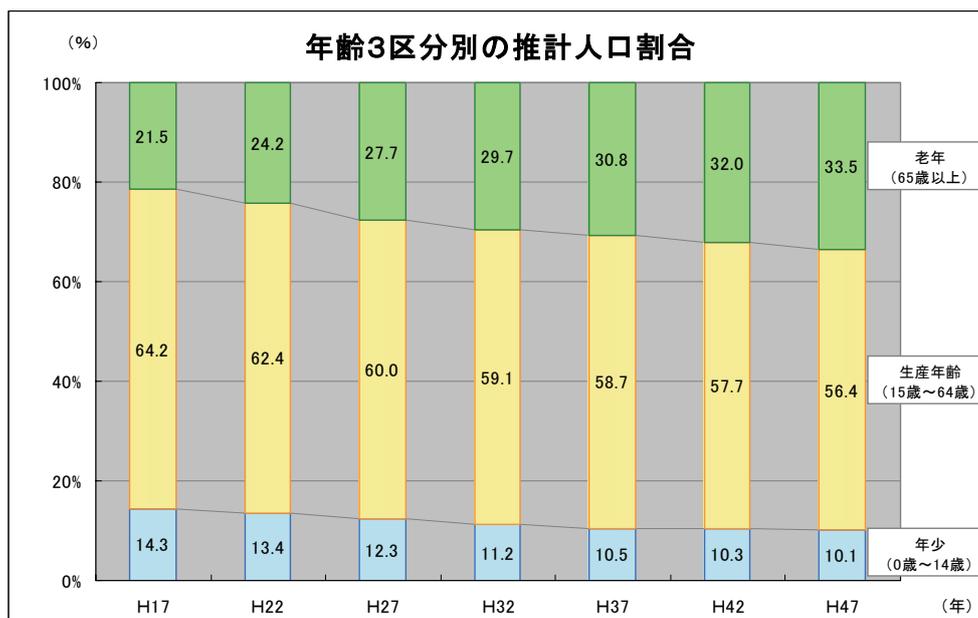
2 人口減少時代の到来

本県の人口は、これまで一貫して増加傾向にありましたが、平成17年の186万7千人が人口のピークと推計されています。今後は人口の減少が続き、平成47年には160万人と約1割が減少するという推計が行われています。

また、年齢階層別で見ると、年少人口（0～14歳）の構成比率は、平成17年の14.3%が、30年後の平成47年には10.1%まで減少する一方で、老年人口（65歳以上）の構成比率は、平成17年の21.5%が、30年後の平成47年には33.5%まで増加するという推計が出されており、少子・高齢化が進行するものと予測されます。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所HP)



(出典：国立社会保障・人口問題研究所HP)

3 消防救急無線デジタル化への対応

消防救急無線については、電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月までに現行のアナログ方式をデジタル方式に移行しなければならず、将来的に施設整備に伴う財政負担の必要が生じてきます。平成18年度に「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を策定し、無線整備に要する費用の試算をしたところ、多額の経費が必要となることを見込まれています。

第3章 広域化対象市町の組合せについて

3.1 広域化対象市町の組合せの基本的な考え方

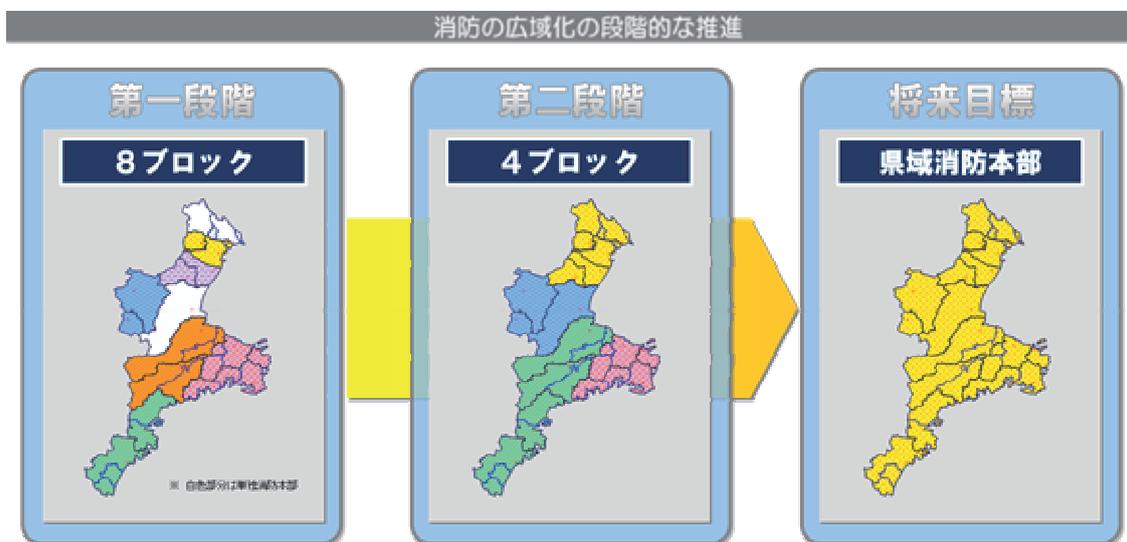
消防の広域化は、市町村消防の原則を維持しつつ、消防の更なる広域化・大規模化による消防体制の充実強化を行い、住民の安心・安全のより一層の確保を図る必要があります。組合せの考え方としては、将来の人口減少、少子高齢化の進展、増加する消防救急需要、道州制の動向など長期的な展望に立った体制の構築、現在の消防力（住民に対する消防サービスの水準）の向上、大規模災害への対応体制の構築等を目指します。

3.2 本県における将来の消防体制について

本県における消防の広域化の最終的な目標は、住民サービスの向上、消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化であることから、最もスケールメリットが働く県域を一つの組合せとした県域消防本部とするのが、効果的と考えます。

しかしながら、直ちに県域消防本部とするには、県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要し、期限内（平成24年度まで）の広域化の実現は困難であると考えられるため、将来の目標を県域消防本部としつつも、第一段階として、実現可能で一定の効果を得ることができる8ブロックを平成24年度までの当面の目標とし、第二段階を4ブロックとする段階的な広域化を推進していくことが、本県の広域化においては適切であると考えます。

なお、今回の広域化では、南伊勢町における行政区域と消防本部の管轄区域の相違を解消するため、旧南島町地区は伊勢志摩ブロックに編入することが適当と考えています。



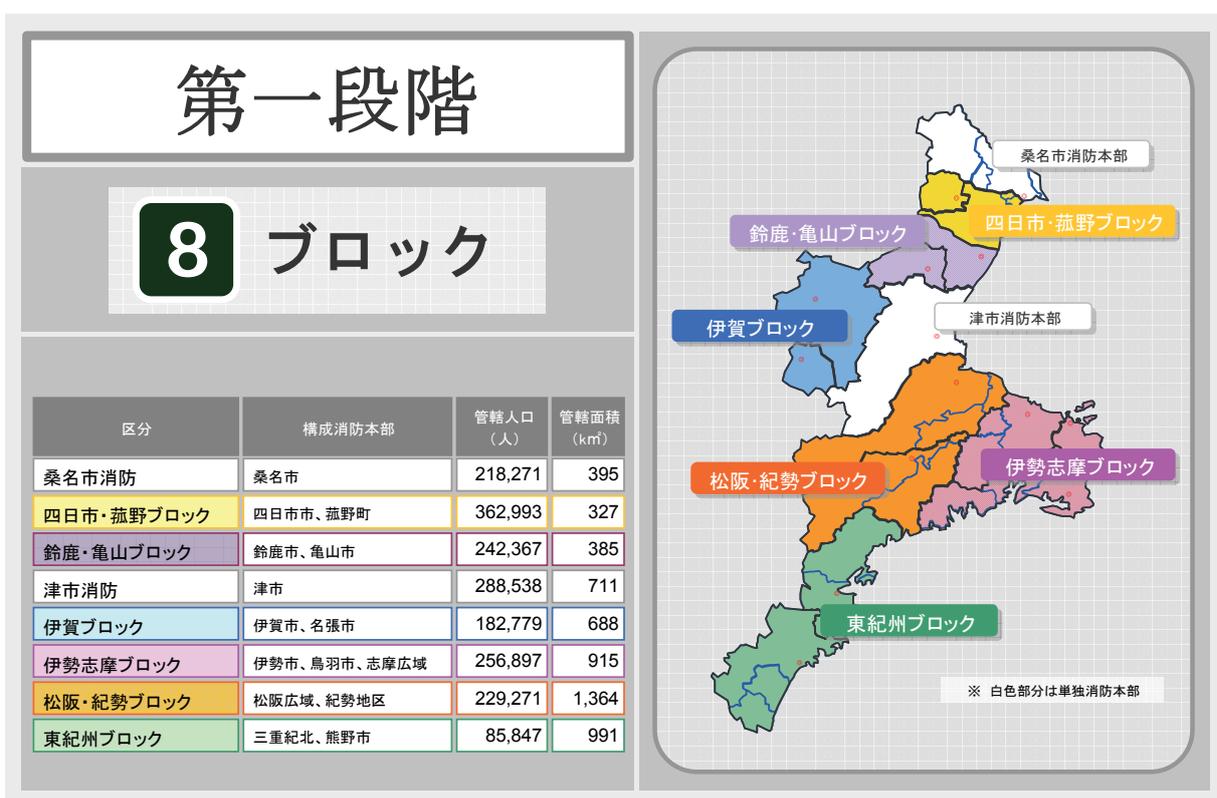
3.3 各ブロックの組合せの考え方について

1 第一段階（8ブロック）の考え方について

国は、複雑、多様化する災害に対し、課題が多いとされている管轄人口10万人未満の小規模消防本部のより高い住民サービスの提供や行財政運営の基盤強化と効率化のために、一貫して市町村の消防の広域化を推進してきました。本県においても、過半数が小規模消防本部であることから、管轄人口10万人未満の小規模消防本部の解消、各消防本部の活動状況、消防管理者の考え方等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果を得ることができる組合せとして、8ブロックが消防の広域化に向けた第一段階として最も適切であると考えます。

なお、三重県消防長会においても小規模消防本部の解消については、「三重県における消防の広域化の考え方について」（平成19年3月28日三重県消防長会）において、生活圏、文化、歴史等の地域特性、また、地域の最終の目標などを考慮し、最低でも10万人以下の小さな消防の解消にあたっては、最大限の努力をする必要があると思われるとしています。

今後、消防の広域化を円滑に推進していくためには、地域における住民の理解を得ることが重要であり、広域化の対象となる市町の自主的な判断を尊重するとともに、それぞれの地域の諸事情を最大限に考慮し、順次広域化を進めていくことが重要であると考えます。



ア 各ブロックの特性（単独消防本部を除く）

(1) 四日市・菰野ブロック

特定重要港湾のある海域から本県最大の都市部、豊かな田園地帯、山岳部へとつながる一体的な生活空間が形成されており、石油化学を中心に幅広い業種が立地し、環境・福祉など様々な分野での住民の自主的な活動がネットワークされた交流の活発なエリア

(2) 鈴鹿・亀山ブロック

東海道を通じて歴史的に関連があり、自動車、液晶関連産業などを中心に幅広い業種が立地し、新名神高速道路などの高速交通網整備による効果が期待できるエリア

(3) 伊賀ブロック

四方を山地で囲まれた上野盆地にあり、国道25号（名阪国道）を中心として企業進出が進み、歴史的・地理的及び産業構造的にも地域的なまとまりがあり、大都市圏への近接性を活かしつつ、都市機能と快適な生活空間を有するエリア。二次医療圏（サブ医療圏）と同一のエリア

(4) 伊勢志摩ブロック

歴史的・地理的背景や、観光・離島等の産業・地域形態に共通性があり、観光業が地域産業の重要な位置を占めている、一部地域に市街地が形成されていますが、今後人口減少が進むと見込まれるエリア。二次医療圏（サブ医療圏）と同一のエリア

(5) 松阪・紀勢ブロック

古くから紀伊半島や伊勢志摩への交通の要衝として栄えた共通の歴史文化があり、産業集積が進み、紀勢自動車道等の交通インフラの整備により更に集積が見込まれる一部の都市圏と自然豊かな中山間地域など、地域内に多様な資源を有するエリア

(6) 東紀州ブロック

温暖で雨の多い地域であり、平坦地が少なく、山が海に迫る急峻な地形の豊かな自然を有し、生活・文化面で隣接県とのつながりが強いものの、大都市圏から遠いなどの地理的条件から企業立地は少なく、紀勢自動車道の整備により国道42号の代替ルートの確保が図られ、都市圏への時間短縮が見込まれるものの、県内で最も人口減少・高齢化が急速に進んでいるエリア。二次医療圏の東紀州保健医療圏と同一のエリア

イ 8ブロックにおける消防本部の想定規模

ブロック	8ブロック							
	桑名市消防本部	四日市・菟野ブロック	鈴鹿・亀山ブロック	津市消防本部	伊賀ブロック	伊勢志摩ブロック	松阪・紀勢ブロック	東紀州ブロック
構成消防本部	1消防本部 桑名	2消防本部 四日市、菟野	2消防本部 鈴鹿、亀山	1消防本部 津	2消防本部 伊賀、名張	3消防本部 伊勢、鳥羽、志摩広域	2消防本部 松阪広域、紀勢地区	2消防本部 三重紀北、熊野
構成市町	2市2町 桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町	1市3町 四日市市、朝日町、川越町、菟野町	2市 鈴鹿市、亀山市	1市 津市	2市 伊賀市、名張市	3市3町 伊勢市、玉城町、度会町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	1市4町 松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町	2市3町 紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町
消防吏員数 (H19.4.1現在)	235 (10%)	350 (15%)	262 (11%)	345 (15%)	276 (12%)	350 (15%)	350 (15%)	193 (8%)
消防吏員平均年齢 (H19年現況調査)	40	39	39	42	37	43	39	40
管轄人口 A (H17年国勢調査)	218,271 (12%)	362,993 (19%)	242,367 (13%)	288,538 (15%)	182,779 (10%)	256,897 (14%)	229,271 (12%)	85,847 (5%)
将来の管轄人口 B (H42年推計)	204,795 (12%)	342,997 (21%)	229,444 (14%)	260,626 (16%)	172,929 (10%)	200,548 (12%)	199,082 (12%)	58,196 (3%)
管轄人口の増減 (B-A)	△ 13,476 - (6%)	△ 19,996 - (6%)	△ 12,923 - (5%)	△ 27,912 - (10%)	△ 9,850 - (5%)	△ 56,349 - (22%)	△ 30,189 - (13%)	△ 27,651 - (32%)
管轄面積 (単位: 平方キロメートル)	395 (7%)	327 (6%)	385 (7%)	711 (12%)	688 (12%)	915 (16%)	1,364 (24%)	991 (17%)
消防署所数 (H19.4.1現在)	8 (9%)	9 (11%)	8 (9%)	14 (16%)	11 (13%)	15 (18%)	12 (14%)	8 (9%)
1署あたりの人口	27,284	40,333	30,296	20,610	16,616	17,126	19,106	10,731
財政力指数 (H17～H19の加重平均)	0.903	1.006	1.080	0.774	0.750	0.575	0.574	0.348
H18年火災件数 (H18年火災報告)	100 (11%)	139 (16%)	112 (13%)	154 (17%)	62 (7%)	146 (16%)	135 (15%)	44 (5%)
千人あたりの 火災件数	0.46	0.38	0.46	0.53	0.34	0.57	0.59	0.51
H18年救急出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	6,770 (10%)	14,067 (20%)	8,301 (12%)	11,090 (16%)	6,322 (9%)	9,680 (14%)	10,299 (15%)	3,833 (5%)
千人あたりの 救急出場件数	31.0	38.8	34.2	38.4	34.6	37.7	44.9	44.6
H18年救助出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	48 (7%)	145 (22%)	92 (14%)	93 (14%)	57 (9%)	76 (11%)	127 (19%)	28 (4%)
千人あたりの 救助出場件数	0.22	0.40	0.38	0.32	0.31	0.30	0.55	0.33
H17年防火対象物数 (H17年度版消防防災年報)	6,037 (10%)	13,079 (22%)	8,780 (15%)	8,231 (14%)	4,963 (8%)	6,977 (12%)	8,023 (14%)	2,892 (5%)
1署あたりの 防火対象物数	754.6	1,453.2	1,097.5	587.9	451.2	465.1	668.6	361.5
消防員数 (H19.4.1現在)	1,246 (9%)	874 (6%)	849 (6%)	2,084 (15%)	1,920 (14%)	2,141 (15%)	3,377 (24%)	1,399 (10%)

ウ 8ブロックにおける各ブロックの効果と課題

広域化による効果については、1. 3で既に述べましたが、各ブロックにおける特質的な効果と課題については、以下のとおりです。

(1) 四日市・菟野ブロック

- ◇ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部を解消することができます。
- ◇ 管轄区域及び人員の適正配置により、境界付近における消防力の強化を図ることができます。

(2) 鈴鹿・亀山ブロック

- ◇ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部を解消することができます。
- ◇ 新名神高速道路の整備に伴い必要となる設備及び人員等について、より充実した体制の整備を図ることができます。

(3) 伊賀ブロック

- ◇ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部を解消することができます。

(4) 伊勢志摩ブロック

- ◇ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部を解消することができます。

◇ 職員の平均年齢が最も高くなっていますが、広域化による組織の拡大に伴う人事ローテーションの確立等により、対応することが可能となります。

(5) 松阪・紀勢ブロック

◇ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部を解消することができます。

◇ 1消防署所あたりの管轄面積が大きいため、既存署所の移設等による適正配置の検討など、消防体制の整備を図る必要があります。

◇ 職員の勤務する消防署所が変わるような広範囲での人事異動が行われる可能性があるため、通勤が困難になる職員に対しての配慮が必要です。

(6) 東紀州ブロック

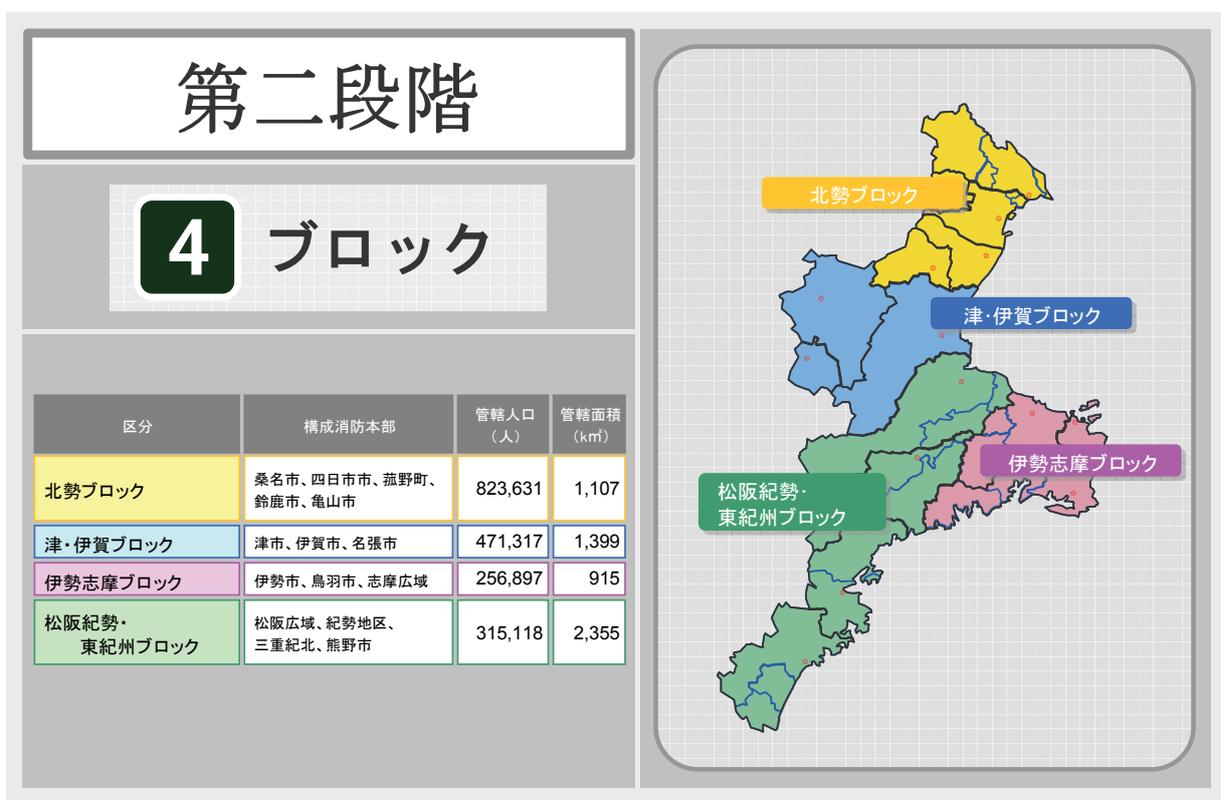
◇ 1消防署所あたりの管轄面積が大きいため、既存署所の移設等による適正配置の検討など、消防体制の整備を図る必要があります。

◇ 職員の勤務する消防署所が変わるような広範囲での人事異動が行われる可能性があるため、通勤が困難になる職員に対しての配慮が必要です。

2 第二段階（4ブロック）の考え方について

第一段階の広域化が実現された地域においては、更なる広域化を推進していく必要があります。

基本指針で示されている「これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると管轄人口の観点から見れば、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とするのが適当」という考えに基づき、本県のこれまでの地理的条件、歴史的背景及び消防事務以外の広域行政等を考慮すると、緊急消防援助隊として他県への応援を行う場合の現行の隊編成におけるエリア（旧南島町地区を除く）である4ブロックの組合せが考えられます。



ア 各ブロックの特性

(1) 北勢ブロック

石油化学、自動車、液晶関連等の産業集積が進み、管轄人口が県内の約44%を占めるなど、県内最大の産業・都市機能集積地として県内経済を牽引する一方で、都市型レジャー施設や鈴鹿山系といった観光資源も有し、高速道路、特定重要港湾など県内外との交流を可能とする基盤整備が進んだエリア。二次医療圏の北勢保健医療圏と同一のエリア

(2) 津・伊賀ブロック

管轄面積・消防吏員数・消防署所数・管轄人口及び火災・救急件数が全県の

25%前後を占め、統計数値上はバランスを有したエリア。二次医療圏の中勢伊賀保健医療圏と同一のエリア

(3) 伊勢志摩ブロック

第一段階と同様のエリア

(4) 松阪紀勢・東紀州ブロック

全県の40%以上を占める広い面積を有したブロックであり、県南部地域への玄関口である松阪地域においては、文化・生活面で比較的大都市圏とつながり産業集積が進んでいるのに対して、東紀州地域は大都市圏から地理的に遠く、基幹産業の低迷などから人口減少・高齢化が際立ち、地理的・歴史的背景及び県民意識も含め、取り巻く環境に多様性のあるエリア

イ 4ブロックにおける消防本部の想定規模

ブロック	4ブロック			
	北勢ブロック	津・伊賀ブロック	伊勢志摩ブロック	松阪・紀勢・東紀州ブロック
構成消防本部	5消防本部 桑名、四日市、菟野、鈴鹿、亀山	3消防本部 津、伊賀、名張	3消防本部 伊勢、鳥羽、志摩広域	4消防本部 松阪広域、紀勢地区、三重紀北、熊野
構成市町	5市5町 桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町、四日市市、朝日町、川越町、菟野町、鈴鹿市、亀山市	3市 津市、伊賀市、名張市	3市3町 伊勢市、玉城町、度会町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	3市7町 松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町
消防吏員数 (H19.4.1現在)	847 (36%)	621 (26%)	350 (15%)	543 (23%)
消防吏員平均年齢 (H19年現況調査)	39	40	43	40
管轄人口 A (H17年国勢調査)	823,631 (44%)	471,317 (25%)	256,897 (14%)	315,118 (17%)
将来の管轄人口 B (H42年推計)	777,236 (47%)	433,555 (26%)	200,548 (12%)	257,278 (15%)
管轄人口の増減 (B-A)	△ 46,395 - (6%)	△ 37,762 - (8%)	△ 56,349 - (22%)	△ 57,840 - (18%)
管轄面積 (単位:平方キロメートル)	1,107 (19%)	1,399 (24%)	915 (16%)	2,355 (41%)
消防署所数 (H19.4.1現在)	25 (29%)	25 (29%)	15 (18%)	20 (24%)
1署あたりの人口	32,945	18,853	17,126	15,756
財政力指数 (H17～H19の加重平均)	0.999	0.764	0.575	0.505
H18年火災件数 (H18年火災報告)	351 (39%)	216 (24%)	146 (16%)	179 (20%)
千人あたりの 火災件数	0.43	0.46	0.57	0.57
H18年救急出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	29,138 (41%)	17,412 (25%)	9,680 (14%)	14,132 (20%)
千人あたりの 救急出場件数	35.4	36.9	37.7	44.8
H18年救助出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	285 (43%)	150 (23%)	76 (11%)	155 (23%)
千人あたりの 救助出場件数	0.35	0.32	0.30	0.49
H17年防火対象物数 (H17年度版消防防災年報)	27,896 (47%)	13,194 (22%)	6,977 (12%)	10,915 (19%)
1署あたりの 防火対象物数	1,115.8	527.8	465.1	545.8
消防団員数 (H19.4.1現在)	2,969 (21%)	4,004 (29%)	2,141 (15%)	4,776 (34%)

ウ 4ブロックにおける各ブロックの効果と課題

(1) 北勢ブロック

- ◇ 国が示す管轄人口30万人以上の基準を満たすことができます。
- ◇ 人員・資機材等の消防力が充実し、初動体制の強化が図られるほか、コンビナート災害等の大規模災害や特殊災害及び同時多発災害等の事案に際し、迅速・的確な対応が可能になります。
- ◇ 各種産業において現行の消防本部の枠を超えて施設整備、流通網整備等が図られる際には、消防活動や予防指導等を同一の基準で行うことができます。
- ◇ 1消防署所あたりの管轄人口が多いため、火災・救急等の件数や消防同意等の予防事務が多くなることが想定され、こうしたことに対応できる体制の整備が必要です。
- ◇ 一つの消防本部に多くの市町が属することとなるため、災害対応等の緊急時は勿論のこと、予算編成や主要事務事業の計画策定等、平時の業務遂行における意思決定方法に関する明確なルール作り等が必要です。

(2) 津・伊賀ブロック

- ◇ 国が示す管轄人口30万人以上の基準を満たすことができます。

(3) 伊勢志摩ブロック

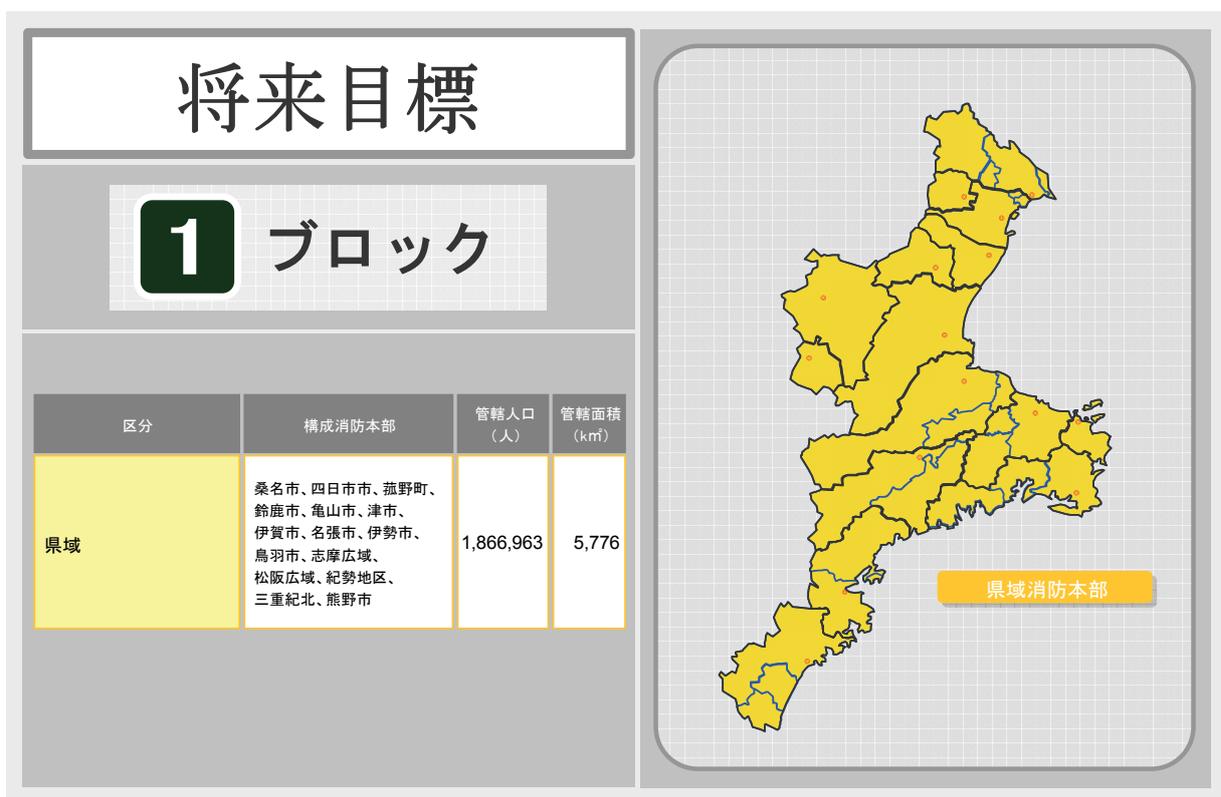
- ◇ (第一段階と同様のエリア)

(4) 松阪紀勢・東紀州ブロック

- ◇ 1消防署所あたりの管轄面積が大きいため、既存署所の移設等による適正配置の検討など、消防警備体制の整備を図る必要があります。
- ◇ 職員の勤務する消防署所が変わるような広範囲での人事異動が行われる可能性があるため、通勤が困難になる職員に対しての配慮が必要です。
- ◇ 一つの消防本部に多くの市町が属することとなるため、災害対応等の緊急時は勿論のこと、予算編成や主要事務事業の計画策定等、平時の業務遂行における意思決定方法に関する明確なルール作り等が必要です。

3 将来目標（県域消防本部）の考え方について

将来の人口減少、少子高齢化の進展、増加する消防救急需要、道州制の動向など長期的な展望に立った体制の構築、現在の消防力（住民に対する消防サービスの水準）の向上、大規模災害への対応体制の構築等を考慮すると県域を一元化し、市町村消防を原則とする※県域消防本部（全ての市町で構成する一部事務組合または広域連合）とすることが、消防力及び財政基盤等のあらゆる面で、最もスケールメリットを発揮でき、最も高い効果を得ることができると考えます。



ア ブロックの特性

県域を一元化し、県域消防本部となれば、管轄人口と消防吏員数では名古屋市消防局とほぼ同様の規模を有することになります。

イ 県域消防本部における消防本部の想定規模

ブロック	県域消防本部
	県域
構成消防本部	15消防本部 桑名、四日市、菰野、鈴鹿、亀山、津、伊賀、名張、伊勢、鳥羽、志摩広域、松阪広域、紀勢地区、三重紀北、熊野
構成市町	14市15町 桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町、四日市市、朝日町、川越町、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市、伊勢市、玉城町、度会町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町
消防吏員数 (H19.4.1現在)	2,361 (100%)
消防吏員平均年齢 (H19年現況調査)	40
管轄人口 A (H17年国勢調査)	1,866,963 (100%)
将来の管轄人口 B (H42年推計)	1,668,617 (100%)
管轄人口の増減 (B-A)	△ 198,346 - (11%)
管轄面積 (単位:平方キロメートル)	5,776 (100%)
消防署所数 (H19.4.1現在)	85 (100%)
1署あたりの人口	21,964
財政力指数 (H17～H19の加重平均)	0.672
H18年火災件数 (H18年火災報告)	892 (100%)
千人あたりの 火災件数	0.48
H18年救急出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	70,362 (100%)
千人あたりの 救急出場件数	37.7
H18年救助出場件数 (H18年版救急救助実施状況調)	666 (100%)
千人あたりの 救助出場件数	0.36
H17年防火対象物数 (H17年度版消防防災年報)	58,982 (100%)
1署あたりの 防火対象物数	693.9
消防団員数 (H19.4.1現在)	13,890 (100%)

ウ 県域消防本部におけるブロックの効果と課題

- ◇ 国が示す管轄人口30万人以上の基準を満たすことができます。
- ◇ 市町村消防の原則を維持した上で県域を1消防本部とするには、市町が共同して消防業務にあたることに対する合意形成や事業主体の構成・運営の決定等に多くの時間を要し、国が示す広域化の期限内（平成24年度まで）の広域化の実現は困難であると考えられます。

【参考】

※「県域消防本部」

消防は、消防組織法第6条において市町村に果たすべき責任があるとし、また、同法第7条において条例に従い、市長村長が管理すると規定されているため、県において市町の消防事務を処理することはできません。

消防組織法【抜粋】

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第4章 広域化推進のために必要な措置

4.1 広域化推進のための措置事項

1 国の支援措置

総務省消防庁では、消防本部の広域化への取組を支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」として、都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限り、市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な支援措置が講じられています。

市町村に対する財政支援措置

項目		財政支援措置
広域消防運営計画の作成経費		消防の広域化に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費について、特別交付税措置を講ずる。
消防の広域化に伴い必要となる経費（消防広域化臨時経費）		消防の広域化に伴い臨時に増加する行政に要する経費の一般財源所要額の2分の1について、所要の特別交付税措置を講ずる。 ア 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費 イ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ウ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 エ その他広域化整備に要する経費
消防署所等の整備	一般単独事業	(1) 消防の広域化に伴い消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了するものに要する経費について、所要の地方財政措置を講ずる。 ◇ 一般単独事業債：充当率90% ◇ 交付税措置：元利償還金の30%（交付税措置率：27%） (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備（(1)に係る事業を除く。）に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。 ◇ 一般単独事業債：充当率90%[通常充当率：市町村75%（指定都市70%）]
	消防広域化対策事業（防災基盤整備事業）	消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について、所要の地方財政措置を講ずる。 ◇ 防災対策事業債：充当率75% ◇ 交付税措置：元利償還金の30%（交付税措置率：22.5%）
消防通信・指令施設の整備		消防防災施設整備事業（防災基盤整備事業（特に推進すべき事業）） 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について、所要の地方財政措置を講ずる。 ◇ 防災対策事業債：充当率90% ◇ 交付税措置：元利償還金の50%（交付税措置率：45%）
その他		国庫補助金の優先配分 消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

2 県の支援措置

本推進計画に基づく消防の広域化を推進するため、広域化対象市町において、十分に消防の広域化に関する議論が尽くされるよう以下のとおり、必要な支援を行います。

ア. 広域化を推進するための体制の整備

広域化対象市町における消防の広域化に向けた諸課題に的確に対応するため、総合的な支援ができる体制の整備を行い、市町間の調整、相談体制の充実を図ります。

イ. 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県広報の活用、パンフレットの配布等により、広く県民及び市町関係者、消防関係者への情報提供や普及啓発活動等を行います。

ウ. 市町への県の援助等

消防の広域化の実現のためには、県として今後も幅広く関わり、広域化対象市町による「広域消防運営計画」策定に向けた協議等へは、求めに応じ参画していくとともにその他必要な援助を行います。

なお、消防の広域化に関する調査研究や普及啓発活動は継続して行います。

エ. 関係市町間の協議の調整等

広域化対象市町から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町相互間における必要な調整を行うものとします。

この調整とは、広域化対象市町からの求めに応じて行う、当該広域化対象市町と他の市町との間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町の合意形成のために積極的に調整を行うものとします。

なお、広域化対象市町における「広域消防運営計画」策定の協議等を通じ、本推進計画に変更の必要があると思われる場合には、あらかじめ関係市町の意見を聞くこととします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

5.1 広域化後の消防体制の整備

市町の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要であり、また、職員の身分、服務、給与関係の統一も必要であると考えます。

住民サービスを低下させないためには、消防本部で行っている許認可事務など一定の窓口業務を消防署長の事務とすることも有効と考えます。

5.2 関係市町等間の調整

消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下「組合」という。）、または事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、組合の構成市町または受託市町若しくは委託市町（以下「構成市町等」という。）間の意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を選択する必要があります。

5.3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、広域化対象市町における消防広域化運営計画策定に係る協議の際には、十分な協議が必要です。

例えば以下のような事項について、構成市町等間において十分協議の上、可能な限り組合または事務委託の規約、規程等において定めることが有効であると考えています。

(1) 組合方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画の策定
- ⑤ 災害時等に構成市町の長と消防長、消防署長、消防団長との間で緊密な連携を取るための相互連絡、情報共有等に関する計画の策定
- ⑥ 構成市町等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等、構

成市町等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みの構築

⑦ 組合の運営に関して、住民の意見を反映する手段の確保

(2) 事務委託方式による場合

① 委託料に係る基本的なルール

② 災害時等に委託市町の長と消防長、消防署長、消防団長との間で緊密な連携を取るための相互連絡、情報共有等に関する計画の策定

③ 消防事務の運営に関して、住民の意見を反映する手段の確保

また、現場の消防職員にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮する必要があります。特に、職員の身分、服務、給与関係については、消防職員を対象に行ったアンケートにおいて、最も関心があり、多くの職員が不安を感じる事項であったため、十分な調整が必要であると考えます。

第6章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携確保に関する事項

6.1 消防団との連携確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、原則として一市町村に一団を置くこととなります。

広域化後も、消防団が消防本部との連携を密にし、大規模災害発生時やテロや武力攻撃等の有事などの緊急対応が求められる際には、強力な連携体制の下、最大限の消防力を発揮することが求められ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

このため、災害発生時に留まらず平常時より地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、下記のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町等の消防団と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

6.2 市町防災担当部局との連携確保

市町の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者による実施が求められます。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のため

- の、定例的な連絡会議の開催、各市町災害対策本部への消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
 - ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
 - ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
 - ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

三重県消防広域化推進計画

[資料編]

目次

消防組織法	…… 資-1
消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	…… 資-6
市町村の消防の広域化に関する基本指針	…… 資-8
三重県内における主な広域行政の実施状況	…… 資-11
市町村合併の状況及び消防本部組織の変遷	…… 資-12
他市町村への就業者及び通学者の動向(移動率)	…… 資-14
他市町村への就業者及び通学者の動向(移動者数)	…… 資-17
患者住所地別他市町への受療動向(移動率)	…… 資-20
患者住所地別他市町への受療動向(移動者数)	…… 資-23
消防の広域化に関する消防職員アンケート結果	…… 資-26

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条―第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条―第三十条）
- 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条―第三十五条）
- 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条―第五十二条）

第一章 総則

第一条（消防の任務） 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

第二章 国の行政機関

第二条（消防庁） 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百一十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

第三条（消防庁長官） 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条（消防庁の任務及び所掌事務） 消防に關し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に關する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に關する事項
- 二 消防に關する市街地の等級化に關する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察（火災の調査を含む）、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に關する事項
- 四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に關する事項

- 五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に關する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に關する事項
- 七 消防統計及び消防情報に關する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に關する事項
- 九 消防に關する試験及び研究に關する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に關する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に關する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に關する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に關する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に關する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に關する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に關する事項
- 十七 救急業務の基準に關する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に關する事項
- 十九 消防に關する表彰及び報償に關する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に關する事項
- 二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地方公共団体の事務の連絡に關する事項
- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に關する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に關する事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に關する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に關する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律（平成十六年法律第百二十二号）に

- 基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に關する指示等に關する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に關する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に關する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に關する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に關する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に關する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

第六条（市町村の消防に關する責任） 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第七条（市町村の消防の管理） 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第八条（市町村の消防に要する費用） 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

（消防本部及び消防署）

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。
2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。
2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。
2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。
一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関する事項。
二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する事項。
三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する事項。
2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名

された消防職員及び消防長を除く。)のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。
2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を

補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区に存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区に存する区域における消防については、特別区に存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協力を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
- 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 三 消防統計及び消防情報に関する事項
- 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- 八 市町村の消防の相互の応援に関する計画の作成の指導に関する事項
- 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- 十 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
- 十一 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

二 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

三 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第四章 市町村の消防の広域化

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

二 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村

を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

三 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

四 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

五 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

六 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うおとすときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

二 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

三 市町村の消防の現況及び将来の見通し

四 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

二 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

（市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

（消防庁長官の助言、勧告及び指導）

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

（都道府県知事の勧告、指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して助言し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における助言、指導及び助言は、消防庁長官の行う助言、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に

応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

第四十条 消防庁長官に対する消防統計等の報告

消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(警察通信施設の使用)

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防が行う。

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条において「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該

災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待たないときと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とするときと認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。以下同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とするときと認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を

通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものによる経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要なときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合（その官吏が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。）には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

一 消防士長又は消防士である消防吏員
二 消防司令補である消防吏員
三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）による改正前の警察法（昭和二十二年法律第九十六号）附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則 （平成十八年法律第六十四号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化（以下この条において「広域化」という。）を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であつた者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であつた者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

（消防法の一部改正）

第三条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第八項中「第十八条の三第三項」を「第三十条第三項」に改める。
第三十条の二中「第十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。
第三十五条の八第二項中「第二十一条」を「第三十九条」に改める。

（電波法の一部改正）
第四条 （略）

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）
第五条 （略）

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）
第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第七条 （略）

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年四月十一日
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながることをしないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月一日
衆議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

二 消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三 市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四 広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため具体策を講ずること。

五 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

○消防庁告示第三十三号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に
関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に 関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市
構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り
巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生
命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。
しかしながら、小規模な消防本部においては、出
動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限
界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが
指摘されることがあるなど、消防の体制としては
必ずしも十分でない場合がある。
これを克服するためには、市町村の消防の広域化
により、行財政上の様々なスケールメリットを実現
することが極めて有効である。具体的には、広域化
によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門的な整備
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防
に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待さ
れる。
こうしたことから、これまでも自主的な市町村の
消防の広域化が推進されてきたところであり、市町
村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、
最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、
平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少してい

るが、広域化が十分に進んだとは言いがたい状況にあ
る。また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて
減少に転じており、今後も少子化の進行により、将
来人口が減少することが予想されている。これによ
り一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少する
と考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消
防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念
される。
このような現状にかんがみると、市町村の消防の
体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより
一層自主的な市町村の消防の広域化を推進すること
が必要である。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本 的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次
の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備
及び確立を図ることを旨として、行わなければならない
こととされているため、広域化によって消防本部の
対応力が低下するようなことはあってはならない。
また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町
村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して
処理することとする。又は市町村が他の市町村に
消防事務を委託することをいうと定義されている。
したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防で
あり、消防団はその対象ではない。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進 するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する
ため、次のような施策を講ずる。

- (1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化
の取組を支援するための消防広域化推進本部を設
置する。
- (2) 広報及び普及啓発
広域化の必要性やメリットについて、国民の理
解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、ま

(3) た、適当な広報媒体を活用することにより、広域
化に関する広報及び普及啓発を行う。

(4) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先
進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等につ
いて、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は
情報提供し、関係者における広域化に関する理解
の促進を図る。

(5) 相談体制の確保充実
広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課
題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談
に積極的に応じる。

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経
費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二
百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化
を行った広域化対象市町村の加入するもの若しく
は広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地
方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町
村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対
象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）
に對して、当該広域化対象市町村等が広域消防運
営計画を達成するために行う事業に要する経費等
について、財政運営に支障を生ずることのないよ
う、次の財政措置を講ずる。

- ① なお、これらの措置については、市町村の消防
の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見
直すものとする。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び
臨時に増加する行政に要する経費について所
要の特別交付税措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ④ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑤ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑥ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑦ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑧ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑨ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑩ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑪ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑫ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑬ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑭ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑮ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑯ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑰ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑱ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑲ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ⑳ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉑ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉒ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉓ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉔ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉕ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉖ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉗ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉘ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉙ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉚ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉛ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉜ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉝ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉞ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㉟ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊱ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊲ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊳ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊴ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊵ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊶ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊷ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊸ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊹ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊺ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊻ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊼ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊽ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊾ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。
- ㊿ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画
に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）
に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）
に要する経費について所要の地方債措置を講ず
る。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

- 1 推進計画の策定
都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認められる場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。
(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- ① 次のような事項に留意して定めること。
推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
 - ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
 - ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
 - (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
次のような事項に留意して定めること。
① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
 - (3) 広域化対象市町村の組合せ
本指針三、二に基づき定めること。
 - (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
本指針三、三に基づき定めること。
 - (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
 - (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
- なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。
- また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

- 聴かなければならないとされているところである。
- 各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。
- (1) 市町村の消防の広域化の規模
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
 - その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。
 - ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。
 - ② 配慮及び留意すべき事項
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。
 - また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

- 消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。
- 具体的には、
- ① 広域化を推進するための体制の整備
 - ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
 - ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
 - ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、

調整等
⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備
市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係
市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策
このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

- ① 組合の方式による場合
② 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ③ 職員の使用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ④ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ⑤ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができ、相互連絡、情報共有等に関する計画を

策定すること。
⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合
① 委託料に係る基本的なルール
② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができ、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載
以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保
消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一つを置くものとする。
この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① そのために、次のような具体的方策が考えられる。
② 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
③ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
④ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、

定例的な連絡会議の開催等
④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
以上のような方策を参考としつつ、地域の实情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。
① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員への派遣等
④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保
⑧ 以上のような方策を参考としつつ、地域の实情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

推進計画及び広域消防運営計画においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

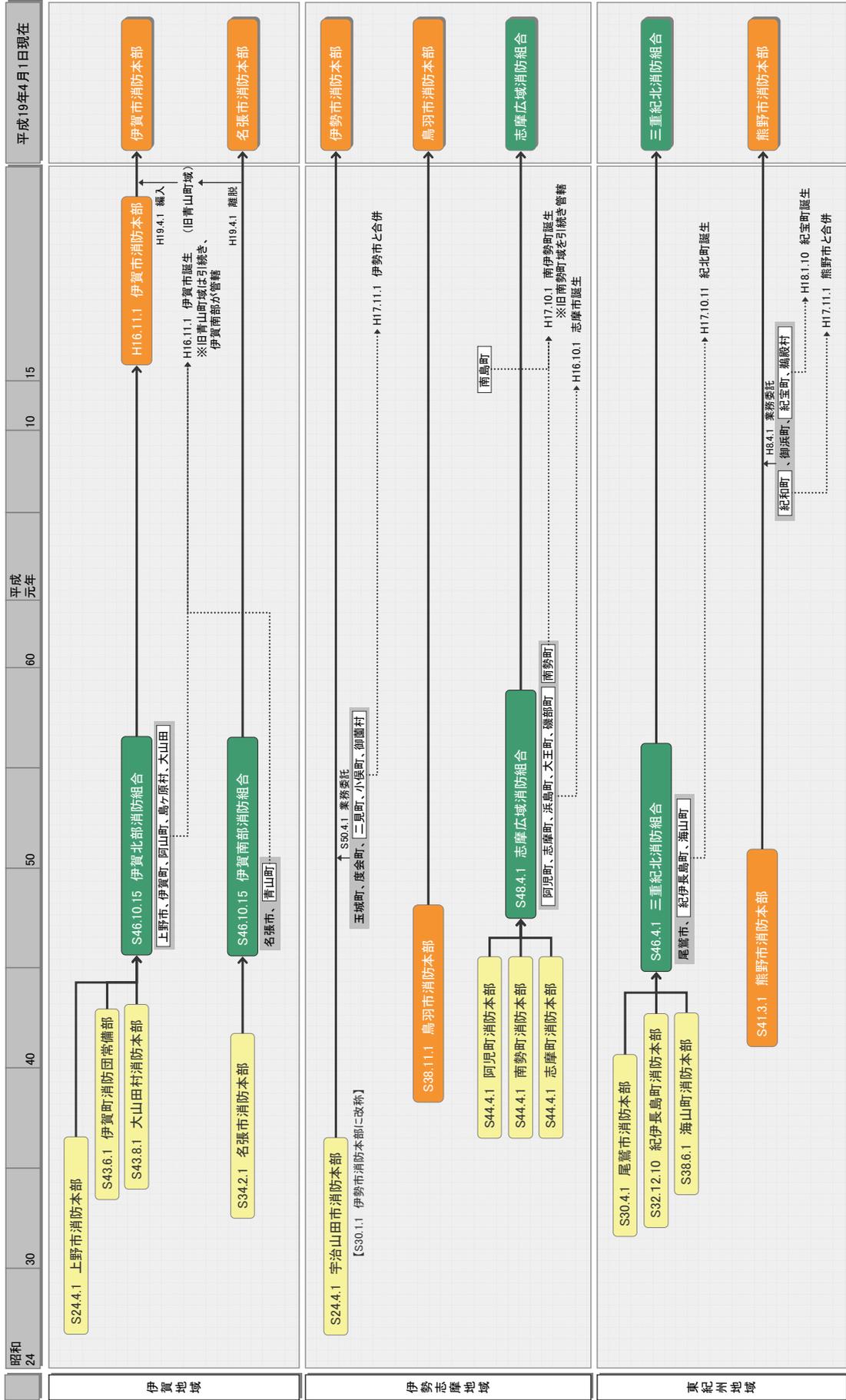
三重県内における主な広域行政の実施状況

(平成19年12月1日現在)

形式	名称	共同処理する主な事務内容	桑名市	いなべ市	木曽岬町	東員町	四日市市	菰野町	朝日町	川越町	鈴鹿市	亀山市	津市	伊賀市	名張市	伊勢市	玉城町	度会町	鳥羽市	志摩市	南伊勢町	松阪市	多気町	明和町	大台町	大紀町	尾鷲市	紀北町	熊野市	御浜町	紀宝町								
消防	桑名市消防本部	消防	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	四日市市消防本部	消防																																					
	伊勢市消防本部	消防																																					
	熊野市消防本部	消防																																					
	組合	松阪地区広域消防組合	消防																																				
		紀勢地区広域消防組合	消防(南伊勢町については、旧南島町ののみ)																																				
		志摩広域消防組合	消防(南伊勢町については、旧南勢町ののみ)																																				
		三重紀北消防組合	消防																																				
		(参考: 単独消防)																																					
		消防通信指令事務協議会	消防通信指令業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	消防以外	桑名広域清掃事業組合	ゴミ処理	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		朝日・川越町組合立環境クリンセンター	ゴミ収集運搬																																				
朝明広域衛生組合		し尿処理																																					
桑名・鳥井広域連合		広域市町村圏計画策定及び実施、し尿処理等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
三重県三重郡老人福祉施設組合		養護老人ホーム等	○																																				
北勢公設地方卸売市場組合		地方卸売市場	○																																				
三酒造農業共済事務組合		農業共済事務	○																																				
伊賀亀山地区広域連合		広域市町村圏計画策定及び実施、介護保険等																																					
伊賀市名張市広域行政事務組合		ふるさと市町村圏計画、農業共済、伊賀食肉センター																																					
伊賀南部環境衛生組合		ゴミ処理、し尿処理																																					
わたらい老人福祉施設組合		養護老人ホーム等																																					
志摩広域行政組合		老人福祉施設等																																					
伊勢広域環境組合		ゴミ処理、し尿処理(明和町除く)、火葬場																																					
菊英環境整備施設組合		ゴミ収集運搬																																					
伊勢地域農業共済事務組合		農業共済事務																																					
度会広域連合		介護保険等																																					
宮川福祉施設組合		養護老人ホーム等																																					
松阪地区広域衛生組合		し尿処理																																					
奥伊勢広域行政組合		火葬場																																					
高坂やすらぎ苑組合		協和中学校																																					
多気町松阪市学校組合		多気中学校																																					
松阪多気農業共済事務組合		農業共済事務																																					
香肌奥伊勢資源化広域連合		農業共済事務																																					
鳥羽志野広域連合		ゴミ処理施設(旧飯高町、飯高町、勢和村の区域)																																					
東紀州農業共済事務組合		し尿処理、ゴミ処理(旧南島町、旧志摩町除く)等																																					
紀北広域連合		農業共済事務																																					
紀南病院組合		広域市町村圏計画策定及び実施、介護保険等																																					
紀南社会福祉施設組合		病院																																					
紀南特別養護老人ホーム組合		養護老人ホーム等																																					
南牟婁清境施設組合		特別養護老人ホーム																																					
紀南介護保険広域連合		介護保険																																					
三重県地方税管理回収機構		市町村税等の清結整理等																																					
三重県後期高齢者医療広域連合		市町村税等の清結整理等																																					
視聴覚ラニアワーに關する事務		後期高齢者医療に關する事務																																					
事務委託		介護保険審査判定事務																																					
		し尿、ゴミ処理事務																																					

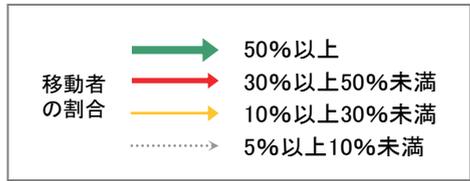
※ 「●」は、管理者の所在する市町である。

市町村合併の状況及び消防本部組織の変遷



他市町村への就業者及び通学者の動向(移動率)

各常住地別の他市町村に就業及び通学している15歳以上の者の動向については、以下のとおりである。



他市町村への就業者及び通学者の動向(移動率) [15歳以上就業者+15歳以上通学者]

居住地	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	熊野市	久居市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曾岬町	東員町	菟野町	朝日町	川越町	河芸町	芸濃町	美里村
津市	—	5.8%	11.8%	34.9%	2.1%	15.5%	3.2%	1.4%	15.8%	4.9%	0.4%	56.2%	1.1%	3.4%	7.1%	0.6%	0.8%	1.9%	1.5%	1.8%	32.0%	35.6%	53.6%
四日市市	12.5%	—	2.0%	4.3%	19.5%	44.4%	0.5%	1.5%	18.2%	1.2%	0.4%	4.7%	25.4%	1.4%	1.8%	6.2%	13.7%	60.5%	34.0%	45.4%	14.1%	6.8%	2.4%
伊勢市	2.1%	0.3%	—	7.5%	0.1%	0.3%	0.3%	0.6%	0.3%	5.4%	0.1%	1.9%	0.1%	39.7%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.6%	0.7%
松阪市	11.5%	0.7%	18.7%	—	0.2%	1.3%	1.1%	1.7%	0.9%	5.9%	0.3%	11.2%	0.2%	5.7%	1.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	2.2%	1.8%	4.2%
桑名市	1.1%	12.4%	0.2%	0.4%	—	2.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.1%	0.1%	0.4%	29.7%	0.1%	0.2%	16.3%	34.1%	4.9%	22.9%	20.3%	0.9%	0.4%	0.3%
鈴鹿市	17.1%	19.8%	0.9%	3.4%	1.4%	—	0.4%	0.5%	45.3%	0.3%	0.1%	4.2%	1.7%	0.5%	2.2%	0.2%	0.8%	5.2%	2.0%	2.4%	31.7%	14.1%	4.8%
名張市	0.7%	0.1%	0.5%	0.8%	0.0%	0.1%	—	0.1%	0.3%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%	35.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%
尾鷲市	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.1%	12.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
亀山市	7.3%	2.8%	0.3%	1.1%	0.3%	16.1%	0.5%	0.3%	—	0.1%	0.0%	1.3%	0.3%	0.2%	3.3%	0.1%	1.0%	1.0%	0.2%	0.9%	5.4%	20.2%	2.4%
鳥羽市	0.1%	0.0%	8.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	—	0.1%	0.1%	0.0%	23.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
熊野市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.1%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
久居市	14.6%	0.3%	1.0%	8.7%	0.1%	0.7%	0.6%	0.2%	0.7%	0.2%	0.1%	—	0.1%	0.3%	1.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	2.0%	2.5%	14.1%
いなべ市	0.2%	7.4%	0.0%	0.1%	10.5%	0.7%	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	18.3%	12.5%	3.1%	2.7%	0.1%	0.1%
志摩市	0.1%	0.0%	3.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	12.1%	0.1%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
伊賀市	1.3%	0.3%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	39.1%	0.1%	2.6%	0.1%	0.1%	1.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	1.5%	1.3%
木曾岬町	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	—	0.4%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
東員町	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	0.7%	—	1.4%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
菟野町	0.3%	9.3%	0.0%	0.1%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	6.7%	0.0%	0.0%	0.3%	1.8%	—	1.3%	1.4%	0.3%	0.1%	0.1%
朝日町	0.2%	2.4%	0.0%	0.0%	2.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	1.5%	0.0%	0.0%	0.4%	1.3%	1.0%	—	6.2%	0.2%	0.1%	0.1%
川越町	0.2%	5.5%	0.0%	0.1%	3.4%	0.6%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	1.9%	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	1.6%	8.4%	—	0.2%	0.1%	0.1%
河芸町	3.4%	0.3%	0.1%	0.4%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	—	1.2%	0.8%
芸濃町	2.8%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	1.9%
美里村	1.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	1.0%	—
安濃町	6.4%	0.1%	0.1%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	8.5%	5.1%
香良洲町	0.8%	0.0%	0.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%
一志町	1.2%	0.0%	0.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.9%
白山町	1.1%	0.0%	0.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	2.0%
美杉村	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
多気町	0.4%	0.0%	2.6%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.5%	0.3%	0.0%	1.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
明和町	0.3%	0.0%	6.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	2.1%	0.1%	0.2%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
大台町	0.1%	0.0%	0.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
勢和村	0.0%	0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮川村	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
玉城町	0.3%	0.0%	9.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	2.4%	0.0%	0.2%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
二見町	0.0%	0.0%	2.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小原町	0.2%	0.0%	11.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.1%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御園村	0.2%	0.0%	11.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.1%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
度会町	0.0%	0.0%	2.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大紀町	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
南伊勢町	0.0%	0.0%	1.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
紀伊長島町	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
海山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.6%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御浜町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	39.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
紀宝町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
紀和町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
轟殿村	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
県外	12.0%	29.9%	4.9%	7.2%	52.0%	11.4%	53.2%	10.2%	7.5%	2.8%	29.3%	5.3%	17.4%	6.6%	45.8%	71.8%	26.6%	9.2%	23.9%	17.0%	5.7%	4.0%	3.5%

※ 5%以上10%未満…「グレー」、10%以上30%未満…「オレンジ」、30%以上50%未満…「ピンク」、50%以上…「グリーン」

※ H17国勢調査より、調査時の市町村数は46

他市町村への就業者及び通学者の動向(移動率) [15歳以上就業者+15歳以上通学者]

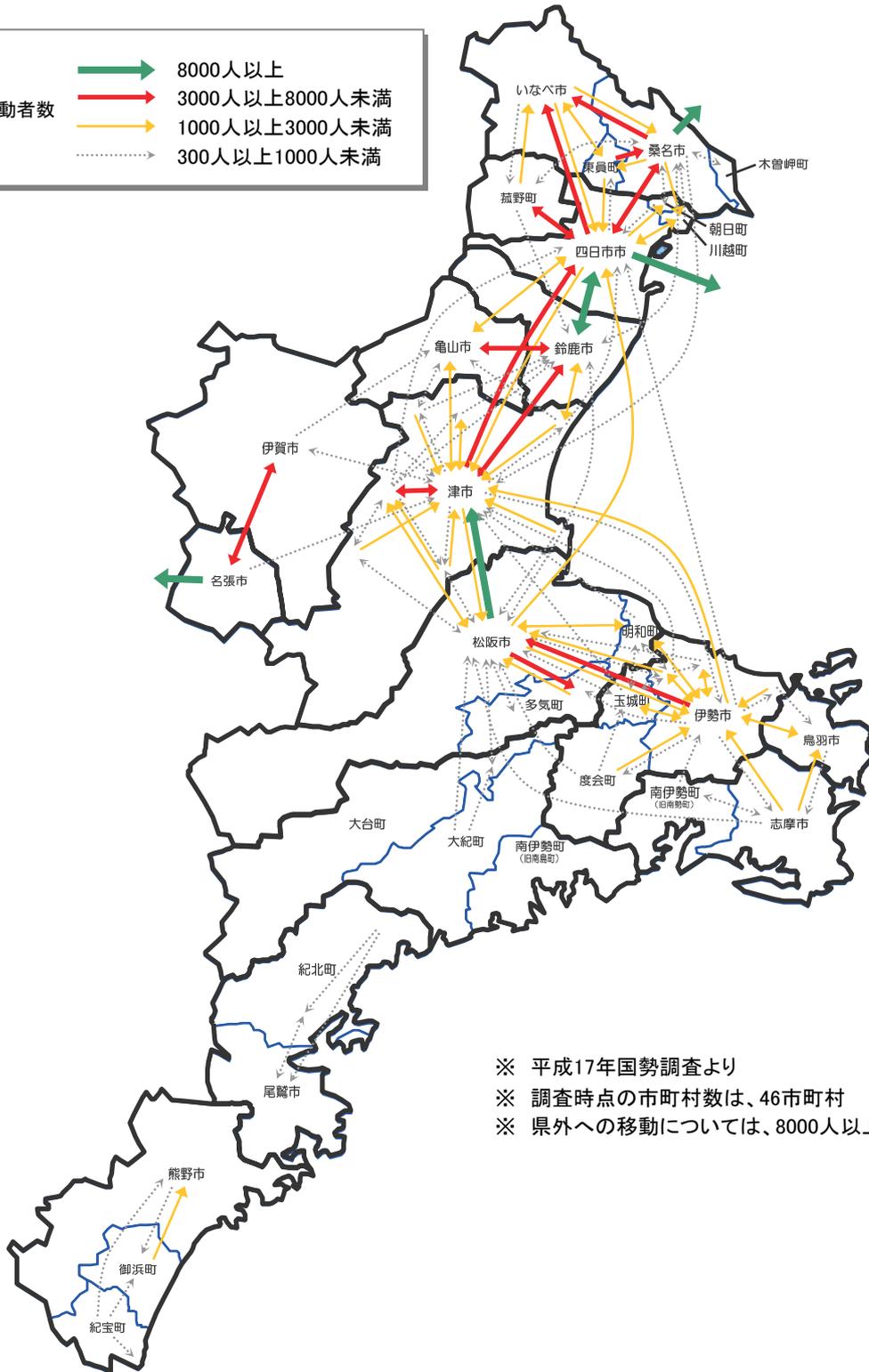
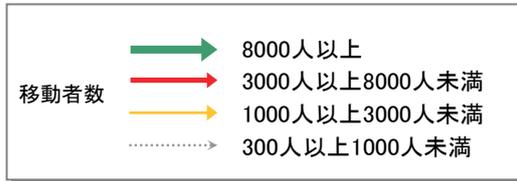
居住地 従業・通学市町	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	多気町	明和町	大台町	勢和村	宮川村	玉城町	二見町	小俣町	御園村	度会町	大紀町	南伊勢町	紀伊長島町	海山町	御浜町	紀宝町	紀和町	編殿村
津市	55.0%	52.6%	36.4%	30.7%	14.1%	9.5%	11.0%	7.1%	9.1%	4.7%	7.5%	4.2%	7.4%	5.3%	4.5%	4.6%	2.1%	1.4%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
伊勢市	5.8%	3.3%	3.0%	2.6%	0.6%	1.4%	1.8%	0.7%	0.8%	0.0%	1.0%	0.8%	1.1%	1.0%	1.0%	0.4%	1.4%	0.6%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
四日市	0.9%	1.4%	1.7%	2.1%	0.5%	8.5%	21.1%	5.4%	4.3%	5.1%	31.0%	51.1%	39.9%	54.0%	38.1%	6.0%	29.3%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松阪市	3.2%	16.5%	16.9%	12.1%	8.8%	51.1%	35.8%	35.1%	57.7%	29.6%	20.1%	6.9%	15.8%	10.4%	12.8%	26.4%	5.0%	4.8%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
桑名市	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	1.1%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
鈴鹿市	8.0%	2.9%	2.9%	2.6%	0.5%	1.2%	1.1%	0.9%	0.9%	0.2%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
名張市	0.5%	0.3%	1.0%	4.1%	20.0%	0.5%	0.3%	0.2%	0.4%	0.0%	0.3%	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
尾鷲市	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	2.6%	0.1%	33.7%	64.3%	2.7%	1.1%	0.0%	0.2%
亀山市	4.4%	0.8%	0.7%	0.7%	0.3%	0.5%	0.2%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳥羽市	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.6%	0.3%	0.1%	0.5%	1.8%	10.2%	2.4%	4.0%	1.3%	0.2%	6.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
熊野市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	3.4%	3.8%	54.6%	15.4%	32.8%	17.6%
久居市	5.6%	9.5%	20.5%	20.1%	11.5%	1.5%	1.6%	0.8%	1.5%	0.8%	0.8%	0.4%	1.2%	0.4%	0.6%	0.7%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
いなべ市	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
志摩市	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.1%	0.2%	1.0%	2.0%	0.9%	1.4%	1.0%	0.3%	27.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
伊賀市	0.8%	0.5%	1.2%	3.6%	6.5%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
木曾岬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東員町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
菟野町	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
朝日町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
川越町	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
河芸町	2.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
菟淵町	4.7%	0.5%	0.6%	0.8%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里村	1.7%	0.4%	0.4%	1.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
安濃町	—	1.3%	1.2%	2.1%	0.7%	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香良洲町	0.2%	—	0.4%	0.3%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一志町	0.5%	1.0%	—	6.8%	5.5%	0.2%	0.2%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
白山町	0.7%	0.5%	5.1%	—	23.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美杉村	0.0%	0.1%	1.3%	2.6%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
多気町	0.1%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	—	3.6%	12.5%	11.4%	8.0%	5.7%	1.1%	2.4%	1.4%	4.7%	9.4%	1.7%	1.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
明和町	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	5.7%	—	2.2%	1.7%	1.8%	6.3%	3.9%	6.4%	3.9%	3.6%	1.1%	1.7%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大台町	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	2.5%	0.5%	—	3.1%	33.4%	0.7%	0.1%	0.2%	0.2%	1.3%	23.3%	0.4%	3.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
勢和村	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	1.8%	0.3%	3.1%	—	2.7%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	2.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮川村	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	0.1%	6.6%	1.2%	—	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	2.4%	0.4%	1.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
玉城町	0.1%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	5.5%	5.9%	3.7%	1.6%	1.5%	—	4.4%	8.1%	5.1%	11.6%	2.5%	4.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
二見町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.5%	—	1.0%	1.7%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小俣町	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	1.9%	6.3%	0.3%	0.6%	0.0%	10.7%	5.5%	—	6.1%	7.5%	0.8%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御園村	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%	3.1%	0.5%	0.2%	0.0%	3.7%	4.7%	5.9%	—	4.1%	0.6%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
度会町	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.4%	1.0%	0.6%	0.7%	2.1%	0.8%	1.6%	1.1%	—	1.1%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大紀町	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	1.2%	0.2%	13.8%	1.1%	6.9%	0.6%	0.1%	0.3%	0.1%	1.7%	—	2.3%	14.6%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
南伊勢町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	1.2%	0.2%	0.8%	0.6%	2.4%	1.7%	—	1.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
紀伊長島町	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.0%	1.5%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	9.5%	0.6%	—	19.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%
海山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.5%	0.2%	26.5%	—	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%
御浜町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	—	16.0%	22.6%	15.0%
紀宝町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%
紀和町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
編殿村	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.2%
県外	4.8%	6.8%	4.0%	5.7%	6.1%	2.9%	2.6%	2.5%	1.9%	1.5%	2.7%	1.8%	2.4%	1.9%	1.2%	1.2%	6.2%	4.7%	3.5%	22.9%	50.3%	33.3%	54.4%

※ 5%以上10%未満…「グレー」、10%以上30%未満…「オレンジ」、30%以上…「ピンク」

※ H17国勢調査より、調査時の市町村数は46

他市町村への就業者及び通学者の動向(移動者数)

各常住地別の他市町村に就業及び通学している15歳以上の者の動向については、以下のとおりである。



※ 平成17年国勢調査より
 ※ 調査時点の市町村数は、46市町村
 ※ 県外への移動については、8000人以上のみ表示

他市町村への就業者及び通学者の動向(移動者数) [15歳以上就業者+15歳以上通学者]

居住地 従業・通学市町	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	龜山市	鳥羽市	熊野市	久居市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曽岬町	東員町	菟野町	朝日町	川越町	河芸町	芸濃町	美里村
津市	—	2,419	2,054	9,601	657	5,627	628	21	1,747	156	6	7,024	109	205	758	15	82	210	38	82	2,100	1,050	839
四日市市	3,217	—	344	1,181	6,217	16,122	107	23	2,010	38	6	591	2,435	87	196	160	1,418	6,811	861	2,125	926	201	38
伊勢市	536	113	—	2,067	31	122	53	9	29	29	1	232	7	2,392	35	0	7	8	0	4	30	17	11
松阪市	2,960	284	3,265	—	73	473	211	26	105	189	5	1,404	21	343	133	3	18	26	7	9	146	54	65
桑名市	280	5,133	36	97	—	722	16	3	125	2	2	51	2,852	9	26	423	3,522	546	581	949	61	11	4
鈴鹿市	4,386	8,095	151	939	439	—	80	7	5,006	9	2	530	164	29	238	5	85	581	50	110	2,083	415	75
名張市	177	50	91	222	10	47	—	2	38	17	0	90	6	11	3,777	1	5	8	1	3	15	9	8
尾鷲市	25	12	11	29	3	7	2	—	2	2	214	3	0	6	4	0	2	0	1	0	1	0	0
龜山市	1,880	1,173	52	290	85	5,948	104	5	—	2	0	160	29	15	352	2	15	116	6	43	353	597	37
鳥羽市	26	17	1,430	128	3	12	7	8	2	—	1	12	1	1,402	1	0	1	0	1	0	1	1	1
熊野市	8	6	3	10	1	5	1	225	0	1	—	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
久居市	3,739	117	173	2,409	19	263	125	3	74	8	2	—	6	19	106	0	4	6	2	3	130	73	220
いなべ市	44	3,070	7	18	3,350	236	1	40	0	0	0	6	—	2	3	37	1,884	1,411	79	124	7	7	1
志摩市	36	10	571	73	5	4	7	3	388	1	6	0	—	—	2	0	0	1	0	0	3	2	1
伊賀市	345	119	33	210	21	177	7,660	2	285	4	1	129	2	3	—	0	3	18	1	5	25	44	21
木曽岬町	0	59	0	1	520	4	0	0	0	0	0	25	0	0	0	—	41	5	9	14	0	0	0
東員町	9	887	1	1	1,559	45	2	0	8	0	0	3	1,272	0	0	18	—	157	46	40	2	0	0
菟野町	83	3,857	2	15	312	417	3	0	89	1	0	7	644	1	5	8	182	—	33	67	20	4	2
朝日町	47	1,002	1	9	878	123	0	19	0	8	148	0	8	185	0	11	135	112	—	290	16	3	1
川越町	45	2,271	4	24	1,077	208	3	1	21	0	0	12	185	2	3	48	166	180	213	—	16	3	2
河芸町	878	134	18	102	6	1,048	4	0	96	0	0	68	2	2	7	1	3	11	1	5	—	36	13
芸濃町	716	53	5	86	5	294	8	0	316	0	0	96	0	2	26	1	2	1	0	2	80	—	30
美里村	256	8	1	49	1	15	4	0	12	0	0	145	0	0	5	0	0	0	0	0	13	29	—
安濃町	1,649	30	15	184	3	241	4	0	146	0	0	300	1	4	17	0	0	3	0	2	127	251	79
香良洲町	209	6	11	199	1	6	2	0	3	1	0	84	1	1	1	0	0	0	0	0	4	5	2
一志町	301	13	36	442	2	17	11	0	11	1	0	379	0	2	13	0	1	1	0	0	5	3	14
白山町	285	9	21	387	1	15	47	1	11	1	0	319	1	0	41	0	1	1	0	0	7	10	32
美杉村	43	0	0	65	0	0	36	0	0	0	0	38	1	0	6	0	0	0	0	0	1	2	2
多気町	90	8	447	3,262	4	15	17	4	15	17	1	35	2	67	16	0	1	0	0	0	3	1	1
明和町	88	9	1,146	1,226	3	13	0	1	1	67	1	31	0	123	1	0	0	1	0	0	6	0	0
大台町	20	3	48	319	1	3	2	9	3	0	0	8	0	7	2	0	0	1	0	0	0	0	0
勢和村	8	1	20	324	0	0	0	1	0	0	0	4	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	2
宮川村	8	2	11	79	2	1	8	2	0	1	0	1	1	12	6	0	0	0	0	0	3	1	1
玉城町	71	4	1,568	683	0	5	0	1	0	76	0	22	0	105	2	0	1	2	0	0	2	1	6
二見町	11	1	441	35	0	0	0	0	2	157	0	2	0	61	0	0	0	0	0	0	0	1	0
小原町	49	2	1,924	359	3	9	3	0	2	116	0	16	0	122	2	0	0	0	0	0	2	0	1
御園村	49	5	1,978	206	0	5	0	0	2	100	0	10	0	142	2	0	0	0	0	0	1	1	0
度会町	9	0	414	63	1	3	0	0	1	12	0	4	0	34	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大紀町	8	1	59	112	1	1	1	21	1	0	2	3	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	5	1	199	28	1	1	0	3	0	23	0	2	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	0
紀伊長島町	6	4	7	25	2	1	0	219	1	0	12	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
海山町	4	0	2	4	0	0	0	726	2	0	23	0	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0
御浜町	1	2	0	1	1	1	0	10	0	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀宝町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀和町	0	0	0	1	0	0	0	1	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴殿村	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外	3,086	12,376	859	1,970	16,598	4,132	10,413	152	829	82	484	664	1,673	399	4,893	1,863	2,744	1,034	605	797	372	117	55

※ 300人以上1000人未満…「グレー」、1000人以上3000人未満…「オレンジ」、3000人以上8000人未満…「ピンク」、8000人以上…「グリーン」

※ H17国勢調査より、調査時の市町村数は46

他市町村への就業者及び通学者の動向(移動者数) [15歳以上就業者+15歳以上通学者]

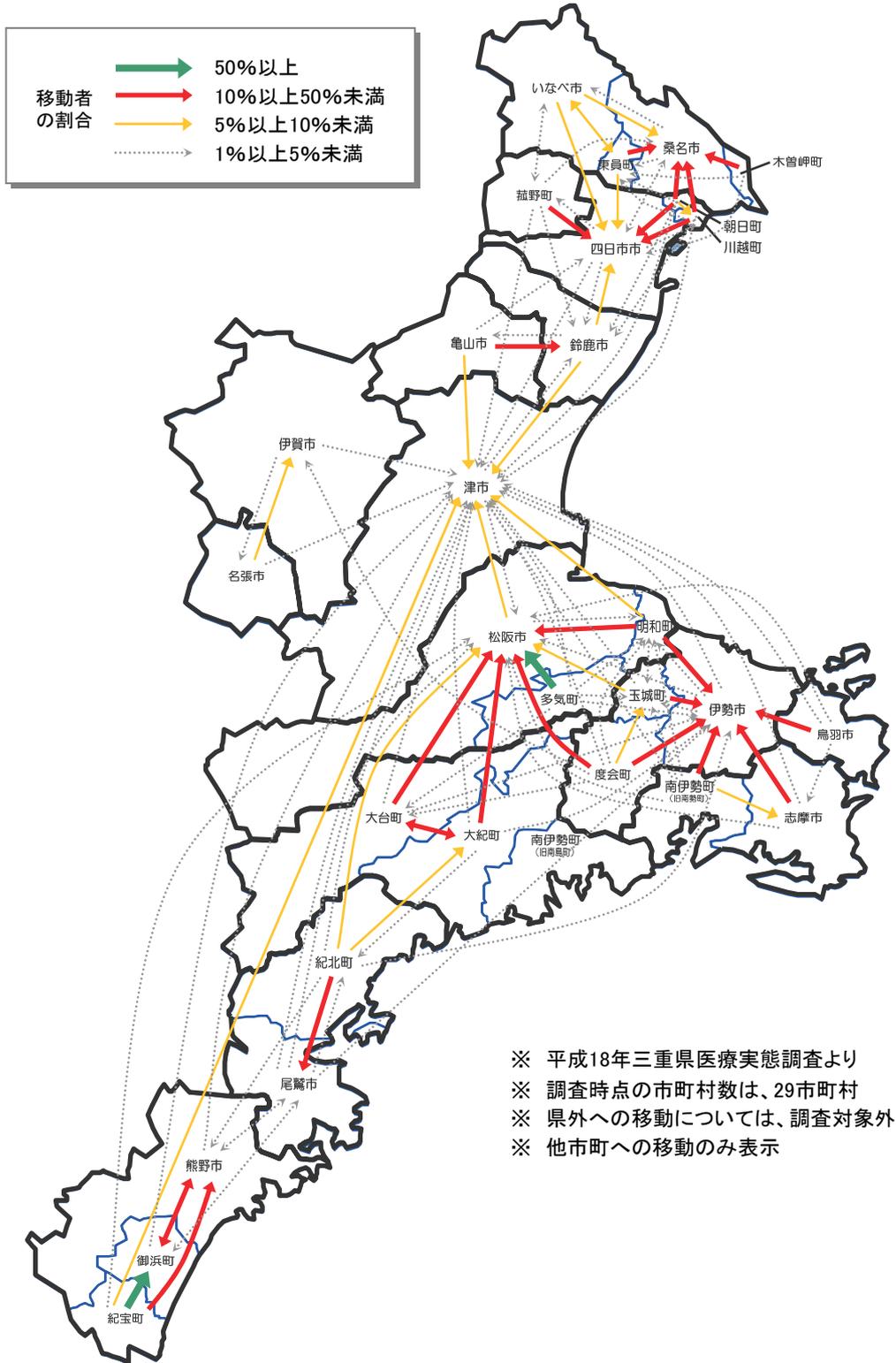
居住地 従業・通学市町	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	多気町	明和町	大台町	勢和村	宮川村	玉城町	二見町	小俣町	御園村	度会町	大紀町	南伊勢町	紀伊長島町	海山町	御浜町	紀宝町	紀和町	鵜殿村
津市	2,186	1,047	1,950	1,152	179	286	840	130	145	26	365	134	469	182	139	89	45	18	17	2	2	0	0
四日市市	232	65	159	98	8	43	135	12	13	0	48	27	69	34	31	7	30	8	8	0	1	0	1
伊勢市	36	28	93	78	6	256	1,610	100	69	28	1,514	1,636	2,542	1,856	1,175	117	628	14	3	0	0	0	0
松阪市	126	329	907	456	112	1,543	2,731	647	923	163	982	221	1,005	358	395	514	107	61	21	0	0	0	0
桑名市	17	4	16	7	1	4	6	0	0	0	2	3	4	2	4	2	4	0	4	2	1	0	0
鈴鹿市	318	57	153	97	6	35	81	16	14	1	30	22	37	19	15	4	6	2	4	1	1	0	1
名張市	20	9	54	153	254	14	26	3	7	0	13	7	25	8	11	6	1	0	1	0	0	0	0
尾鷲市	1	1	0	0	0	1	0	11	1	0	2	1	2	0	2	50	3	425	939	53	24	0	3
亀山市	174	16	38	26	4	15	16	6	4	0	14	5	23	5	4	4	2	2	0	0	0	0	0
鳥羽市	2	0	3	5	0	9	119	5	1	3	89	326	151	136	39	3	135	4	1	0	0	0	0
熊野市	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	43	56	1,061	344	58
久居市	223	189	1,098	756	146	46	123	15	24	4	37	12	76	15	19	13	7	2	1	0	0	0	0
いなべ市	3	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
志摩市	1	1	6	3	0	7	48	4	2	1	47	64	55	48	31	5	579	1	1	1	0	0	0
伊賀市	33	10	65	134	82	8	14	2	1	0	6	5	5	0	1	2	2	3	1	0	0	0	0
木曽岬町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
菟野町	2	1	4	3	0	1	1	1	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	1	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越町	1	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河芸町	84	3	18	9	2	0	8	1	2	0	4	2	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
菟濱町	187	9	33	31	3	2	6	1	0	0	2	0	6	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
美里村	67	8	21	53	5	1	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
安濃町	—	25	62	79	9	4	12	1	5	0	4	0	8	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
香良洲町	6	—	23	11	0	3	12	2	1	1	1	1	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
一志町	21	20	—	256	70	5	17	2	6	1	9	3	8	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
白山町	28	9	274	—	292	4	7	2	7	0	3	2	4	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0
美杉村	1	1	70	99	—	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
多気町	3	4	29	10	2	—	276	230	183	44	279	35	153	48	144	183	37	12	5	0	0	0	0
明和町	4	4	12	9	5	173	—	40	27	10	310	125	405	133	111	21	36	3	1	0	0	0	0
大台町	0	2	3	4	2	75	36	—	49	184	34	4	11	7	40	435	8	45	23	0	0	0	0
勢和村	0	0	2	1	2	53	22	57	—	15	19	1	6	1	13	44	0	1	0	0	0	0	0
宮川村	0	1	2	1	2	17	10	122	19	—	9	2	5	2	3	47	8	18	6	1	0	0	0
玉城町	3	5	12	3	0	165	453	69	25	8	—	142	515	175	358	48	95	3	2	0	0	0	0
二見町	1	0	0	0	0	4	26	7	0	0	26	—	63	58	11	0	6	0	0	0	0	0	0
小俣町	3	2	15	2	0	57	483	5	9	3	521	175	—	208	232	16	96	0	0	0	0	0	0
御園村	0	2	3	1	0	25	235	10	3	0	181	151	378	—	128	11	50	0	0	0	0	0	0
度会町	0	1	2	0	0	18	32	19	9	4	103	26	105	38	—	22	58	0	0	0	0	0	0
大紀町	0	1	3	2	0	36	16	254	18	38	28	4	16	5	51	—	50	185	28	0	0	0	0
南伊勢町	0	0	1	0	0	11	19	4	1	61	6	6	53	19	75	33	—	15	2	0	0	0	0
紀伊長島町	1	1	0	0	0	5	4	10	0	8	5	4	2	1	5	185	13	—	285	4	0	0	1
海山町	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	39	5	335	—	7	1	0
御浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	—	357	40
紀宝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	—	9
紀和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	33	—
鵜殿村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176	345	11
県外	192	135	215	216	77	89	199	46	30	8	130	57	151	66	36	23	133	59	51	445	1,122	59	764

※ 5%以上10%未満…「グレー」、10%以上30%未満…「オレンジ」、30%以上…「ピンク」

※ H17国勢調査より、調査時の市町村数は46

患者住所地別他市町への受療動向(移動率)

患者住所地別の他市町に所在する施設に入院又は通院している患者の動向については、以下のとおりである。(同市町内での受療は除く。)



患者住所別他市町への受療動向(移動率) [入院受療+外来受療]

患者住所別 施設所在市町	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	熊野市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曾岬町
津市	91.6%	1.5%	2.9%	7.7%	0.8%	6.9%	4.0%	3.3%	9.0%	2.6%	2.4%	0.9%	2.2%	3.8%	0.0%
四日市市	0.6%	89.4%	0.2%	0.2%	3.6%	6.9%	0.2%	0.8%	3.8%	0.3%	0.3%	6.9%	0.2%	0.3%	2.0%
伊勢市	0.2%	0.0%	87.9%	0.9%	0.0%	0.1%	0.0%	1.1%	0.1%	34.8%	0.6%	0.0%	10.2%	0.7%	0.0%
松阪市	4.1%	0.1%	4.3%	88.6%	0.1%	0.4%	0.7%	4.0%	0.2%	2.5%	0.6%	0.0%	1.9%	0.8%	0.0%
桑名市	0.1%	1.8%	0.1%	0.1%	90.2%	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.0%	0.1%	8.6%	0.0%	0.0%	28.4%
鈴鹿市	2.3%	2.8%	0.4%	0.4%	0.4%	83.5%	0.2%	0.5%	21.6%	0.3%	0.5%	1.0%	0.3%	0.5%	0.0%
名張市	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	88.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%
尾鷲市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.6%	0.1%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
亀山市	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	63.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳥羽市	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	53.9%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
熊野市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	68.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
いなべ市	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	1.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	74.0%	0.1%	0.0%	0.0%
志摩市	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	82.7%	0.0%	0.0%
伊賀市	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	6.1%	0.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	89.4%	0.0%
木曾岬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.2%
東真町	0.1%	0.9%	0.2%	0.1%	3.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	0.4%	0.0%	6.7%	0.1%	0.0%	3.4%
菟野町	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
朝日町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
川越町	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
多気町	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
明和町	0.1%	0.0%	1.7%	1.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.8%	0.1%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
大台町	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
玉城町	0.0%	0.0%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
度会町	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大紀町	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
南伊勢町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
紀北町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御浜町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	24.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
紀室町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 1%以上5%未満…「グレー」、5%以上10%未満…「オレンジ」、10%以上50%未満…「ピンク」、50%以上…「グリーン」

※ 平成18年三重県医療実態調査より

※ 県外への受療分は除く。

患者住所別他市町への受療動向(移動率) [入院受療+外来受療]

患者住所地 施設所在市町	東員町	菟野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町
津市	0.3%	1.4%	3.7%	1.1%	4.0%	5.3%	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%	2.8%	3.4%	4.1%	5.6%
四日市市	5.5%	36.6%	37.3%	46%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
伊勢市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	22.1%	1.7%	30.5%	44.1%	1.9%	24.0%	1.0%	0.0%	0.4%
松阪市	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	61.9%	22.3%	29.0%	6.9%	10.3%	20.0%	4.1%	5.7%	0.7%	1.1%
桑名市	37.9%	1.2%	34.5%	18.9%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%
鈴鹿市	0.4%	1.6%	1.6%	1.1%	0.5%	0.4%	0.0%	0.3%	0.9%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.0%
名張市	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
尾鷲市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.1%	17.4%	1.2%	0.4%
亀山市	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳥羽市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
熊野市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%	3.5%	24.0%	21.7%
いなべ市	9.9%	3.3%	0.6%	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
志摩市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	8.9%	0.0%	0.0%	0.0%
伊賀市	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	1.6%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%
木曾岬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東員町	44.8%	0.3%	2.5%	1.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
菟野町	0.8%	55.3%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
朝日町	0.0%	0.0%	14.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
川越町	0.3%	0.2%	5.9%	29.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
多気町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%	0.2%	0.2%	0.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
明和町	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	3.6%	46.0%	0.3%	3.8%	1.6%	0.0%	1.1%	0.5%	0.2%	0.4%
大台町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	51.0%	0.0%	1.8%	21.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
玉城町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	3.2%	0.5%	53.1%	6.2%	0.2%	1.2%	0.0%	0.2%	0.0%
度会町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.6%	28.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大紀町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	13.9%	0.3%	0.0%	46.8%	0.6%	5.8%	0.0%	0.0%
南伊勢町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	54.2%	0.0%	0.0%	0.0%
紀北町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	0.7%	60.8%	0.2%	0.4%
御浜町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	68.3%	51.3%
紀宝町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.4%

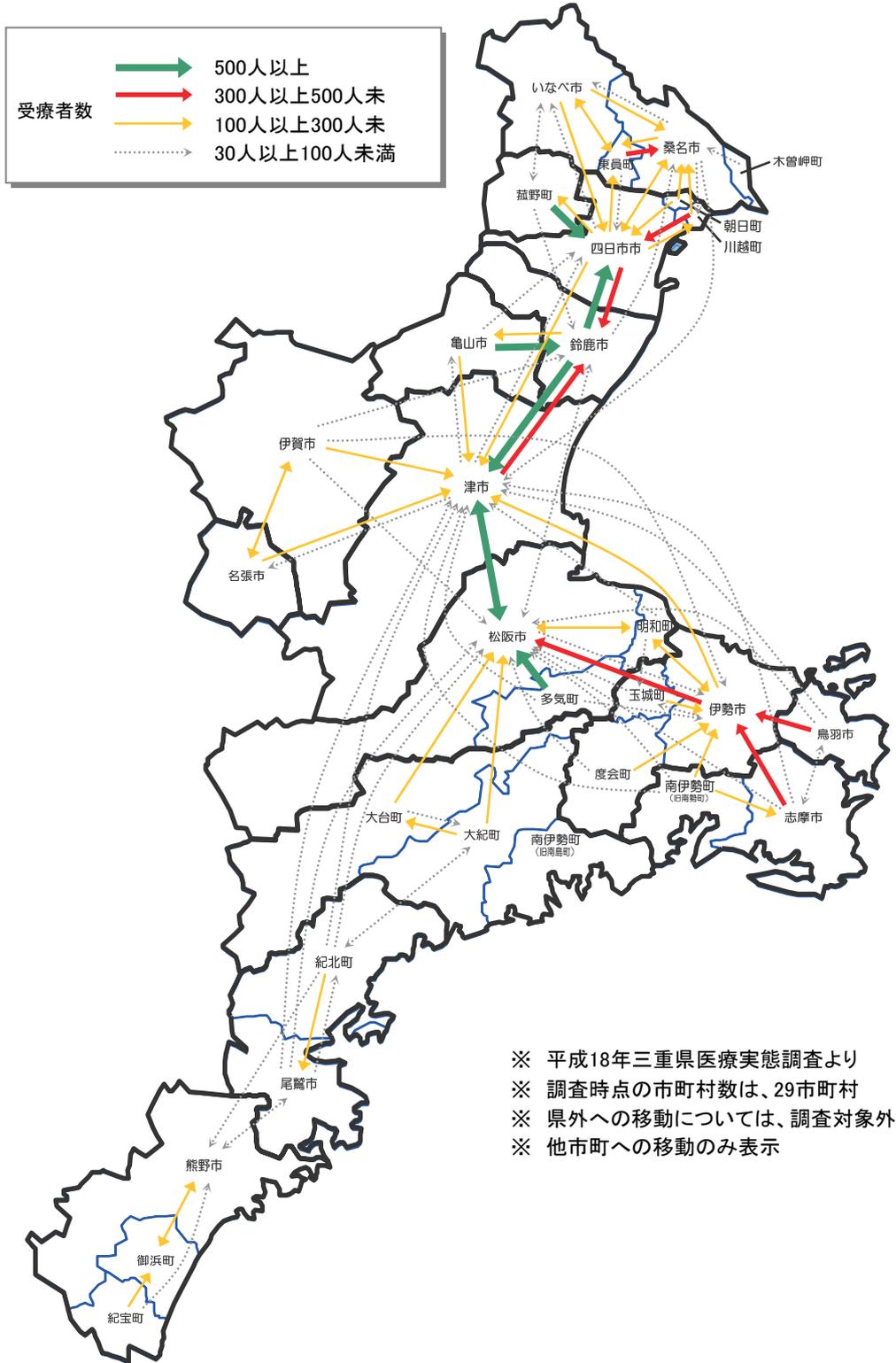
※ 1%以上5%未満…「グレー」、5%以上10%未満…「オレンジ」、10%以上50%未満…「ピンク」、50%以上…「グリーン」

※ 平成18年三重県医療実態調査より

※ 県外への受療分は除く。

患者住所地別他市町への受療動向(移動者数)

患者住所地別の他市町に所在する施設に入院又は通院している患者の動向については、以下のとおりである。(同市町内での受療は除く。)



患者住所地別他市町への受療動向(移動者数) [入院受療+外来受療]

(単位:人)

患者住所地 施設所在市町	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	熊野市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曾岬町
津市	15,761	230	215	740	58	674	166	40	220	31	29	24	72	230	0
四日市市	97	14,164	18	19	253	674	10	10	93	3	4	184	5	16	3
伊勢市	28	5	6,537	83	2	5	5	14	3	415	7	1	335	41	0
松阪市	707	13	320	8,516	4	38	27	49	6	30	8	1	62	47	0
桑名市	15	279	4	5	6,423	31	3	5	6	0	1	231	1	1	42
鈴鹿市	396	450	27	37	29	8,153	8	6	527	4	6	26	11	32	0
名張市	39	0	4	2	0	1	3,623	0	0	0	0	0	0	268	0
尾鷲市	0	1	0	1	0	1	0	963	2	0	37	0	0	0	0
亀山市	66	9	0	0	1	122	1	0	1,557	0	1	0	0	1	0
鳥羽市	2	0	25	2	1	2	0	1	0	643	0	0	30	0	0
熊野市	0	2	1	0	1	1	0	58	0	0	840	0	0	0	0
いなべ市	20	50	8	5	77	8	3	1	1	4	0	1,977	2	0	0
志摩市	2	0	24	3	1	1	0	2	0	42	0	0	2,722	0	0
伊賀市	25	0	9	8	2	12	249	0	17	2	1	1	4	5,403	0
木曾岬町	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98
東員町	16	135	14	5	223	12	11	1	6	5	0	180	4	1	5
孤野町	2	281	2	1	5	18	0	0	3	0	0	39	0	2	0
朝日町	5	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越町	1	215	0	1	31	9	0	0	4	0	0	7	0	0	0
多気町	1	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明和町	11	1	129	125	0	1	4	1	0	10	1	0	20	3	0
大台町	2	0	1	9	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
玉城町	3	0	80	16	0	0	1	4	0	3	0	0	16	0	0
度会町	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大紀町	7	2	8	15	0	2	0	5	0	1	1	0	2	0	0
南伊勢町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0
紀北町	4	0	2	0	0	1	0	49	0	0	0	0	0	0	0
御浜町	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	295	0	0	0	0
紀宝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17,210	15,843	7,440	9,616	7,124	9,766	4,107	1,225	2,445	1,194	1,231	2,671	3,293	6,045	148

※ 30人以上100人未満…「グレー」、100人以上300人未満…「オレンジ」、300人以上500人未満…「ピンク」、500人以上…「グリーン」

※ 平成18年三重県医療実態調査より

※ 県外への受療分は除く。

患者住所地別他市町への受療動向(移動者数) [入院受療+外来受療]

(単位:人)

患者住所地 施設所在市町	東員町	孤野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町	合計
津市	4	26	12	7	32	59	19	21	13	25	32	50	17	15	18,822
四日市市	64	694	120	304	5	1	0	0	2	4	2	0	1	0	16,750
伊勢市	0	0	0	0	37	246	10	207	193	16	276	15	0	1	8,478
松阪市	1	2	0	0	501	248	170	47	45	171	47	85	3	3	11,151
桑名市	439	23	111	125	1	1	0	1	0	1	1	2	1	1	7,754
鈴鹿市	5	30	5	7	4	4	0	2	4	4	7	9	2	0	9,795
名張市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3,941
尾鷲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	259	5	1	1,276
亀山市	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,760
鳥羽市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	710
熊野市	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	52	100	58	1,117
いなべ市	115	63	2	5	0	3	0	1	0	1	1	1	0	0	2,348
志摩市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	102	0	0	0	2,900
伊賀市	0	1	0	0	0	1	0	2	7	1	4	1	0	0	5,750
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107
東員町	519	5	8	10	3	0	0	0	3	1	4	4	0	0	1,175
孤野町	9	1,049	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
朝日町	0	0	45	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66
川越町	3	3	19	192	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	486
多気町	0	0	0	0	153	2	1	3	0	2	0	0	0	0	185
明和町	0	0	0	1	29	512	2	26	7	0	13	7	1	1	905
大台町	0	0	0	0	20	0	299	0	8	179	3	4	0	0	526
玉城町	0	0	0	0	18	36	3	360	27	2	14	0	1	0	584
度会町	0	0	0	0	1	0	1	4	124	0	0	0	0	0	140
大紀町	0	0	0	0	4	0	81	2	0	399	7	86	0	0	622
南伊勢町	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	623	0	0	0	635
紀北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	8	907	1	1	1,013
御浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	284	137	741
紀宝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	49
合計	1,159	1,898	322	660	810	1,114	586	678	438	853	1,150	1,491	416	267	101,200

※ 30人以上100人未満…「グレー」、100人以上300人未満…「オレンジ」、300人以上500人未満…「ピンク」、500人以上…「グリーン」

※ 平成18年三重県医療実態調査より

※ 県外への受療分は除く。

消防の広域化に関する消防職員アンケート結果

アンケート概要

1. 目的
消防の広域化に関する消防職員の方々の認識や意見を把握し、
推進計画策定の検討資料とする。
2. 実施時期
平成 19 年 10 月 22 日～平成 19 年 11 月 14 日
3. 調査対象
平成 19 年 10 月 1 日現在、県内の消防本部に在籍している消防吏
員(市町等への派遣者を含む。)及び事務職員
4. 調査方法
調査票を消防本部等へ送付し、本部職員及び管轄署所の職員等
への配布によるアンケート方式
5. 回答率
県内消防職員 2,379 人を対象に実施し、2,339 人から回答を得た。
(回答率 98.3%)

アンケート結果の概要

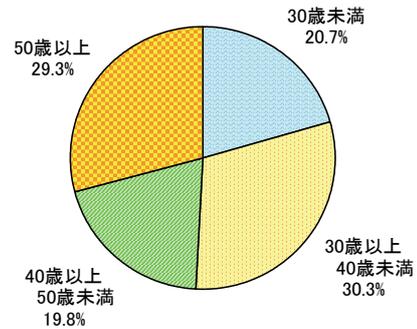
- 消防の広域化への意見については、「賛成、積極的に推進すべき」が、305人で13.3%、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」が1,079人46.9%となっており、合わせると約6割が広域化の必要性に理解を示す考え方に近い意見を有している。
- 消防の広域化の認知度については、階級が低くなるほど広域化についての認知度が低くなる傾向が確認され、このことは他の年齢別、勤続年数別、所属別でも同様の傾向が見られた。年齢・階級が下の職員等に対する情報提供が十分ではない可能性があることから、今後、広域化に関する普及啓発に努める必要がある。
- 広域化の効果として期待する事項を見ると、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」等、現場活動上の効率性の向上に関する事項が挙げられる傾向にあり、その傾向は特に消防司令長以上で顕著であった。
- 広域化後の消防体制について不安に感じる事項については、年齢・階級が下の職員ほど、「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」を多く挙げており、その傾向の違いが確認され、それぞれに応じた十分な配慮が必要である。
- 県の役割として、多くの職員が「広域化対象市町への財政的支援」を挙げており、広域化推進にあたり財政面における問題が大きな課題であることが推測される。

【基本属性】

問 1 【年齢】

職員2,337人が回答
このうち、「30歳以上40歳未満」が最も多く、708人で30.3%を占めている。次いで、「50歳以上」が684人29.3%、「30歳未満」が483人20.7%、「40歳以上50歳未満」が462人19.8%となっている。

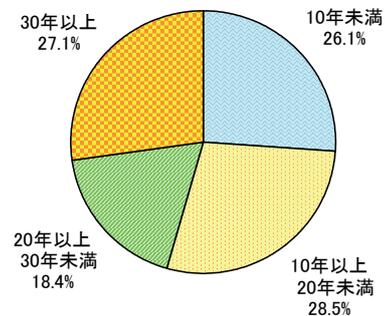
	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計
回答数	483	708	462	684	2,337
割合	20.7%	30.3%	19.8%	29.3%	100.0%



問 2 【勤続年数】

職員2,337人が回答
このうち、「10年以上20年未満」が最も多く、665人で28.5%を占めている。次いで、「30年以上」が633人27.1%、「10年未満」が609人26.1%、「20年以上30年未満」が430人18.4%となっている。

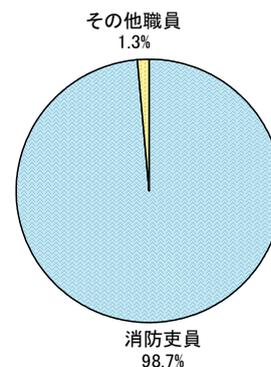
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	計
回答数	609	665	430	633	2,337
割合	26.1%	28.5%	18.4%	27.1%	100.0%



問 3 【職種】

職員2,335人が回答
このうち、「消防吏員」が、2,305人で98.7%、「その他職員」が30人1.3%となっている。

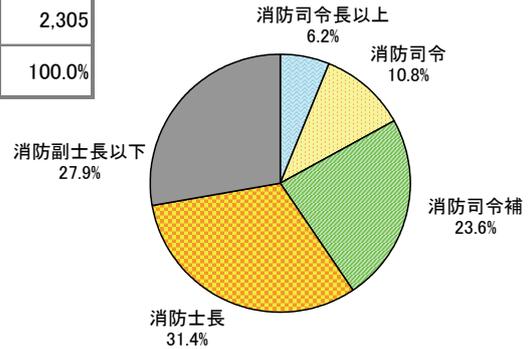
	消防吏員	その他職員	計
回答数	2,305	30	2,335
割合	98.7%	1.3%	100.0%



問 4 [消防吏員の階級]

職員2,305人が回答
 このうち、「消防司令長以上」が、144人で6.2%、「消防司令」が249人10.8%、「消防司令補」が545人23.6%、「消防士長」が724人31.4%、「消防副士長以下」が643人27.9%、となっている。

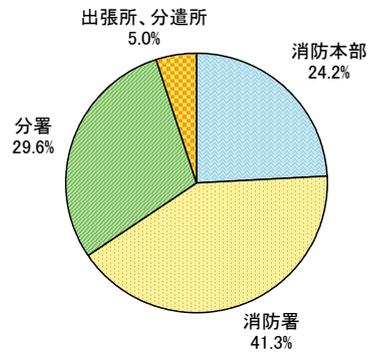
	消防司令長以上	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長以下	計
回答数	144	249	545	724	643	2,305
割合	6.2%	10.8%	23.6%	31.4%	27.9%	100.0%



問 5 [所属]

職員2,327人が回答
 このうち、「消防本部」が、563人で24.2%、「消防署」が960人41.3%、「分署」が688人29.6%、「出張所、分遣所」が116人5.0%となっている。

	消防本部	消防署	分署	出張所、分遣所	計
回答数	563	960	688	116	2,327
割合	24.2%	41.3%	29.6%	5.0%	100.0%

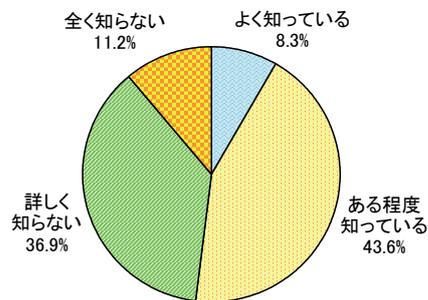


【関心】

問 6 [消防の広域化について、どの程度知っているか]

職員2,338人が回答
 このうち、「よく知っている」が、193人で8.3%、「ある程度知っている」が1,019人43.6%、「詳しく知らない」が863人36.9%、「全く知らない」が263人11.2%となっており、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると5割以上となっている。

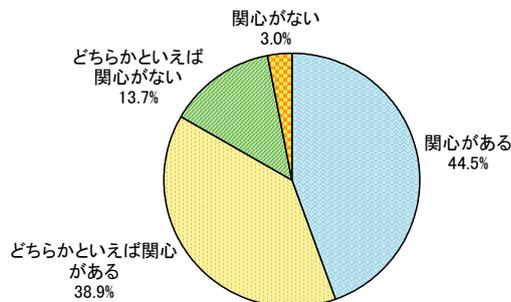
	よく知っている	ある程度知っている	詳しく知らない	全く知らない	計
回答数	193	1,019	863	263	2,338
割合	8.3%	43.6%	36.9%	11.2%	100.0%



問 7 [消防の広域化について、どの程度関心があるか]

職員2,334人が回答
 このうち、「関心がある」が、1,038人で44.5%、「どちらかといえば関心がある」が908人38.9%、「どちらかといえば関心がない」が319人13.7%、「関心がない」が69人3.0%となっており、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせると8割以上となっている。

	関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	計
回答数	1,038	908	319	69	2,334
割合	44.5%	38.9%	13.7%	3.0%	100.0%



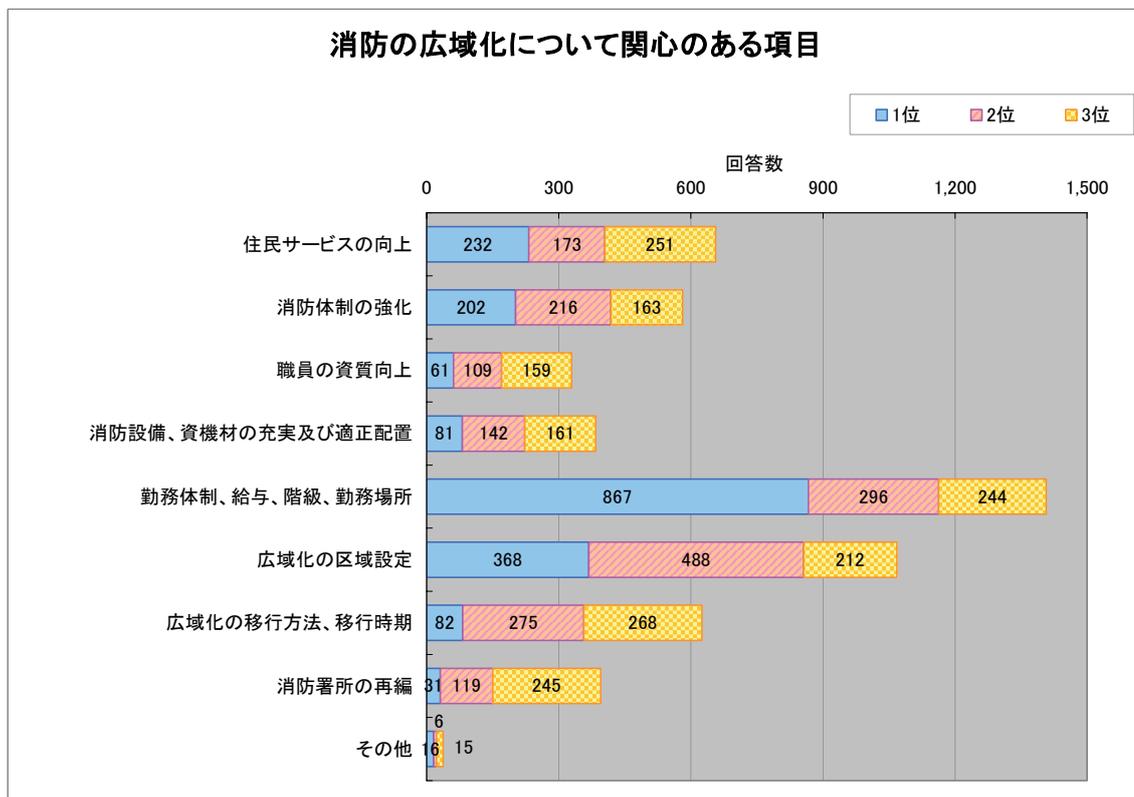
問 8 [消防の広域化について、どの項目に関心があるか]

複数回答、単純集計

消防の広域化における関心のある項目について、1位～3位までの計を見ると、「勤務体制、給与、階級、勤務場所」(1,407人25.7%)、「広域化の区域設定」(1,068人19.5%)、「住民サービスの向上」(656人12.0%)が上位を占めている。

その他意見として、「労働条件、労働環境の低下」などの回答があった。

		住民サービスの向上	消防体制の強化	職員の資質向上	消防設備、資機材の充実及び適正配置	勤務体制、給与、階級、勤務場所	広域化の区域設定	広域化の移行方法、移行時期	消防署所の再編	その他	計
1位	回答数	232	202	61	81	867	368	82	31	16	1,940
	割合	12.0%	10.4%	3.1%	4.2%	44.7%	19.0%	4.2%	1.6%	0.8%	100.0%
2位	回答数	173	216	109	142	296	488	275	119	6	1,824
	割合	9.5%	11.8%	6.0%	7.8%	16.2%	26.8%	15.1%	6.5%	0.3%	100.0%
3位	回答数	251	163	159	161	244	212	268	245	15	1,718
	割合	14.6%	9.5%	9.3%	9.4%	14.2%	12.3%	15.6%	14.3%	0.9%	100.0%
計	回答数	656	581	329	384	1,407	1,068	625	395	37	5,482
	割合	12.0%	10.6%	6.0%	7.0%	25.7%	19.5%	11.4%	7.2%	0.7%	100.0%

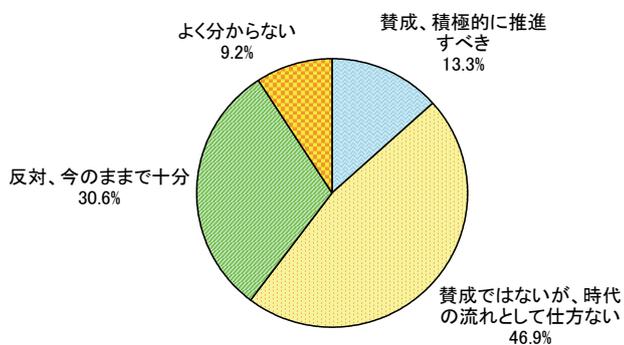


【消防の広域化の可否】

問 9 [消防の広域化について、どの意見に最も近いか]

職員2,300人が回答
 このうち、「賛成、積極的に推進すべき」が、305人で13.3%、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」が1,079人46.9%、「反対、今のままで十分」が704人30.6%、「よく分からない」が212人9.2%となっている。

	賛成、積極的に推進すべき	賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない	反対、今のままで十分	よく分からない	計
回答数	305	1,079	704	212	2,300
割合	13.3%	46.9%	30.6%	9.2%	100.0%

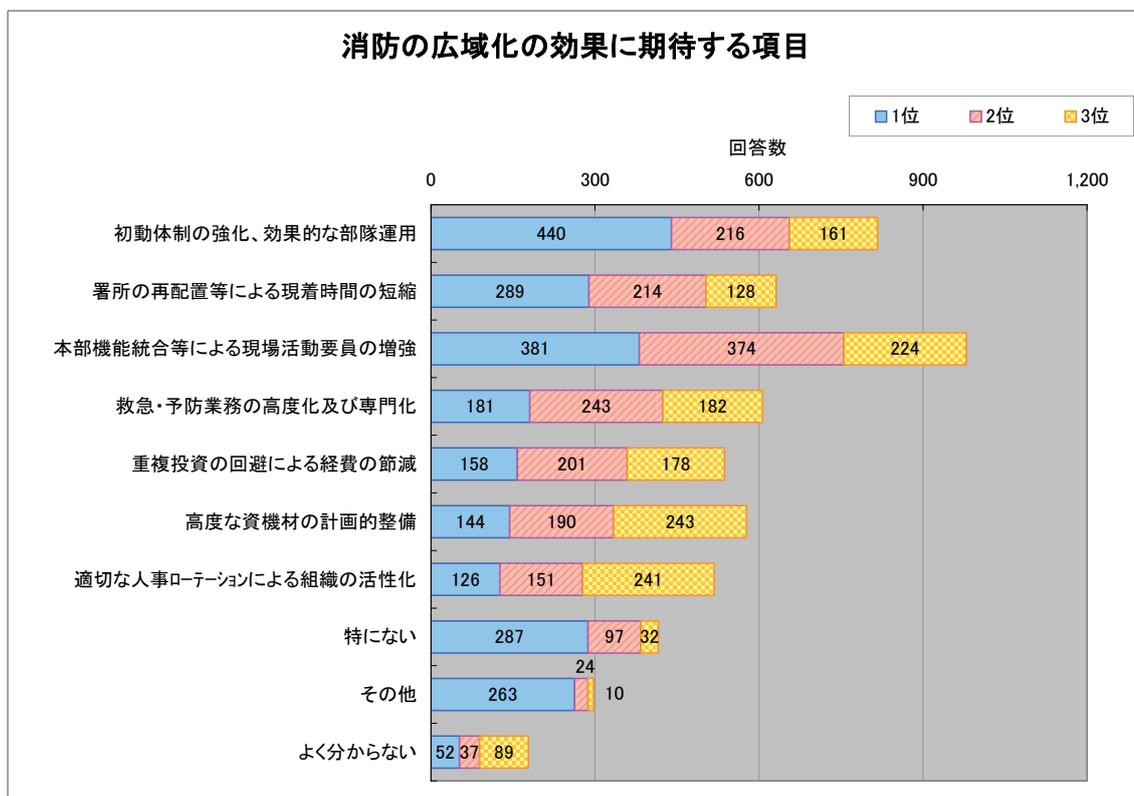


【消防の広域化の評価】

問 10 「消防の広域化の効果として、どのようなことを期待しますか」

複数回答、単純集計
 消防の広域化に期待する効果について、1位～3位までの計を見ると、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」(979人17.6%)、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」(817人14.7%)、「署所の再配置等による現着時間の短縮」(631人11.4%)が上位を占めている。
 その他意見として、「期待できない」、「メリットがあるとは思えない」などの回答が多くあった。

		初動体制の強化、効果的な部隊運用	署所の再配置等による現着時間の短縮	本部機能統合等による現場活動要員の増強	救急・予防業務の高度化及び専門化	重複投資の回避による経費の節減	高度な資機材の計画的整備	適切な人事ローテーションによる組織の活性化	特にない	その他	よく分からない	計
1位	回答数	440	289	381	181	158	144	126	287	263	52	2,321
	割合	19.0%	12.5%	16.4%	7.8%	6.8%	6.2%	5.4%	12.4%	11.3%	2.2%	100.0%
2位	回答数	216	214	374	243	201	190	151	97	24	37	1,747
	割合	12.4%	12.2%	21.4%	13.9%	11.5%	10.9%	8.6%	5.6%	1.4%	2.1%	100.0%
3位	回答数	161	128	224	182	178	243	241	32	10	89	1,488
	割合	10.8%	8.6%	15.1%	12.2%	12.0%	16.3%	16.2%	2.2%	0.7%	6.0%	100.0%
計	回答数	817	631	979	606	537	577	518	416	297	178	5,556
	割合	14.7%	11.4%	17.6%	10.9%	9.7%	10.4%	9.3%	7.5%	5.3%	3.2%	100.0%



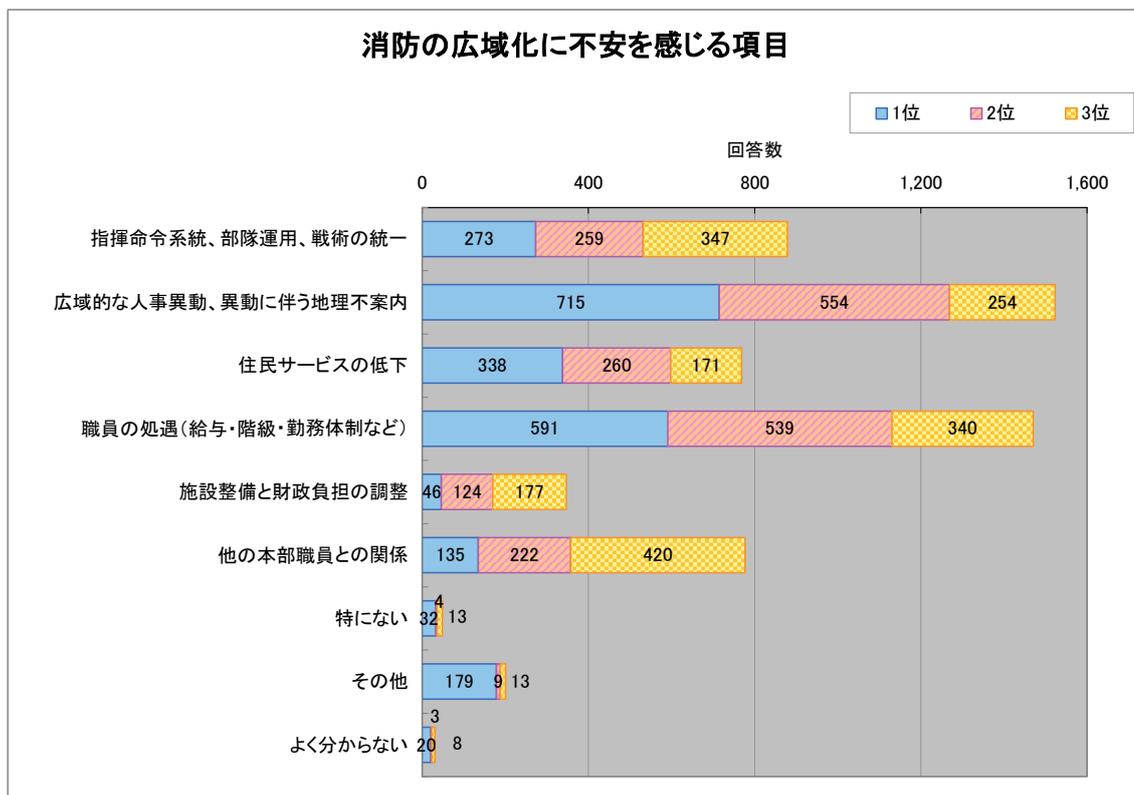
問 11 「消防の広域化後の消防体制について、どのようなことに不安を感じますか」

複数回答、単純集計

消防の広域化後の消防体制への不安について、1位～3位までの計を見ると、「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」(1,523人25.2%)、「職員の処遇(給与・階級・勤務体制など)」(1,470人24.3%)、「指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一」(879人14.5%)が上位を占めている。

その他意見として、「全ての項目において不安」、「努力が必要だが、地理不案内については対策が必要」などの回答があった。

		指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一	広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内	住民サービスの低下	職員の処遇(給与・階級・勤務体制など)	施設整備と財政負担の調整	他の本部職員との関係	特にない	その他	よく分からない	計
1位	回答数	273	715	338	591	46	135	32	179	20	2,329
	割合	11.7%	30.7%	14.5%	25.4%	2.0%	5.8%	1.4%	7.7%	0.9%	100.0%
2位	回答数	259	554	260	539	124	222	4	9	3	1,974
	割合	13.1%	28.1%	13.2%	27.3%	6.3%	11.2%	0.2%	0.5%	0.2%	100.0%
3位	回答数	347	254	171	340	177	420	13	13	8	1,743
	割合	19.9%	14.6%	9.8%	19.5%	10.2%	24.1%	0.7%	0.7%	0.5%	100.0%
計	回答数	879	1,523	769	1,470	347	777	49	201	31	6,046
	割合	14.5%	25.2%	12.7%	24.3%	5.7%	12.9%	0.8%	3.3%	0.5%	100.0%

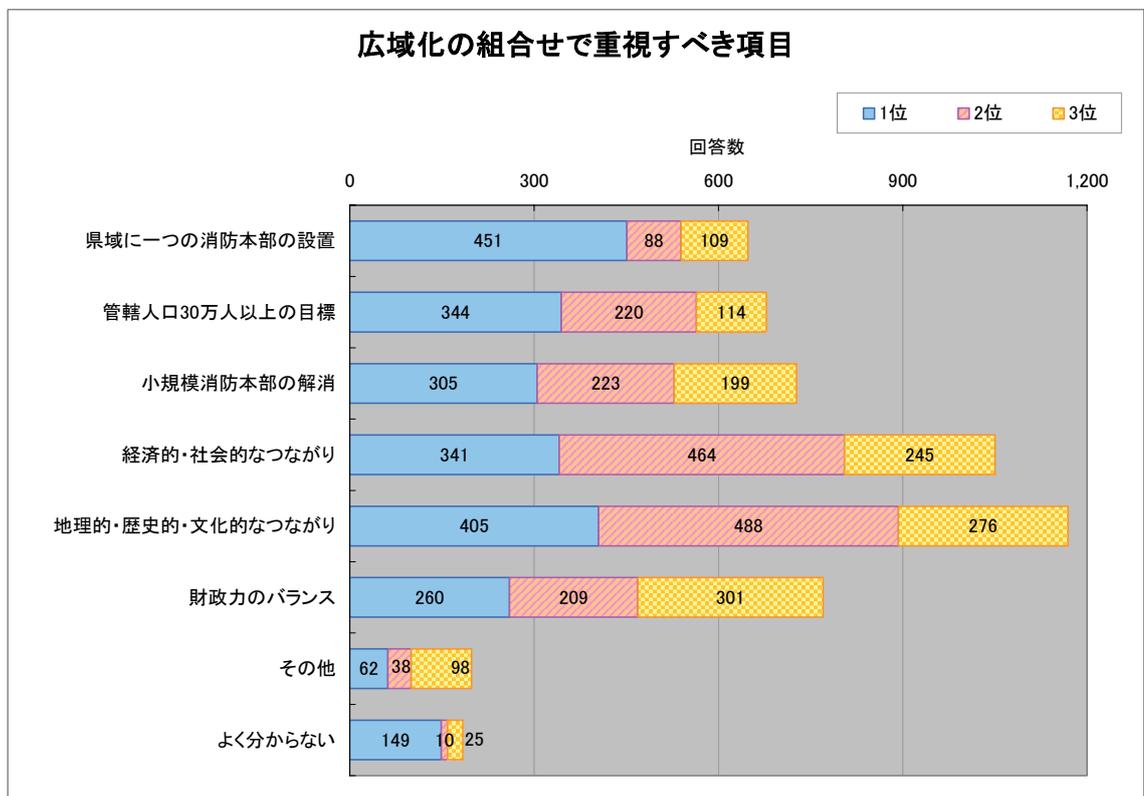


【広域化対象市町の組合せ】

問 12 「広域化の組合せを決めるとき、どの点を重視すべきか」

複数回答、単純集計
 組合せを決める際の重視すべき点について、1位～3位までの計を見ると、「地理的・歴史的・文化的なつながり」(1,169人21.6%)、「経済的・社会的なつながり」(1,050人19.4%)、「財政力のバランス」(770人14.2%)が上位を占めている。
 その他意見として、「都市形態、都市構造、医療圏」、「地域住民の意思」などの回答があった。

		県域に一つの消防本部の設置	管轄人口30万人以上の目標	小規模消防本部の解消	経済的・社会的なつながり	地理的・歴史的・文化的なつながり	財政力のバランス	その他	よく分からない	計
1位	回答数	451	344	305	341	405	260	62	149	2,317
	割合	19.5%	14.8%	13.2%	14.7%	17.5%	11.2%	2.7%	6.4%	100.0%
2位	回答数	88	220	223	464	488	209	38	10	1,740
	割合	5.1%	12.6%	12.8%	26.7%	28.0%	12.0%	2.2%	0.6%	100.0%
3位	回答数	109	114	199	245	276	301	98	25	1,367
	割合	8.0%	8.3%	14.6%	17.9%	20.2%	22.0%	7.2%	1.8%	100.0%
計	回答数	648	678	727	1,050	1,169	770	198	184	5,424
	割合	11.9%	12.5%	13.4%	19.4%	21.6%	14.2%	3.7%	3.4%	100.0%



【消防本部の一般的な課題】

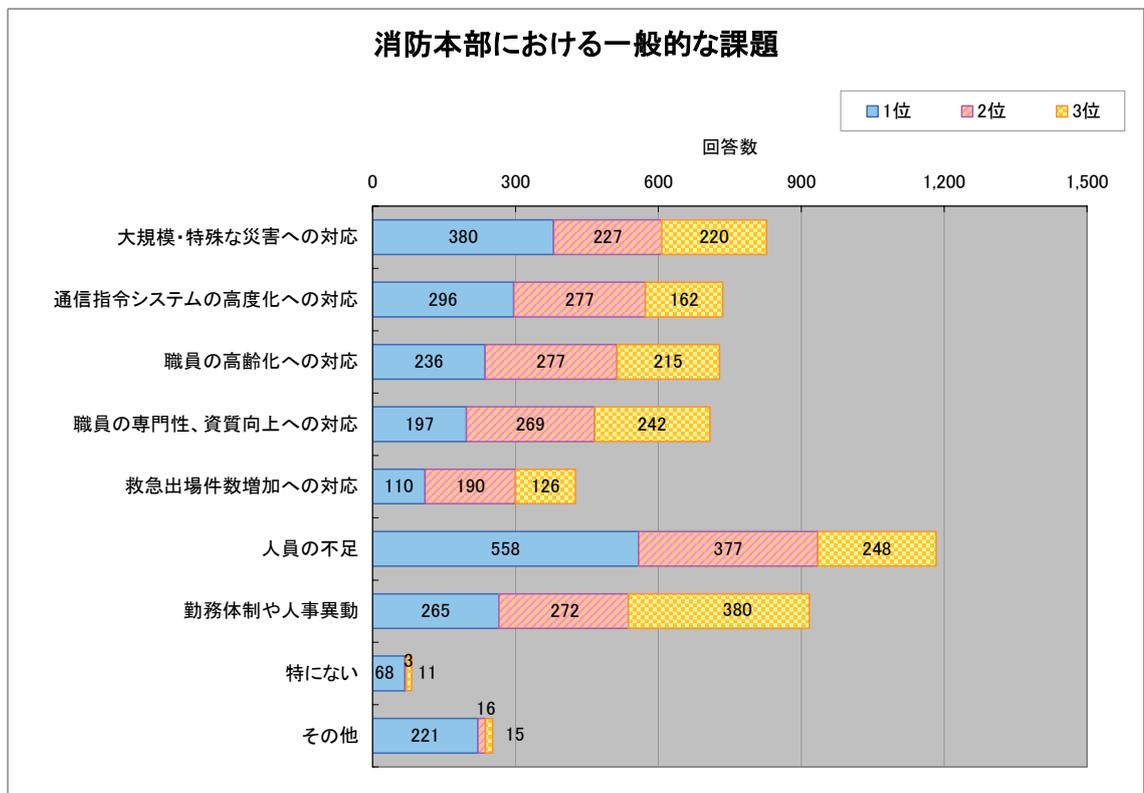
問 13 [消防本部における一般的な課題は、どのようなものか]

複数回答、単純集計

消防本部における一般的な課題について、1位～3位までの計を見ると、「人員の不足」(1,183人20.2%)、「勤務体制や人事異動」(917人15.7%)、「大規模・特殊な災害への対応」(827人14.1%)が上位を占めている。

その他意見として、「元々市町村の消防は大規模・特殊災害に対応できない」などの回答があった。

		大規模・特殊な災害への対応	通信指令システムの高度化への対応	職員の高齢化への対応	職員の専門性、資質向上への対応	救急出場件数増加への対応	人員の不足	勤務体制や人事異動	特にない	その他	計
1位	回答数	380	296	236	197	110	558	265	68	221	2,331
	割合	16.3%	12.7%	10.1%	8.5%	4.7%	23.9%	11.4%	2.9%	9.5%	100.0%
2位	回答数	227	277	277	269	190	377	272	3	16	1,908
	割合	11.9%	14.5%	14.5%	14.1%	10.0%	19.8%	14.3%	0.2%	0.8%	100.0%
3位	回答数	220	162	215	242	126	248	380	11	15	1,619
	割合	13.6%	10.0%	13.3%	14.9%	7.8%	15.3%	23.5%	0.7%	0.9%	100.0%
計	回答数	827	735	728	708	426	1,183	917	82	252	5,858
	割合	14.1%	12.5%	12.4%	12.1%	7.3%	20.2%	15.7%	1.4%	4.3%	100.0%



【県の役割】

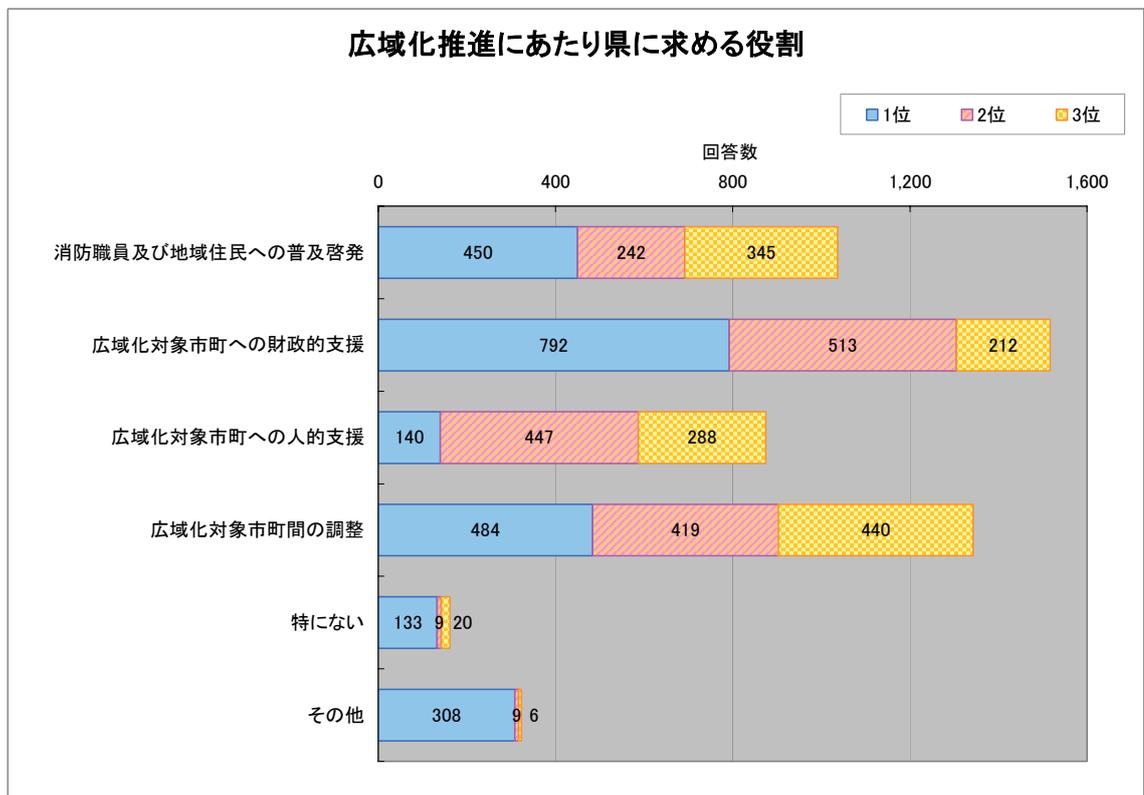
問 14 「広域化を推進していくにあたり、県が行うべき役割として何を求めるか」

複数回答、単純集計

県が行うべき役割について、1位～3位までの計を見ると、「広域化対象市町への財政的支援」(1,517人28.9%)、「広域化対象市町間の調整」(1,343人25.5%)、「消防職員及び地域住民への普及啓発」(1,037人19.7%)が上位を占めている。

その他意見として、「財政力の弱い地域への支援」などの回答が多くあった。

		消防職員及び地域住民への普及啓発	広域化対象市町への財政的支援	広域化対象市町への人的支援	広域化対象市町間の調整	特にない	その他	計
1位	回答数	450	792	140	484	133	308	2,307
	割合	19.5%	34.3%	6.1%	21.0%	5.8%	13.4%	100.0%
2位	回答数	242	513	447	419	9	9	1,639
	割合	14.8%	31.3%	27.3%	25.6%	0.5%	0.5%	100.0%
3位	回答数	345	212	288	440	20	6	1,311
	割合	26.3%	16.2%	22.0%	33.6%	1.5%	0.5%	100.0%
計	回答数	1,037	1,517	875	1,343	162	323	5,257
	割合	19.7%	28.9%	16.6%	25.5%	3.1%	6.1%	100.0%



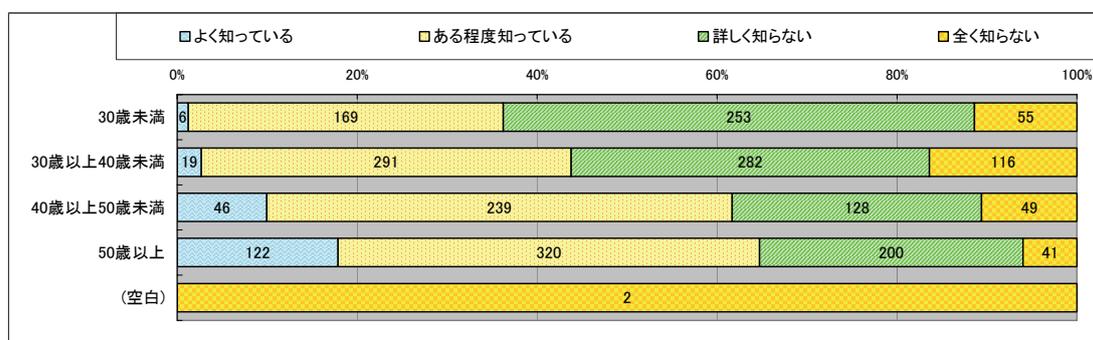
【 問6～問14を「年齢別」に集計 】

「年齢別」集計

問 6 【消防の広域化について、どの程度知っているか】

50歳以上の年齢の職員では「よく知っている」が、122人17.9%となるが、40歳以上50歳未満では、46人10.0%、30歳以上40歳未満では19人2.7%、30歳未満では6人1.2%と年齢が低くなるほど広域化についての認知が低くなる傾向が確認された。なお、「全く知らない」との回答は、30歳以上40歳未満、30歳未満の若い職員により多く、これは関心の程度よりも、この年代層に対する情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問1 \ 問6	よく知っている	ある程度知っている	詳しく知らない	全く知らない	計
30歳未満	6	169	253	55	483
30歳以上40歳未満	19	291	282	116	708
40歳以上50歳未満	46	239	128	49	462
50歳以上	122	320	200	41	683
(空白)	0	0	0	2	2
計	193	1,019	863	263	2,338

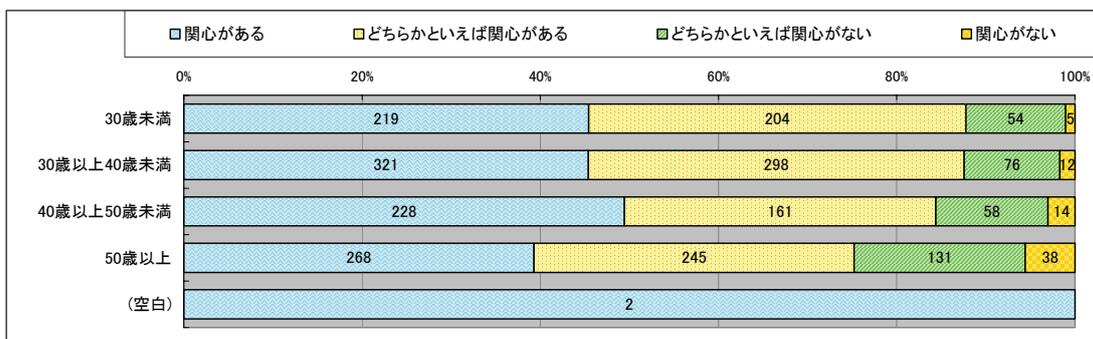


「年齢別」集計

問 7 【消防の広域化について、どの程度関心があるか】

「関心がある」と回答した職員の割合は30歳未満で219人45.4%、30歳以上40歳未満で321人45.4%、40歳以上50歳未満で228人49.5%と年齢が高くなるほど関心が高くなるという傾向が示されている。しかし、50歳以上の職員の場合は、「関心がある」が268人39.3%と最も低く、また「どちらかといえば関心がない」、「関心がない」の割合も他よりも高い。

問1 \ 問7	関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	計
30歳未満	219	204	54	5	482
30歳以上40歳未満	321	298	76	12	707
40歳以上50歳未満	228	161	58	14	461
50歳以上	268	245	131	38	682
(空白)	2	0	0	0	2
計	1,038	908	319	69	2,334

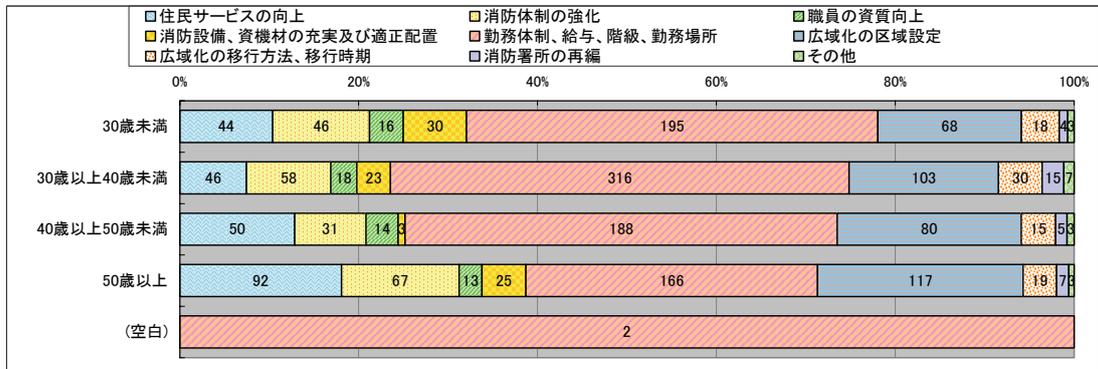


「年齢別」集計

問 8 【消防の広域化について、どの項目に関心があるか】

広域化についての関心項目について1位に挙げられたものを見ると、「勤務体制、給与、階級、勤務場所」との回答が最も多く、特に50歳未満の職員の50%前後が1位に挙げている。一方、50歳以上の職員の場合、「勤務体制、給与、階級、勤務場所」との回答は166人32.6%とその割合は他の年齢層より低く、「広域化の区域設定」、「住民サービスの向上」が他の年齢層よりも高いという、関心の傾向の違いが確認された。

問1 \ 問8	住民サービスの向上	消防体制の強化	職員の資質向上	消防設備、資機材の充実及び適正配置	勤務体制、給与、階級、勤務場所	広域化の区域設定	広域化の移行方法、移行時期	消防署所の再編	その他	計
30歳未満	44	46	16	30	195	68	18	4	3	424
30歳以上40歳未満	46	58	18	23	316	103	30	15	7	616
40歳以上50歳未満	50	31	14	3	188	80	15	5	3	389
50歳以上	92	67	13	25	166	117	19	7	3	509
(空白)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
計	232	202	61	81	867	368	82	31	16	1,940

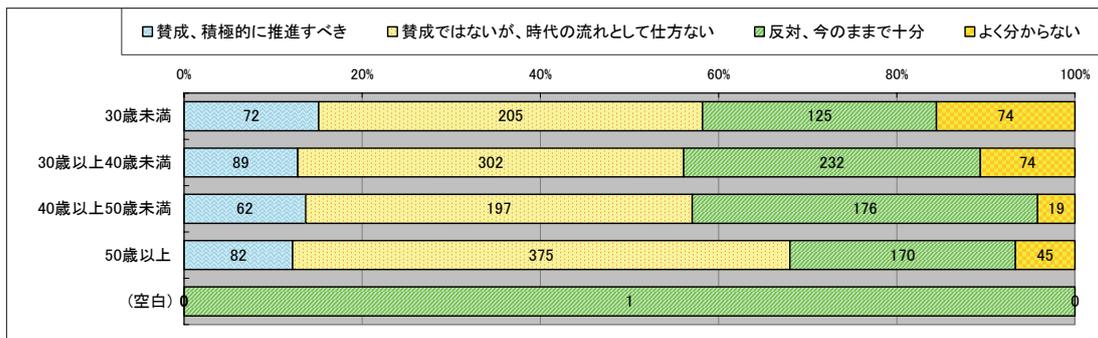


「年齢別」集計

問 9 【消防の広域化について、どの意見に最も近いか】

全体的に、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」との回答が最も多く、特に50歳以上の職員にその傾向が顕著である。「反対、今のままで十分」という回答は40歳以上50歳未満が176人38.8%と最も多いことが確認された。なお、「よく分からない」との回答は30歳未満、30歳以上40歳未満の若い世代の職員に多く、これも問6と同様に情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問1 \ 問9	賛成、積極的に推進すべき	賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない	反対、今のままで十分	よく分からない	計
30歳未満	72	205	125	74	476
30歳以上40歳未満	89	302	232	74	697
40歳以上50歳未満	62	197	176	19	454
50歳以上	82	375	170	45	672
(空白)	0	0	1	0	1
計	305	1,079	704	212	2,300

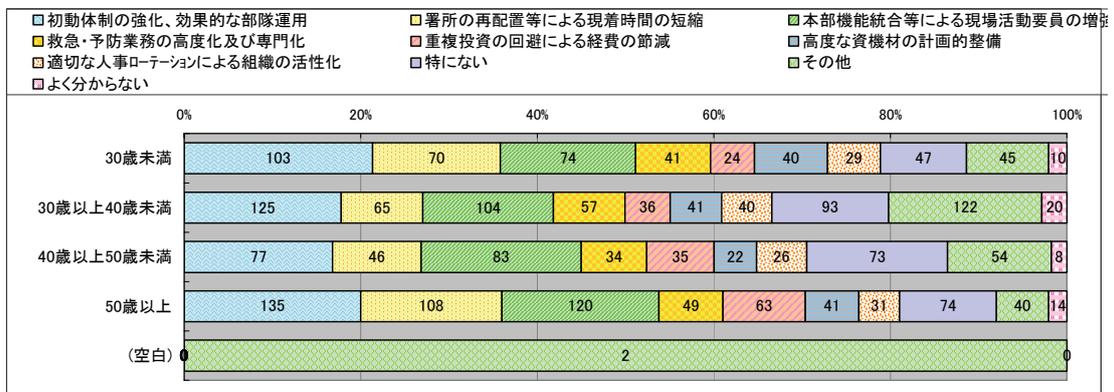


「年齢別」集計

問 10 「消防の広域化の効果として、どのようなことを期待しますか」

広域化の効果として1位に挙げられた事項を見ると、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「署所の再配置等による現着時間の短縮」等、現場活動上の効率性の向上に関する事項が挙げられる傾向にあり、その傾向は特に50歳以上の職員の間で顕著であった。

問1	問10	初動体制の強化、効果的な部隊運用	署所の再配置等による現着時間の短縮	本部機能統合等による現場活動要員の増強	救急・予防業務の高度化及び専門化	重複投資の回避による経費の節減	高度な資機材の計画的整備	適切な人事ローテーションによる組織の活性化	特にない	その他	よく分からない	計
30歳未満		103	70	74	41	24	40	29	47	45	10	483
30歳以上40歳未満		125	65	104	57	36	41	40	93	122	20	703
40歳以上50歳未満		77	46	83	34	35	22	26	73	54	8	458
50歳以上		135	108	120	49	63	41	31	74	40	14	675
(空白)		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計		440	289	381	181	158	144	126	287	263	52	2,321

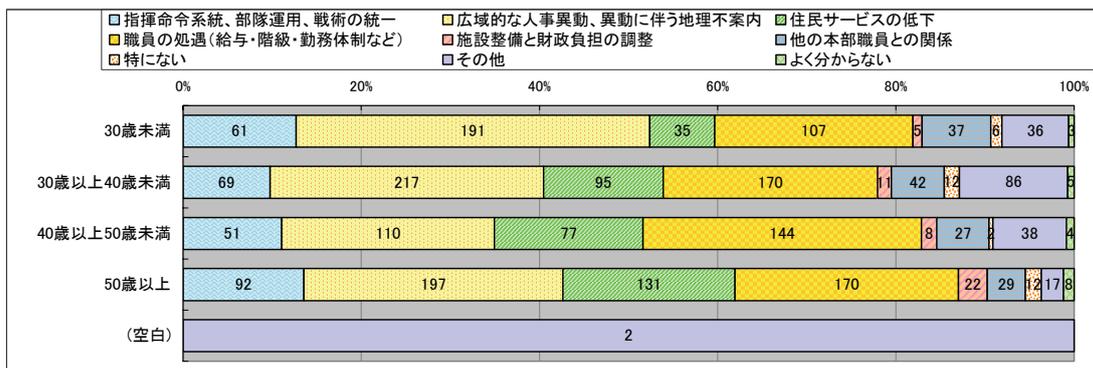


「年齢別」集計

問 11 「消防の広域化後の消防体制について、どのようなことに不安を感じますか」

広域化後の消防体制について不安を感じる事項の1位には、全世代を通して、「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」と「職員の処遇(給与・階級・勤務体制など)」が多く挙げられている。また、年齢層が上がるほど、「住民サービスの低下」が挙げられる割合が高くなり、30歳未満の職員の間では35人7.3%であるのに対して、50歳以上の職員は131人19.3%が最も不安に感じているという傾向の違いが確認された。

問1	問11	指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一	広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内	住民サービスの低下	職員の処遇(給与・階級・勤務体制など)	施設整備と財政負担の調整	他の本部職員との関係	特にない	その他	よく分からない	計
30歳未満		61	191	35	107	5	37	6	36	3	481
30歳以上40歳未満		69	217	95	170	11	42	12	86	5	707
40歳以上50歳未満		51	110	77	144	8	27	2	38	4	461
50歳以上		92	197	131	170	22	29	12	17	8	678
(空白)		0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計		273	715	338	591	46	135	32	179	20	2,329

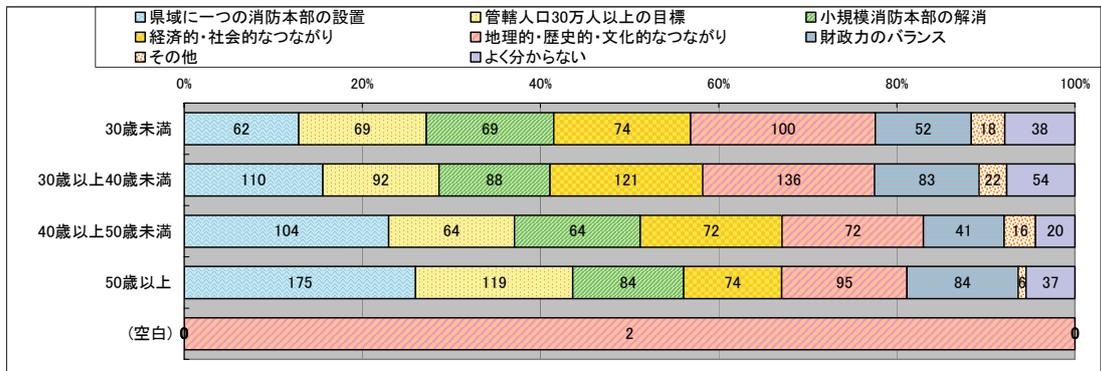


「年齢別」集計

問 12 【広域化の組合せを決めるとき、どの点を重視すべきか】

広域化後の組合せを決める際に重視すべき点として1位に「県域に一つの消防本部の設置」を挙げた職員の割合は50歳以上が最も多く、年齢が下がるごとにその割合が低くなることが確認された。一方、年齢が下がるほど「地理的・歴史的・文化的つながり」を上げる割合が高くなっており、その傾向の違いが確認された。また、「よくわからない」という回答は、30歳未満、30歳以上40歳未満の若い年齢層の職員において、より多く回答されており、若い職員への情報提供が充分ではない可能性が指摘される。

問1	問12	県域に一つの消防本部の設置	管轄人口30万人以上の目標	小規模消防本部の解消	経済的・社会的なつながり	地理的・歴史的・文化的なつながり	財政力のバランス	その他	よく分からない	計
30歳未満		62	69	69	74	100	52	18	38	482
30歳以上40歳未満		110	92	88	121	136	83	22	54	706
40歳以上50歳未満		104	64	64	72	72	41	16	20	453
50歳以上		175	119	84	74	95	84	6	37	674
(空白)		0	0	0	0	2	0	0	0	2
計		451	344	305	341	405	260	62	149	2,317

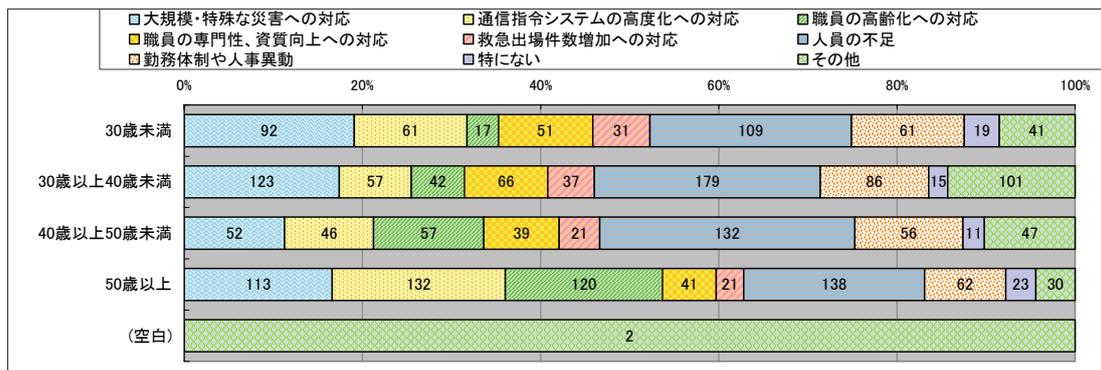


「年齢別」集計

問 13 【消防本部における一般的な課題は、どのようなものか】

消防本部の一般的な課題として1位に挙げられたのは、全体的に「人員の不足」が最も多い。50歳以上の職員については、次いで「通信指令システムの高度化への対応」、「職員の高齢化への対応」と続くのに対して、30歳未満、30歳以上40歳未満の若い職員の間では、「大規模・特殊な災害への対応」や「勤務体制や人事異動」の方がむしろ高くなっており、その傾向の違いが確認された。

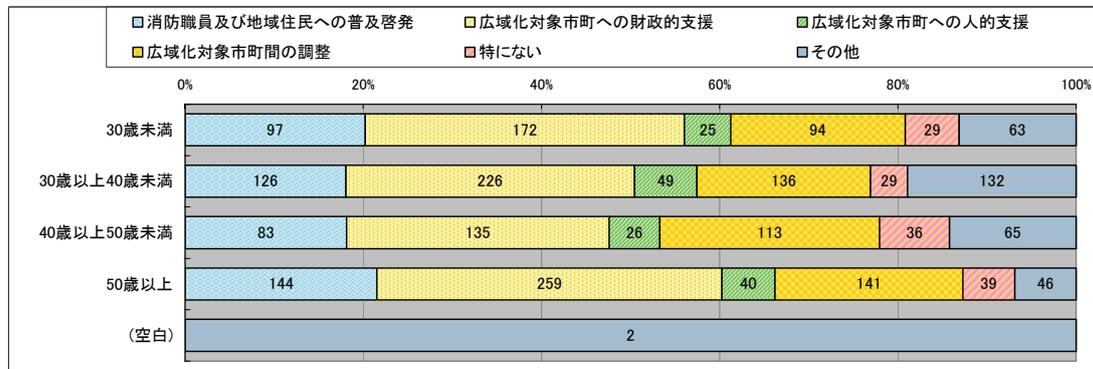
問1	問13	大規模・特殊な災害への対応	通信指令システムの高度化への対応	職員の高齢化への対応	職員の専門性、資質向上への対応	救急出動件数増加への対応	人員の不足	勤務体制や人事異動	特になし	その他	計
30歳未満		92	61	17	51	31	109	61	19	41	482
30歳以上40歳未満		123	57	42	66	37	179	86	15	101	706
40歳以上50歳未満		52	46	57	39	21	132	56	11	47	461
50歳以上		113	132	120	41	21	138	62	23	30	680
(空白)		0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計		380	296	236	197	110	558	265	68	221	2,331



問 14 【広域化を推進していくにあたり、県が行うべき役割として何を求めるか】

広域化推進にあたり県が行う役割としては、いずれの年齢層においても1位には最も多くの職員が「広域化対象市町への財政的支援」を挙げており、広域化推進にあたっての財政面の問題が大きな課題であることが推測される。なお、50歳以上と30歳未満の職員は、「広域化対象市町への財政的支援」に次いで、「消防職員及び地域住民への普及啓発」を求めているのに対して、30歳以上50歳未満の職員については、次いで「広域化対象市町間の調整」を求めているという傾向が確認された。

問1	問14	消防職員及び地域住民への普及啓発	広域化対象市町への財政的支援	広域化対象市町への人的支援	広域化対象市町間の調整	特にない	その他	計
30歳未満		97	172	25	94	29	63	480
30歳以上40歳未満		126	226	49	136	29	132	698
40歳以上50歳未満		83	135	26	113	36	65	458
50歳以上		144	259	40	141	39	46	669
(空白)		0	0	0	0	0	2	2
計		450	792	140	484	133	308	2,307



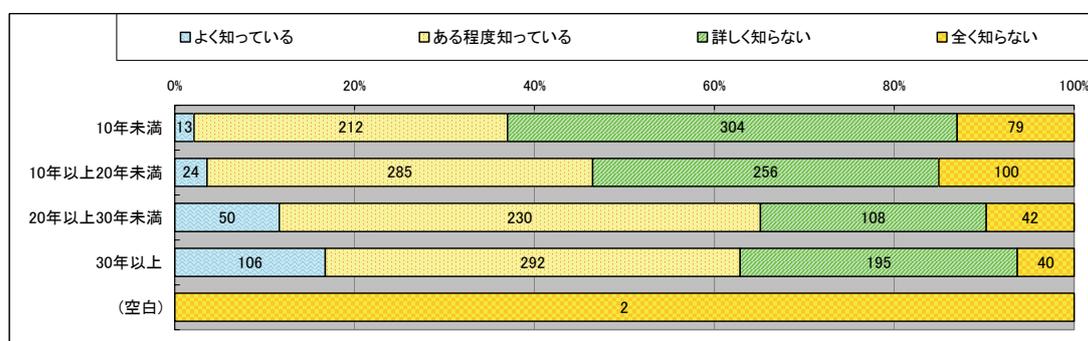
【 問6～問14を「勤続年数別」に集計 】

「勤続年数別」集計

問 6 【消防の広域化について、どの程度知っているか】

勤続年数30年以上の職員では「よく知っている」が、106人16.7%となるが、20年以上30歳未満では、50人11.6%、10年以上20年未満では24人3.6%、10年未満では13人2.1%と、勤続年数が低くなるほど広域化についての認知が低くなる傾向が確認された。なお、「全く知らない」との回答は、10年未満、10年以上20年未満の勤続年数の短い職員により多く、情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問6 問2	よく知っている	ある程度知っている	詳しく知らない	全く知らない	計
10年未満	13	212	304	79	608
10年以上20年未満	24	285	256	100	665
20年以上30年未満	50	230	108	42	430
30年以上	106	292	195	40	633
(空白)	0	0	0	2	2
計	193	1,019	863	263	2,338

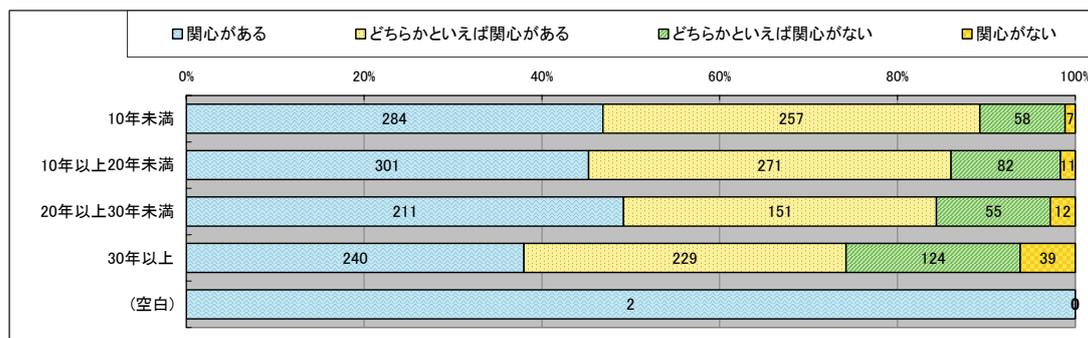


「勤続年数別」集計

問 7 【消防の広域化について、どの程度関心があるか】

「関心がある」と回答した職員の割合は勤続年数10年未満で284人46.9%、10年以上20年未満で301人45.3%、20年以上30年未満で211人49.2%と、30年未満の50%近くの職員の関心が高いのに対し、勤続年数30年以上の職員については、「関心がある」が240人38.0%と最も低く、また「どちらかといえば関心がない」、「関心がない」の割合も他よりも高い。

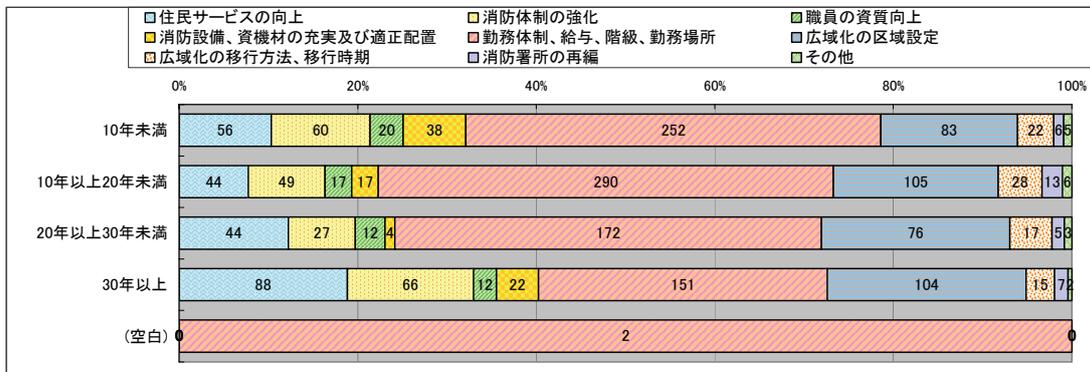
問7 問2	関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	計
10年未満	284	257	58	7	606
10年以上20年未満	301	271	82	11	665
20年以上30年未満	211	151	55	12	429
30年以上	240	229	124	39	632
(空白)	2	0	0	0	2
計	1,038	908	319	69	2,334



問 8 【消防の広域化について、どの項目に関心があるか】

広域化についての関心項目について1位に挙げられたものを見ると、「勤務体制、給与、階級、勤務場所」との回答が最も多く、特に勤続年数30年未満の職員の50%前後が1位に挙げている。一方、勤続年数30年以上の職員の場合、「勤務体制、給与、階級、勤務場所」との回答は151人32.3%とその割合は他より低く、「広域化の区域設定」、「住民サービスの向上」が他の年齢層よりも高いという、関心の傾向の違いが確認された。

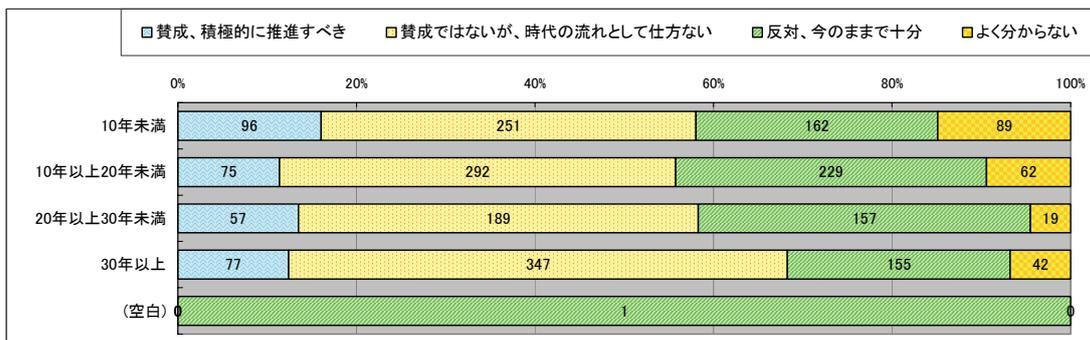
問8 問2	住民サービスの向上	消防体制の強化	職員の資質向上	消防設備、資機材の充実及び適正配置	勤務体制、給与、階級、勤務場所	広域化の区域設定	広域化の移行方法、移行時期	消防署所の再編	その他	計
10年未満	56	60	20	38	252	83	22	6	5	542
10年以上20年未満	44	49	17	17	290	105	28	13	6	569
20年以上30年未満	44	27	12	4	172	76	17	5	3	360
30年以上	88	66	12	22	151	104	15	7	2	467
(空白)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
計	232	202	61	81	867	368	82	31	16	1,940



問 9 【消防の広域化について、どの意見に最も近いか】

全体的に、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」との回答が最も多く、特に勤続年数30年以上の職員にその傾向が顕著である。「反対、今のままで十分」という回答は20年以上30年未満の職員が157人37.2%と最も多いことが確認された。なお、「よく分からない」との回答は10年未満、10年以上20年未満の勤続年数の短い職員に多く、情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

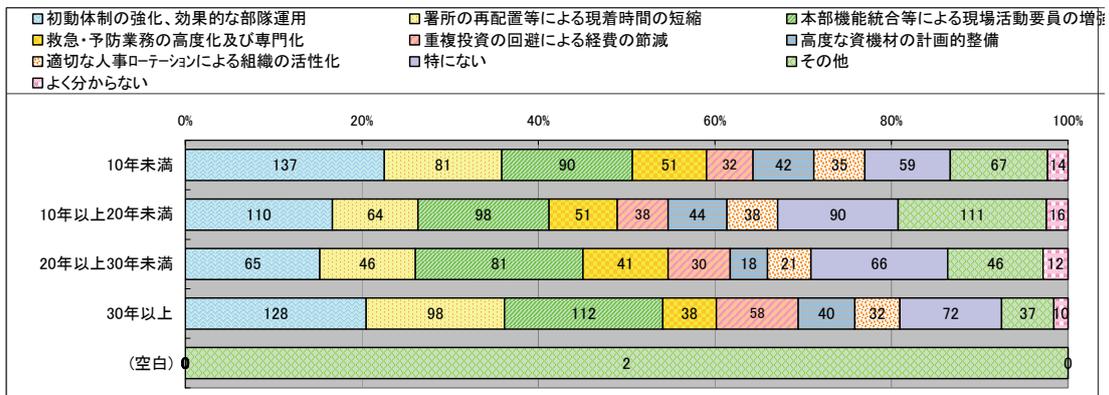
問9 問2	賛成、積極的に推進すべき	賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない	反対、今のままで十分	よく分からない	計
10年未満	96	251	162	89	598
10年以上20年未満	75	292	229	62	658
20年以上30年未満	57	189	157	19	422
30年以上	77	347	155	42	621
(空白)	0	0	1	0	1
計	305	1,079	704	212	2,300



問 10 [消防の広域化の効果として、どのようなことを期待しますか]

広域化の効果として1位に挙げられた事項を見ると、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「署所の再配置等による到着時間の短縮」等、現場活動上の効率性の向上に関する事項が挙げられる傾向にあり、その傾向は特に勤続年数30年以上の職員の間で顕著であった。

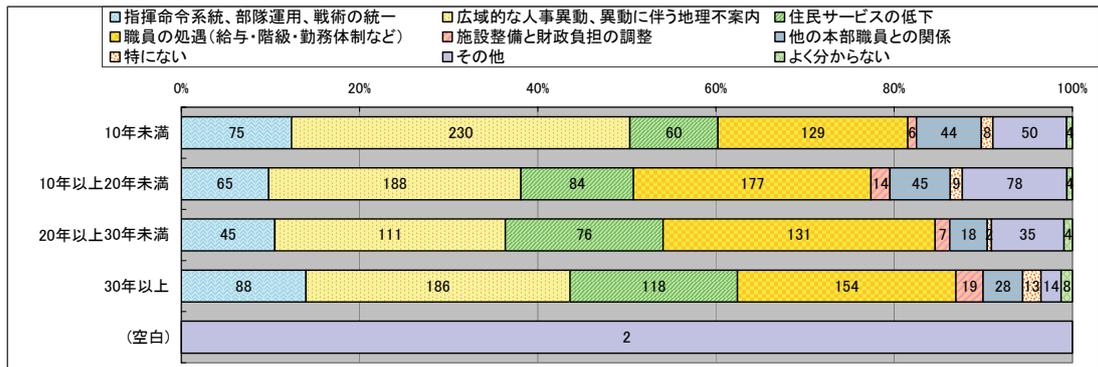
問2	初動体制の強化、効果的な部隊運用	署所の再配置等による到着時間の短縮	本部機能統合等による現場活動要員の増強	救急・予防業務の高度化及び専門化	重複投資の回避による経費の節減	高度な資機材の計画的整備	適切な人事ローテーションによる組織の活性化	特にない	その他	よく分からない	計
10年未満	137	81	90	51	32	42	35	59	67	14	608
10年以上20年未満	110	64	98	51	38	44	38	90	111	16	660
20年以上30年未満	65	46	81	41	30	18	21	66	46	12	426
30年以上	128	98	112	38	58	40	32	72	37	10	625
(空白)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計	440	289	381	181	158	144	126	287	263	52	2,321



問 11 [消防の広域化後の消防体制について、どのようなことに不安を感じますか]

広域化後の消防体制について不安を感じる事項の1位には、いずれの勤続年数においても、「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」と「職員の処遇（給与・階級・勤務体制など）」が多く挙げられている。勤続年数が長くなるほど、「住民サービスの低下」が挙げられる割合が高くなり、10年未満の職員の間では60人9.9%であるのに対して、30年以上の職員では118人18.8%が最も不安に感じているという傾向の違いが確認された。

問2	指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一	広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内	住民サービスの低下	職員の処遇（給与・階級・勤務体制など）	施設整備と財政負担の調整	他の本部職員との関係	特にない	その他	よく分からない	計
10年未満	75	230	60	129	6	44	8	50	4	606
10年以上20年未満	65	188	84	177	14	45	9	78	4	664
20年以上30年未満	45	111	76	131	7	18	2	35	4	429
30年以上	88	186	118	154	19	28	13	14	8	628
(空白)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計	273	715	338	591	46	135	32	179	20	2,329

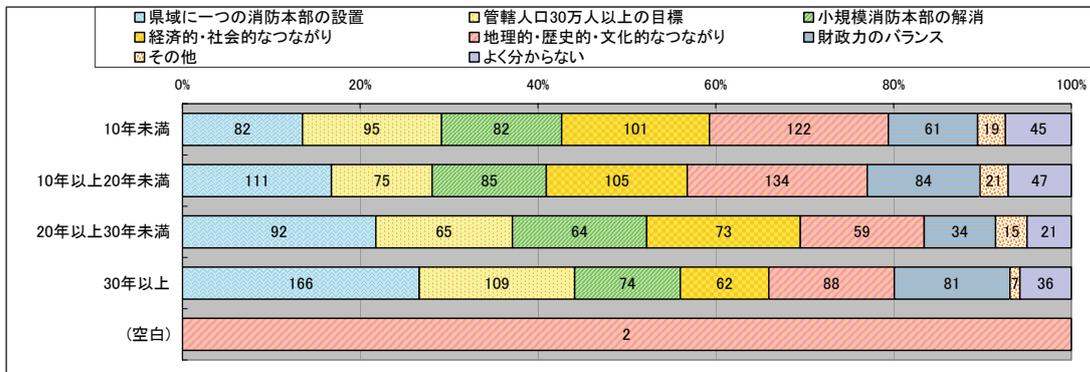


「勤続年数別」集計

問 12 [広域化の組合せを決めるとき、どの点を重視すべきか]

広域化後の組合せを決める際に重視すべき点としては、1位に「県域に一つの消防本部の設置」を挙げた割合が勤続年数30年以上の職員が最も多く、勤続年数が下がるごとにその割合が低くなることが確認された。一方、勤続年数が短い職員の方が「地理的・歴史的・文化的つながり」を上げる割合が高くなっており、その傾向の違いが確認された。また、「よくわからない」という回答は、10年未満、10年以上20年未満の勤続年数の短い職員において、より多く回答されており、職員への情報提供が充分ではない可能性が指摘される。

問2	問12	県域に一つの消防本部の設置	管轄人口30万人以上の目標	小規模消防本部の解消	経済的・社会的なつながり	地理的・歴史的・文化的なつながり	財政力のバランス	その他	よく分からない	計
10年未満		82	95	82	101	122	61	19	45	607
10年以上20年未満		111	75	85	105	134	84	21	47	662
20年以上30年未満		92	65	64	73	59	34	15	21	423
30年以上		166	109	74	62	88	81	7	36	623
(空白)		0	0	0	0	2	0	0	0	2
計		451	344	305	341	405	260	62	149	2,317

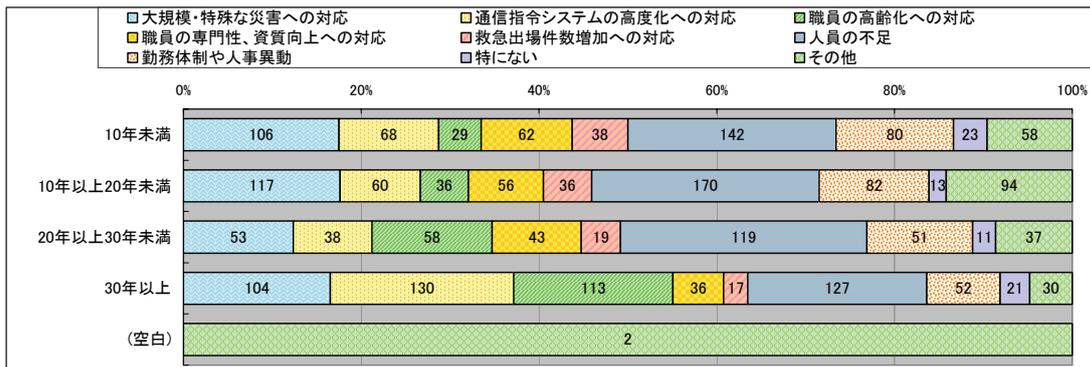


「勤続年数別」集計

問 13 [消防本部における一般的な課題は、どのようなものか]

消防本部の一般的な課題として1位に挙げられたのは、全体的に「人員の不足」が最も多い。勤続年数30年以上の職員については、次いで「通信指令システムの高度化への対応」、「職員の高齢化への対応」と続くのに対して、10年未満、10年以上20年未満の勤続年数の短い職員の間では、「大規模・特殊な災害への対応」や「勤務体制や人事異動」の方が高くなっており、その傾向の違いが確認された。

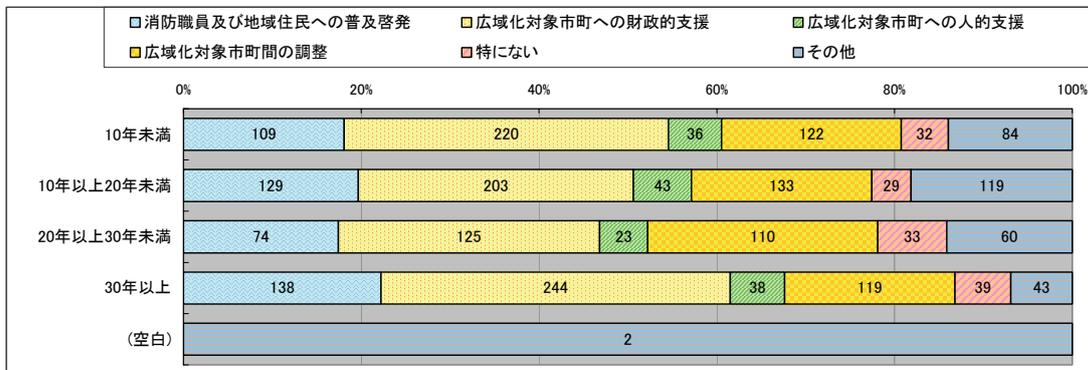
問2	問13	大規模・特殊な災害への対応	通信指令システムの高度化への対応	職員の高齢化への対応	職員の専門性、資質向上への対応	救急出場件数増加への対応	人員の不足	勤務体制や人事異動	特にない	その他	計
10年未満		106	68	29	62	38	142	80	23	58	606
10年以上20年未満		117	60	36	56	36	170	82	13	94	664
20年以上30年未満		53	38	58	43	19	119	51	11	37	429
30年以上		104	130	113	36	17	127	52	21	30	630
(空白)		0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計		380	296	236	197	110	558	265	68	221	2,331



問 14 「広域化を推進していくにあたり、県が行うべき役割として何を求めるか」

広域化推進にあたり県が行う役割としては、いずれの勤続年数においても1位には最も多くの職員が「広域化対象市町への財政的支援」を挙げており、広域化推進にあたっての財政面の問題が大きな課題であることが推測される。なお、勤続年数30年以上の職員は、「広域化対象市町への財政的支援」に次いで、「消防職員及び地域住民への普及啓発」を求めているのに対して、30年未満の職員については、次いで「広域化対象市町間の調整」を求めているという傾向が確認された。

問2 \ 問14	消防職員及び地域住民への普及啓発	広域化対象市町への財政的支援	広域化対象市町への人的支援	広域化対象市町間の調整	特にない	その他	計
10年未満	109	220	36	122	32	84	603
10年以上20年未満	129	203	43	133	29	119	656
20年以上30年未満	74	125	23	110	33	60	425
30年以上	138	244	38	119	39	43	621
(空白)	0	0	0	0	0	2	2
計	450	792	140	484	133	308	2,307



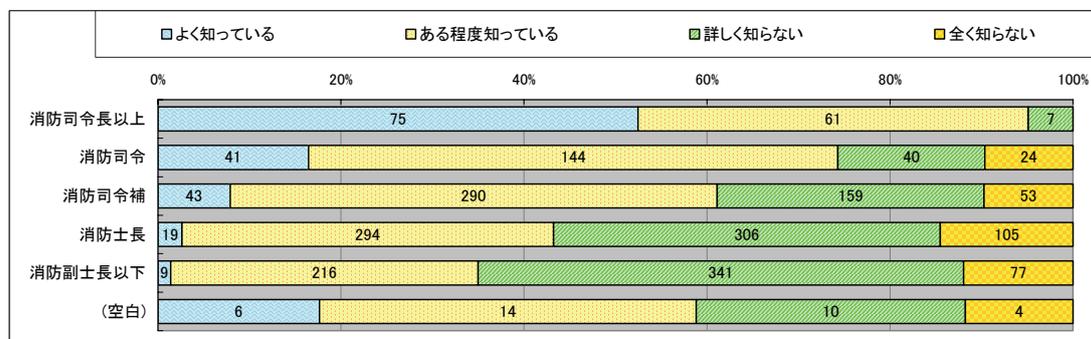
【 問6～問14を「階級別」に集計 】

「階級別」集計

問 6 【消防の広域化について、どの程度知っているか】

消防司令長以上は「よく知っている」が、75人52.4%であるが、消防司令では、41人16.5%、消防司令補が43人7.9%と、階級が低くなるほど広域化についての認知が低くなる傾向が確認された。なお、「全く知らない」との回答は、消防司令以下の職員のみであり、消防司令長以上の職員の回答者は0人である。これは関心の程度よりも、階級が下の職員に対する情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4 \ 問6	よく知っている	ある程度知っている	詳しく知らない	全く知らない	計
消防司令長以上	75	61	7	0	143
消防司令	41	144	40	24	249
消防司令補	43	290	159	53	545
消防士長	19	294	306	105	724
消防副士長以下	9	216	341	77	643
(空白)	6	14	10	4	34
計	193	1,019	863	263	2,338

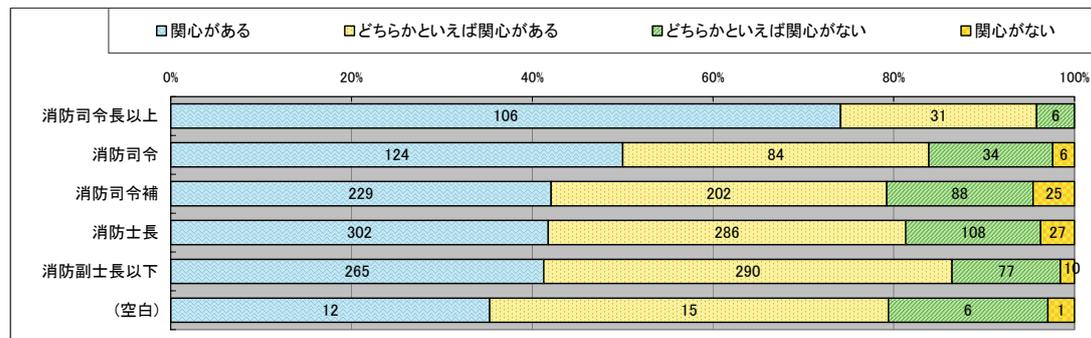


「階級別」集計

問 7 【消防の広域化について、どの程度関心があるか】

消防司令長以上は「関心がある」が、106人74.1%であるが、消防司令では124人50.0%、消防司令補が229人42.1%と、階級が低くなるほど広域化についての関心が低くなる傾向が確認された。なお、「関心がない」との回答は、消防司令以下の職員のみであり、消防司令長以上の職員の回答者は0人である。これも問6と同様、階級が下の職員に対する情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4 \ 問7	関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	計
消防司令長以上	106	31	6	0	143
消防司令	124	84	34	6	248
消防司令補	229	202	88	25	544
消防士長	302	286	108	27	723
消防副士長以下	265	290	77	10	642
(空白)	12	15	6	1	34
計	1,038	908	319	69	2,334

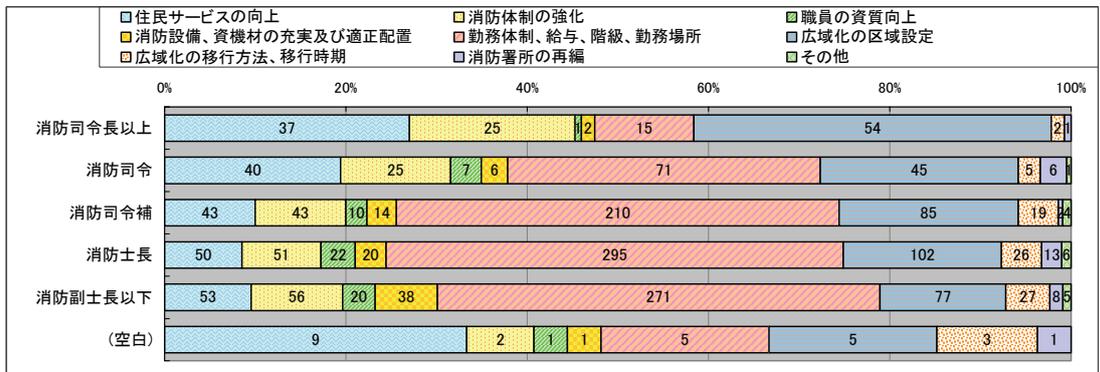


「階級別」集計

問 8 【消防の広域化について、どの項目に関心があるか】

広域化についての関心項目について1位に挙げられたものを見ると、消防司令長以上は「広域化の区域設定」を54人39.4%が挙げたのに対し、消防司令以下では「勤務体制、給与、階級、勤務場所」が最も関心の高い項目として挙げられており、関心の傾向の違いが確認された。

問4 \ 問8	住民サービスの向上	消防体制の強化	職員の資質向上	消防設備、資機材の充実及び適正配置	勤務体制、給与、階級、勤務場所	広域化の区域設定	広域化の移行方法、移行時期	消防署所の再編	その他	計
消防司令長以上	37	25	1	2	15	54	2	1	0	137
消防司令	40	25	7	6	71	45	5	6	1	206
消防司令補	43	43	10	14	210	85	19	2	4	430
消防士長	50	51	22	20	295	102	26	13	6	585
消防副士長以下	53	56	20	38	271	77	27	8	5	555
(空白)	9	2	1	1	5	5	3	1	0	27
計	232	202	61	81	867	368	82	31	16	1,940

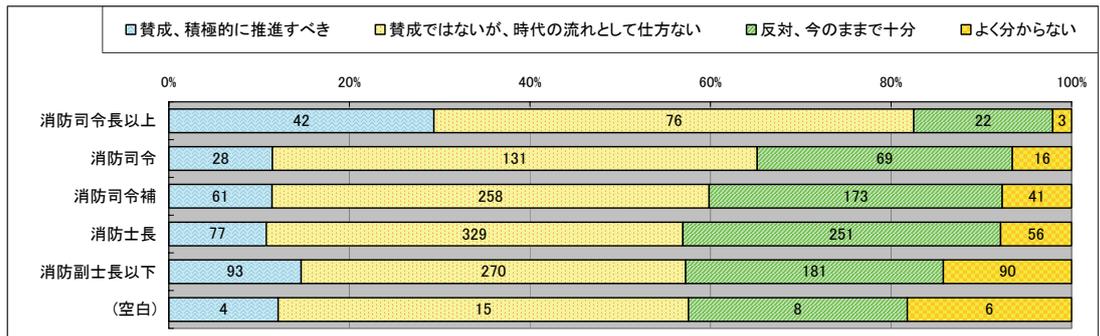


「階級別」集計

問 9 【消防の広域化について、どの意見に最も近いか】

全体的に、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」との回答が最も多いが、消防司令長以上は「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」76人53.1%に次いで「賛成、積極的に推進すべき」が42人29.4%、「反対、今のままで十分」が22人15.4%と反対意見が少数派で広域化を容認する方向であるのに対して、消防司令補、消防士長の中堅層では「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」に次いで多いのが「反対、今のままで十分」との回答が30%以上と、さらに下の階級よりも反対傾向に傾いていることが確認された。なお、「よく分からない」との回答は階級が下の職員ほど多くなり、問6と同様に情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4 \ 問9	賛成、積極的に推進すべき	賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない	反対、今のままで十分	よく分からない	計
消防司令長以上	42	76	22	3	143
消防司令	28	131	69	16	244
消防司令補	61	258	173	41	533
消防士長	77	329	251	56	713
消防副士長以下	93	270	181	90	634
(空白)	4	15	8	6	33
計	305	1,079	704	212	2,300

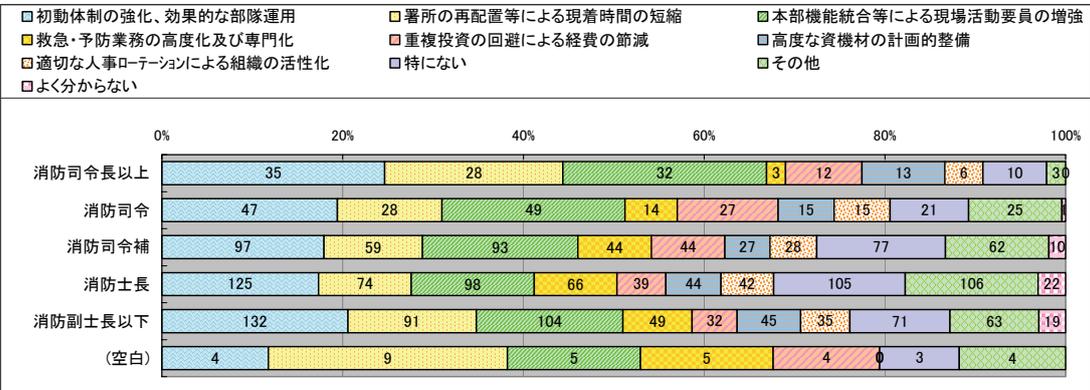


「階級別」集計

問 10 【消防の広域化の効果として、どのようなことを期待しますか】

広域化の効果として1位に挙げられた事項を見ると、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」、「署所の再配置等による到着時間の短縮」等、現場活動上の効率性の向上に関する事項が挙げられる傾向にあり、その傾向は特に消防司令長以上で顕著であった。また、「よくわからない」という回答は、消防司令以下の職員からのみの回答であり、階級の低い職員への情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4	問10	初動体制の強化、効果的な部隊運用	署所の再配置等による到着時間の短縮	本部機能統合等による現場活動要員の増強	救急・予防業務の高度化及び専門化	重複投資の回避による経費の節減	高度な資機材の計画的整備	適切な人事ローテーションによる組織の活性化	特にない	その他	よく分からない	計
消防司令長以上		35	28	32	3	12	13	6	10	3	0	142
消防司令		47	28	49	14	27	15	15	21	25	1	242
消防司令補		97	59	93	44	44	27	28	77	62	10	541
消防士長		125	74	98	66	39	44	42	105	106	22	721
消防副士長以下		132	91	104	49	32	45	35	71	63	19	641
(空白)		4	9	5	5	4	0	0	3	4	0	34
計		440	289	381	181	158	144	126	287	263	52	2,321

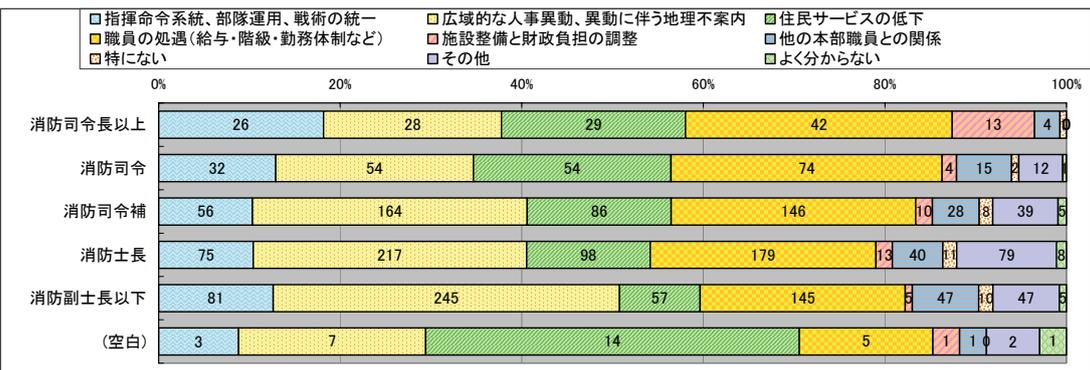


「階級別」集計

問 11 【消防の広域化後の消防体制について、どのようなことに不安を感じますか】

広域化後の消防体制について不安を感じる事項については、消防司令長以上、消防司令では、「職員の処遇（給与・階級・勤務体制など）」を挙げた職員が多いのに対して、消防司令補以下、階級が下がるほど「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」を挙げており、その傾向の違いが確認された。また、「よくわからない」という回答は、消防司令以下の職員からのみの回答であり、階級の低い職員への情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4	問11	指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一	広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内	住民サービスの低下	職員の処遇（給与・階級・勤務体制など）	施設整備と財政負担の調整	他の本部職員との関係	特にない	その他	よく分からない	計
消防司令長以上		26	28	29	42	13	4	1	0	0	143
消防司令		32	54	54	74	4	15	2	12	1	248
消防司令補		56	164	86	146	10	28	8	39	5	542
消防士長		75	217	98	179	13	40	11	79	8	720
消防副士長以下		81	245	57	145	5	47	10	47	5	642
(空白)		3	7	14	5	1	1	0	2	1	34
計		273	715	338	591	46	135	32	179	20	2,329

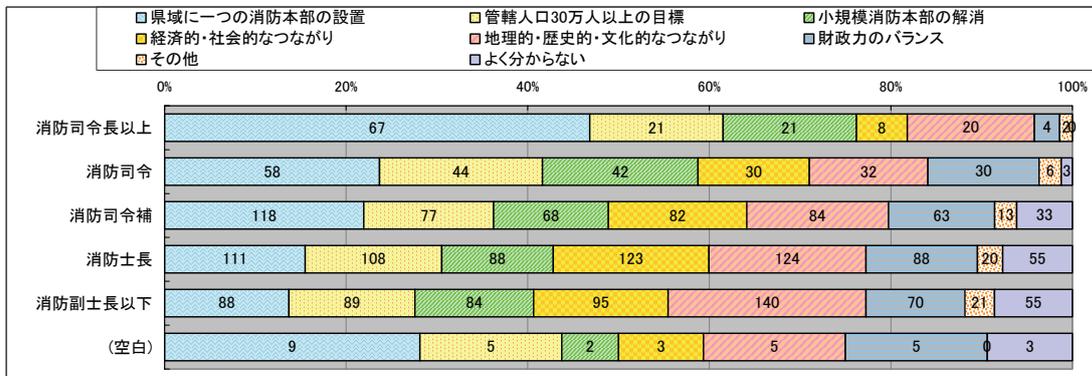


「階級別」集計

問 12 [広域化の組合せを決めるとき、どの点を重視すべきか]

広域化後の組合せを決める際に重視すべき点としては、1位に「県域に一つの消防本部の設置」を挙げた職員の割合が消防司令長以上が最も多く、階級が下がるごとにその割合が低くなることを確認された。一方、階級が下がるほど「地理的・歴史的・文化的つながり」を上げる割合が高くなっており、その傾向の違いが確認された。また、「よくわからない」という回答は、消防司令以下の職員のみから回答されており、その回答率は階級が低くなるほど高くなる傾向にある。階級の低い職員への情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問4	問12	県域に一つの消防本部の設置	管轄人口30万人以上の目標	小規模消防本部の解消	経済的・社会的なつながり	地理的・歴史的・文化的なつながり	財政力のバランス	その他	よく分からない	計
	消防司令長以上	67	21	21	8	20	4	2	0	143
	消防司令	58	44	42	30	32	30	6	3	245
	消防司令補	118	77	68	82	84	63	13	33	538
	消防士長	111	108	88	123	124	88	20	55	717
	消防副士長以下	88	89	84	95	140	70	21	55	642
	(空白)	9	5	2	3	5	5	0	3	32
	計	451	344	305	341	405	260	62	149	2,317

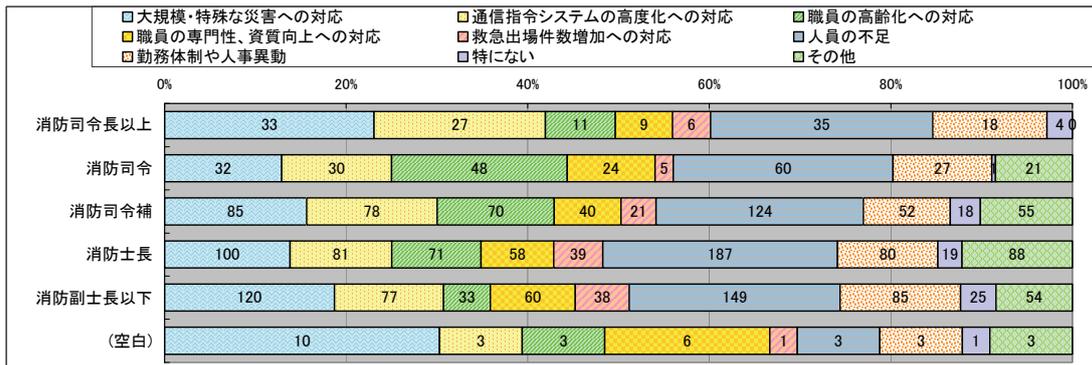


「階級別」集計

問 13 [消防本部における一般的な課題は、どのようなものか]

消防本部の一般的な課題として1位に挙げられたのは、全体的に「人員の不足」が最も多く、次いで「大規模・特殊な災害への対応」の順となっている。消防司令長以上の職員については、次いで「通信指令システムの高度化への対応」と続くが、消防司令以下の職員からはそれらに加え「職員の高齢化への対応」についても課題として挙げられた。

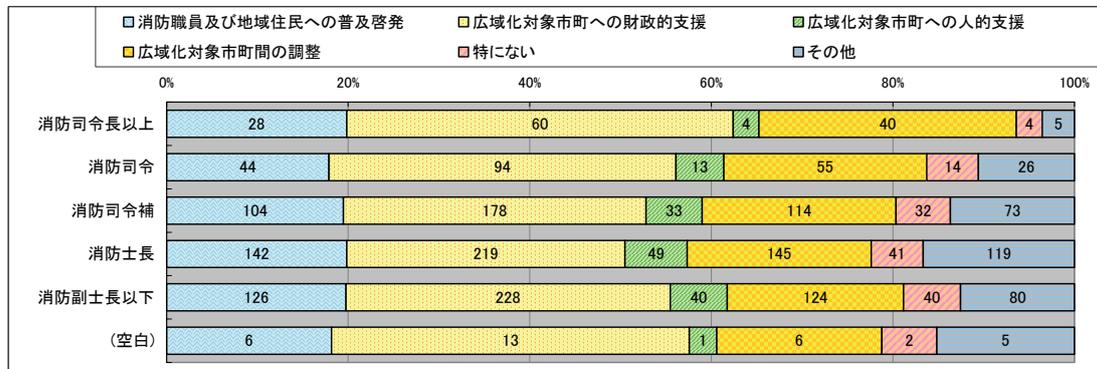
問4	問13	大規模・特殊な災害への対応	通信指令システムの高度化への対応	職員の高齢化への対応	職員の専門性、資質向上への対応	救急出動件数増加への対応	人員の不足	勤務体制や人事異動	特にない	その他	計
	消防司令長以上	33	27	11	9	6	35	18	4	0	143
	消防司令	32	30	48	24	5	60	27	1	21	248
	消防司令補	85	78	70	40	21	124	52	18	55	543
	消防士長	100	81	71	58	39	187	80	19	88	723
	消防副士長以下	120	77	33	60	38	149	85	25	54	641
	(空白)	10	3	3	6	1	3	3	1	3	33
	計	380	296	236	197	110	558	265	68	221	2,331



問 14 「広域化を推進していくにあたり、県が行うべき役割として何を求めるか」

広域化推進にあたり県が行う役割としては、いずれの階級においても1位には最も多くの職員が「広域化対象市町への財政的支援」を挙げており、広域化推進にあたっての財政面の問題が大きな課題であることが推測される。なお、「広域化対象市町への財政的支援」に次いで「広域化対象市町間の調整」、「消防職員及び地域住民への普及啓発」と続く傾向は全階級で概ね共通しており、顕著な違いは確認されない。

問4	問14 消防職員及び地域住民への普及啓発	広域化対象市町への財政的支援	広域化対象市町への人的支援	広域化対象市町間の調整	特にない	その他	計
消防司令長以上	28	60	4	40	4	5	141
消防司令	44	94	13	55	14	26	246
消防司令補	104	178	33	114	32	73	534
消防士長	142	219	49	145	41	119	715
消防副士長以下	126	228	40	124	40	80	638
(空白)	6	13	1	6	2	5	33
計	450	792	140	484	133	308	2,307



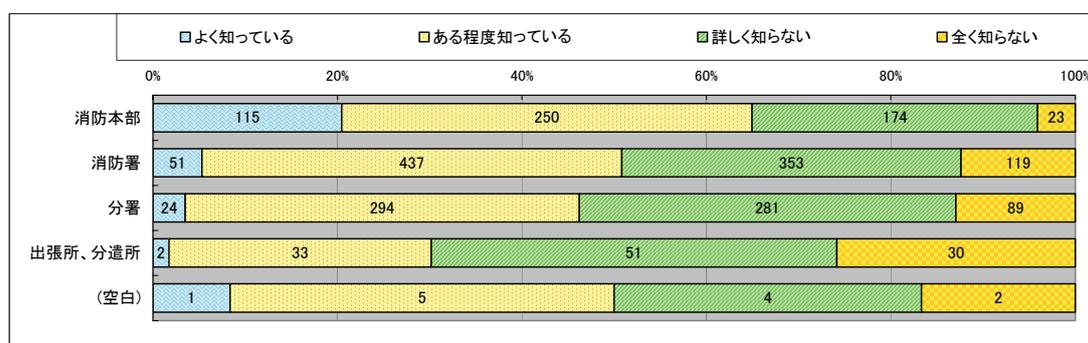
【 問6～問14を「所属別」に集計 】

「所属別」集計

問 6 【消防の広域化について、どの程度知っているか】

消防本部の職員は「よく知っている」が、115人20.5%であるが、消防署では51人5.3%、分署では24人3.5%と、署所の職員の認知は消防本部の職員と比較すると低いという傾向が確認された。なお、「全く知らない」との回答は、消防本部の職員よりも署所の職員により多く、情報提供が十分ではない可能性が指摘される。

問5 \ 問6	よく知っている	ある程度知っている	詳しく知らない	全く知らない	計
消防本部	115	250	174	23	562
消防署	51	437	353	119	960
分署	24	294	281	89	688
出張所、分遣所	2	33	51	30	116
(空白)	1	5	4	2	12
計	193	1,019	863	263	2,338

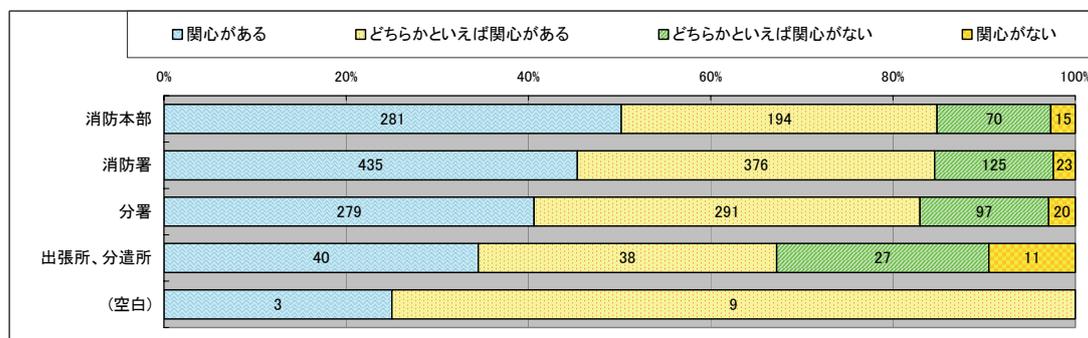


「所属別」集計

問 7 【消防の広域化について、どの程度関心があるか】

「関心がある」との回答は、消防本部の職員は281人50.2%であるが、消防署では435人45.4%、分署では279人34.5%と、消防本部の職員と比較すると署所の職員の関心が低くなる傾向が確認された。

問5 \ 問7	関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	計
消防本部	281	194	70	15	560
消防署	435	376	125	23	959
分署	279	291	97	20	687
出張所、分遣所	40	38	27	11	116
(空白)	3	9	0	0	12
計	1,038	908	319	69	2,334

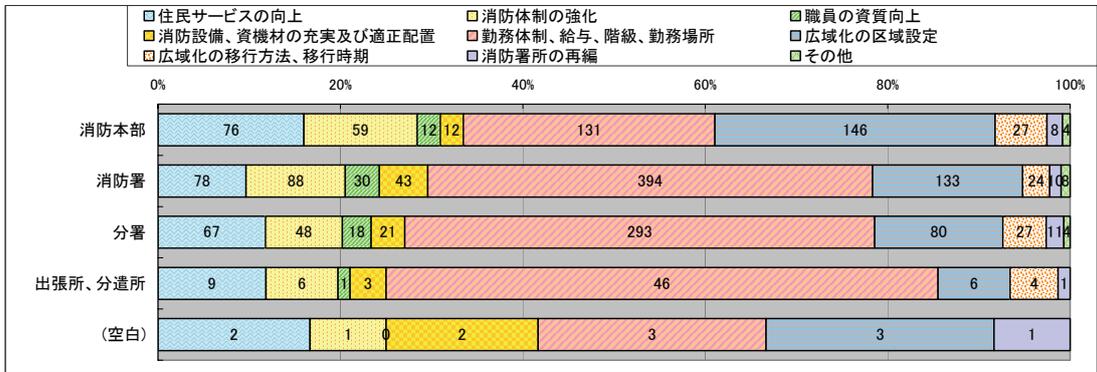


「所属別」集計

問 8 【消防の広域化について、どの項目に関心があるか】

広域化についての関心項目について1位に挙げられたものを見ると、消防本部の職員のうち146人30.7%と最も多くが「広域化の区域設定」を挙げたのに対し、署所の職員は概ね50%以上の職員が「勤務体制、給与、階級、勤務場所」を最も多くの職員が挙げており、関心の傾向の違いが確認された。

問5	問8 住民サービスの向上	消防体制の強化	職員の資質向上	消防設備、資機材の充実及び適正配置	勤務体制、給与、階級、勤務場所	広域化の区域設定	広域化の移行方法、移行時期	消防署所の再編	その他	計
消防本部	76	59	12	12	131	146	27	8	4	475
消防署	78	88	30	43	394	133	24	10	8	808
分署	67	48	18	21	293	80	27	11	4	569
出張所、分遣所	9	6	1	3	46	6	4	1	0	76
(空白)	2	1	0	2	3	3	0	1	0	12
計	232	202	61	81	867	368	82	31	16	1,940

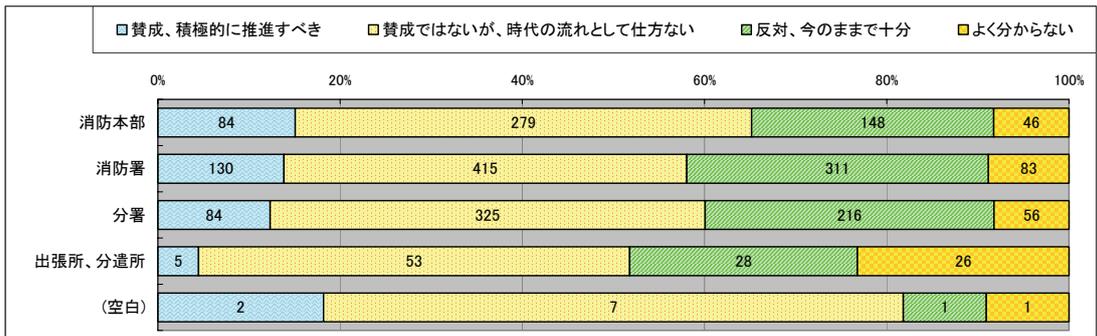


「所属別」集計

問 9 【消防の広域化について、どの意見に最も近いか】

全体的に、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」との回答が最も多いが、消防本部の職員は「賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない」279人50.1%、次いで「賛成、積極的に推進すべき」が84人15.1%と、広域化に対して前向きな意向を示した職員の割合が署所の職員よりも多いことが確認された。署所の職員の賛成意見が消防本部より少ない中で、出張所、分遣所の職員のうち26人23.2%より「よくわからない」との回答が寄せられており、職員への情報提供が特に署所において十分ではない可能性が指摘される。

問5	問9 賛成、積極的に推進すべき	賛成ではないが、時代の流れとして仕方ない	反対、今のままで十分	よくわからない	計
消防本部	84	279	148	46	557
消防署	130	415	311	83	939
分署	84	325	216	56	681
出張所、分遣所	5	53	28	26	112
(空白)	2	7	1	1	11
計	305	1,079	704	212	2,300

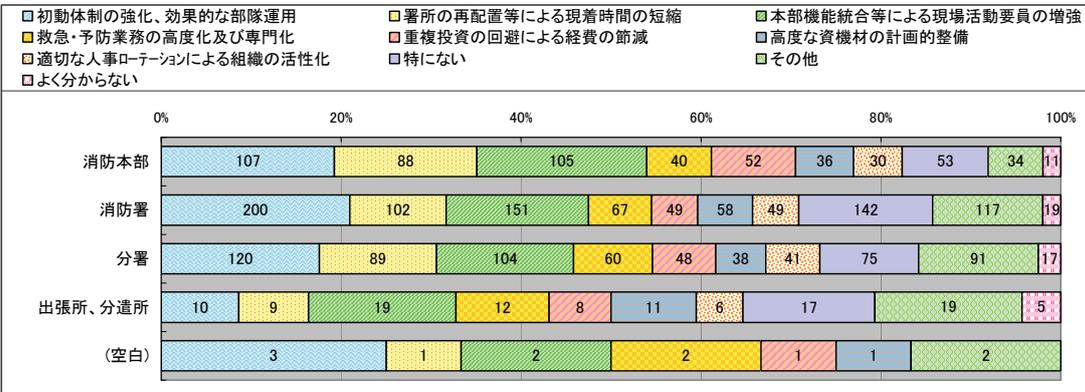


「所属別」集計

問 10 【消防の広域化の効果として、どのようなことを期待しますか】

広域化の効果として1位に挙げられた事項を見ると、「初動体制の強化、効果的な部隊運用」、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「署所の再配置等による現着時間の短縮」等、現場活動上の効率性の向上に関する事項が挙げられる傾向にあり、その傾向は特に消防本部の職員で顕著であった。また、「よくわからない」という回答は、署所の職員での回答率がより高く、職員への情報提供が特に署所において十分ではない可能性が指摘される。

問5	問10	初動体制の強化、効果的な部隊運用	署所の再配置等による現着時間の短縮	本部機能統合等による現場活動要員の増強	救急・予防業務の高度化及び専門化	重複投資の回避による経費の節減	高度な資機材の計画的整備	適切な人事ローテーションによる組織の活性化	特にない	その他	よく分からない	計
消防本部		107	88	105	40	52	36	30	53	34	11	556
消防署		200	102	151	67	49	58	49	142	117	19	954
分署		120	89	104	60	48	38	41	75	91	17	683
出張所、分遣所		10	9	19	12	8	11	6	17	19	5	116
(空白)		3	1	2	2	1	1	0	0	2	0	12
計		440	289	381	181	158	144	126	287	263	52	2,321

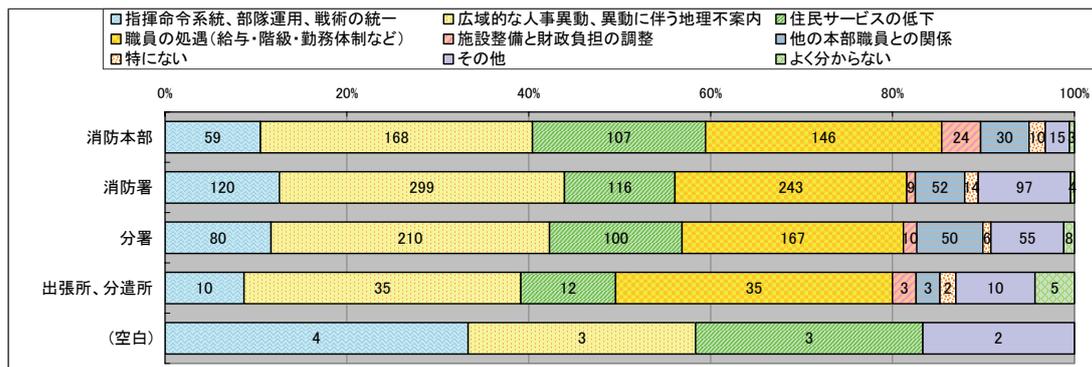


「所属別」集計

問 11 【消防の広域化後の消防体制について、どのようなことに不安を感じますか】

広域化後の消防体制について不安を感じる事項については、所属別の顕著な違いは確認されない。ただし、出張所、分遣所の職員が他の職員より、「広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内」を挙げる割合が高く、「指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一」を挙げる割合が低い。また、消防本部の職員については、「住民サービスの低下」を挙げる職員の割合が他よりも高いことが確認された。

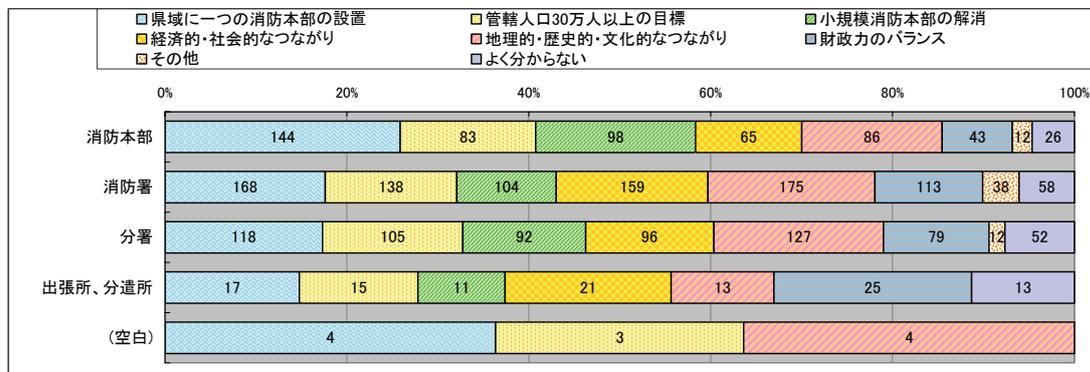
問5	問11	指揮命令系統、部隊運用、戦術の統一	広域的な人事異動、異動に伴う地理不案内	住民サービスの低下	職員の処遇（給与・階級・勤務体制など）	施設整備と財政負担の調整	他の本部職員との関係	特にない	その他	よく分からない	計
消防本部		59	168	107	146	24	30	10	15	3	562
消防署		120	299	116	243	9	52	14	97	4	954
分署		80	210	100	167	10	50	6	55	8	686
出張所、分遣所		10	35	12	35	3	3	2	10	5	115
(空白)		4	3	3	0	0	0	0	2	0	12
計		273	715	338	591	46	135	32	179	20	2,329



問 12 【広域化の組合せを決めるとき、どの点を重視すべきか】

広域化後の組合せを決める際に重視すべき点としては、1位に「県域に一つの消防本部の設置」を挙げた職員の割合が消防本部の職員が最も多く、署所の場合がその割合が低くなることが確認された。また、「よくわからない」という回答は、消防本部の職員より、署所の職員から高い割合で回答されており、署所の職員への情報提供が特に署所において十分ではない可能性が指摘される。

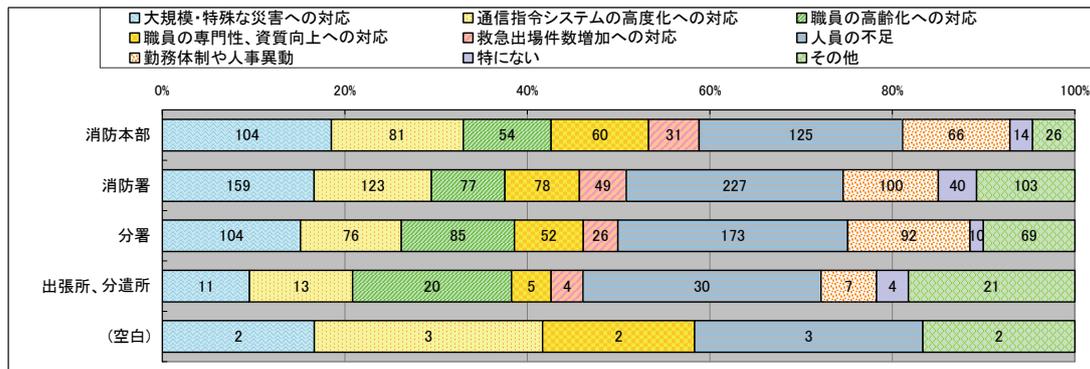
問5	問12	県域に一つの消防本部の設置	管轄人口30万人以上の目標	小規模消防本部の解消	経済的・社会的なつながり	地理的・歴史的・文化的なつながり	財政力のバランス	その他	よく分からない	計
消防本部		144	83	98	65	86	43	12	26	557
消防署		168	138	104	159	175	113	38	58	953
分署		118	105	92	96	127	79	12	52	681
出張所、分遣所		17	15	11	21	13	25	0	13	115
(空白)		4	3	0	0	4	0	0	0	11
計		451	344	305	341	405	260	62	149	2,317



問 13 【消防本部における一般的な課題は、どのようなものか】

消防本部の一般的な課題として1位に挙げられたのは、全体的に「人員の不足」が最も多く、次いで「大規模・特殊な災害への対応」の順となっている。消防本部の職員は、次いで「通信指令システムの高度化への対応」と続くが、署所の職員はそれらに加え「職員の高齢化への対応」を選ぶ傾向が確認されている。

問5	問13	大規模・特殊な災害への対応	通信指令システムの高度化への対応	職員の高齢化への対応	職員の専門性、資質向上への対応	救急出場件数増加への対応	人員の不足	勤務体制や人事異動	特にない	その他	計
消防本部		104	81	54	60	31	125	66	14	26	561
消防署		159	123	77	78	49	227	100	40	103	956
分署		104	76	85	52	26	173	92	10	69	687
出張所、分遣所		11	13	20	5	4	30	7	4	21	115
(空白)		2	3	0	2	0	3	0	0	2	12
計		380	296	236	197	110	558	265	68	221	2,331



問 14 【広域化を推進していくにあたり、県が行うべき役割として何を求めるか】

広域化推進にあたり県が行う役割としては、いずれの所属においても1位には最も多くの職員が「広域化対象市町への財政的支援」を挙げており、広域化推進に当たっての財政面の問題が大きな課題であることが推測される。所属別では、「広域化対象市町間の調整」を挙げた職員の割合が署所より消防本部の方がやや高いこと、「消防職員及び地域住民への普及啓発」については消防本部より署所の方がやや高いことが確認された。

問5 \ 問14	消防職員及び地域住民への普及啓発	広域化対象市町への財政的支援	広域化対象市町への人的支援	広域化対象市町間の調整	特にない	その他	計
消防本部	93	204	30	155	30	42	554
消防署	178	327	44	182	57	160	948
分署	157	214	61	128	36	83	679
出張所、分遣所	19	42	4	18	10	21	114
(空白)	3	5	1	1	0	2	12
計	450	792	140	484	133	308	2,307

